

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業 公募設置等指針(案) 概要

資料1

■ 整備の背景

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致エリアについては、サウンディング調査結果より、民間活力導入の可能性があることから、公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）を活用した事業の実施を進めています。
今回、公募対象公園施設、特定公園施設等の施設整備を公募により実施するものです。

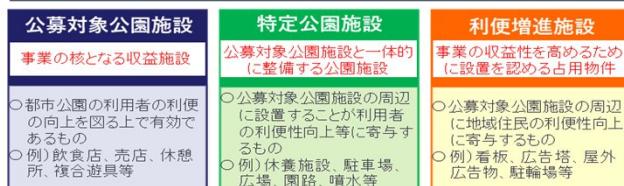


■ 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

公募設置管理制度とは…
○都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
○事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元し、一体的に整備することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

く都市公園法の特例

- ①：設置管理許可期間の特例（10年～20年）
 - ・設置管理許可の期間の上限は10年だが、認定期間（上限20年間）以内は更新を保証
- ②：公募対象公園施設における建へい率の特例
 - ・便益施設、遊戯施設は、最大建蔽率12%（29%から12%へ拡大）
- ③：占用物件の特例
 - ・看板、広告塔等を利便増進施設（占用物件）として設置可能



■ 公募設置等指針（案）における施設等の概要

施設	施設内容	施設規模	その他
公募対象公園施設	飲食店等	建築可能面積 1,500 m ² 以下	使用料：1,765円/m ² ・年
〃	駐車場	約3,000 m ² (120台以上)	使用料：594円/m ² ・年
特定公園施設	園路、広場、屋根付広場、便所	400 m ² 程度(大屋根)	市負担上限額:315,000千円
利便増進施設	看板、広告塔等		任意

■ 費用負担と役割分担

項目	公募対象公園施設※	特定公園施設		利便増進施設
		必須提案施設	任意提案施設	
整備	設計・施工者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と市	認定計画提出者	認定計画提出者
許可等	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	協定に基づき 認定計画提出者が整備	認定計画提出者が占 用許可を受けて設置	認定計画提出者が占 用許可を受けて設置
財産管理	認定計画提出者	市	認定計画提出者	認定計画提出者
実施主体	認定計画提出者	市	認定計画提出者	認定計画提出者
費用負担	認定計画提出者	一	認定計画提出者	認定計画提出者
許可等	認定計画提出者が管理許可を受けて実施	一	認定計画提出者が管理許可を受けて実施	認定計画提出者が占 用許可を受けて実施

※駐車場（公募対象公園施設）のオンライン貯留機能を担う施設に関しては、本市の負担に基づき市により整備と維持管理を行います。

■ スケジュール（案）

令和7年10月 定例市議会 【重要報告】	①公募設置等指針（案） ②選定基準、基本協定書（案）および契約書（案）等
令和7年11月 定例市議会 【議案】	①都市公園を設置すべき区域について ②債務負担行為の設定について
令和7年12月 (11月定例市議会閉会後)	公募設置等指針の公示
令和8年1月～2月	説明会の実施、質問の受付・回答
令和8年4月	提案書の受付
令和8年5月 (第4回 選定委員会)	提案書の事前審査
令和8年6月 (第5回 選定委員会)	①提案書の審査 ②最優秀提案の選定
令和8年7月～8月	事業者の決定・公表、公募設置等計画の認定、協定書等の締結
令和8年10月	仮契約の締結
令和8年11月 定例市議会 【議案】	契約について
令和8年12月～令和10年3月 (11月定例市議会閉会後)	事業着手（設計、工事）
令和10年4月	供用開始

草津川跡地（区間 6）民間事業者誘致事業
公募設置等指針（案）

令和 7 年 1 月
草津市

■目次

1.	事業の概要	4
(1)	事業の目的	4
(2)	公募設置等指針の位置付け	4
(3)	事業概要	5
(4)	事業範囲	9
(5)	公募事業の流れ	10
(6)	費用負担および役割分担	11
(7)	事業期間・認定の有効期間	11
(8)	電気、上下水道等のインフラ設備	12
2.	公募対象公園施設等の設置等にかかる事項	14
(1)	共通事項	14
(2)	公募対象公園施設の建設に関する事項	14
(3)	特定公園施設の建設に関する事項	17
(4)	利便増進施設の設置に関する事項	21
3.	設計・建設業務に関する要求水準	23
(1)	設計・建設業務に関する要求水準	23
(2)	修正設計等および工事調整への協力	24
4.	公募対象公園施設等の維持管理・運営等にかかる事項	25
(1)	公募対象公園施設の維持管理・運営に関する事項	25
(2)	特定公園施設の維持管理・運営に関する事項	26
(3)	利便増進施設の維持管理・運営に関する事項	27
(4)	共通事項	27
(5)	事業のモニタリングおよび事業報告に関する事項	28
(6)	その他	28
5.	公募の実施に関する事項等	29
(1)	公募への参加資格	29
(2)	事業破綻時の措置	30
6.	公募の手続きに関する事項等	31
(1)	公募スケジュール	31
(2)	応募手続き	31
(3)	審査方法等	37
(4)	法規制等	40
(5)	リスク分担等	43
(6)	事務局	46

■用語の定義

P-PFI	<p>平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</p> <p>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。</p>
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置または管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置または管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場等。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。

設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

草津川跡地は、平成14年に天井川であった旧草津川が廃川となり生まれた全長約7.0kmにおよぶ広大な空間です。草津市では、当該空間をまちづくりの資源として活用しようと、平成23年5月に草津川跡地利用に関する「草津川跡地利用基本構想」を、平成24年10月に「草津川跡地利用基本計画」を策定し、にぎわいとうるおいが創出される空間づくりを進めています。

これまで、「基本計画」に基づき、平成29年4月には、メロン街道から浜街道間の約1.2kmを「ai彩ひろば（区間2）」、JR琵琶湖線から市道大路16号線付近の約0.8kmを「de愛ひろば（区間5）」として供用を開始しており、いずれの区間においても、テーマに則したにぎわいが形成されるとともに、多様なコミュニティが形成されています。

本事業は、「de愛ひろば（区間5）」と連携する市道大路16号線付近からJR東海道新幹線までの区間6（距離：約0.8km、公園面積：約37,800m²）において、草津市と栗東市が都市公園として整備することと合わせ、Park-PFI制度の活用により、若者・子育て世代を中心としたにぎわいを創出することを目的とします。

なお、本事業の実施にあたっては、単なる便益施設等の設置にとどまらず、民間事業者等のノウハウを活かし、草津市と栗東市の暮らしの質の向上や、子育て世代や大学生が流入する立地や歴史資源等の草津市らしさを活かし、周辺地域の価値向上に資する施設整備やサービスの提供を期待しています。

(2) 公募設置等指針等の位置付け

本公募設置等指針は、草津市（以下「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した本事業を実施するに当たり、設置等予定者を選定するための手続き等を示したもので

なお、次の書類は本公募設置等指針と一体のもの（以下「公募設置等指針等」という。）であり、本事業に応募する者はすべての文書を精読のうえ、応募に必要な書類を提出してください。

（公募設置等指針等の範囲）

公募設置等指針（公募設置指針と参考資料1から6）

別紙1 様式集

別紙2 評価基準書

別紙3 基本協定書（案）

別紙4 特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

(3) 事業概要

① 草津川跡地（区間6）の概要

表 草津川跡地（区間6）の概要

名称	草津川跡地公園（区間6）【新設】
所在地	草津市東草津、大路、青地町の一部および栗東市小柿、岡の一部 ※図「草津川跡地公園 区間模式図」「草津川跡地公園（区間6）位置図」参照
開設予定面積	区間6公園面積：約37,800m ² （草津市域：約26,300m ² ）
公園種別	都市公園
防災上の位置付け	災害時においては、一次避難地※として活用するほか、広域防災の拠点として活用することが草津川跡地利用基本計画および草津市地域防災計画において位置付けられています。 ※地震等の災害による家屋の倒壊、消失等により被害を受けた、あるいは受けたおそれのある場合に最初に避難する場所のこと。大火の危険が迫った場合は広域避難地に再避難するための避難中継基地として機能します。
区間6の実施方針	川と街を融合する エントランスと流動の風景を創る ～様々な世代（子育て若者）が時（高齢）をつなぎ、過去・現在・未来をまたぐ～



図 草津川跡地 区間模式図



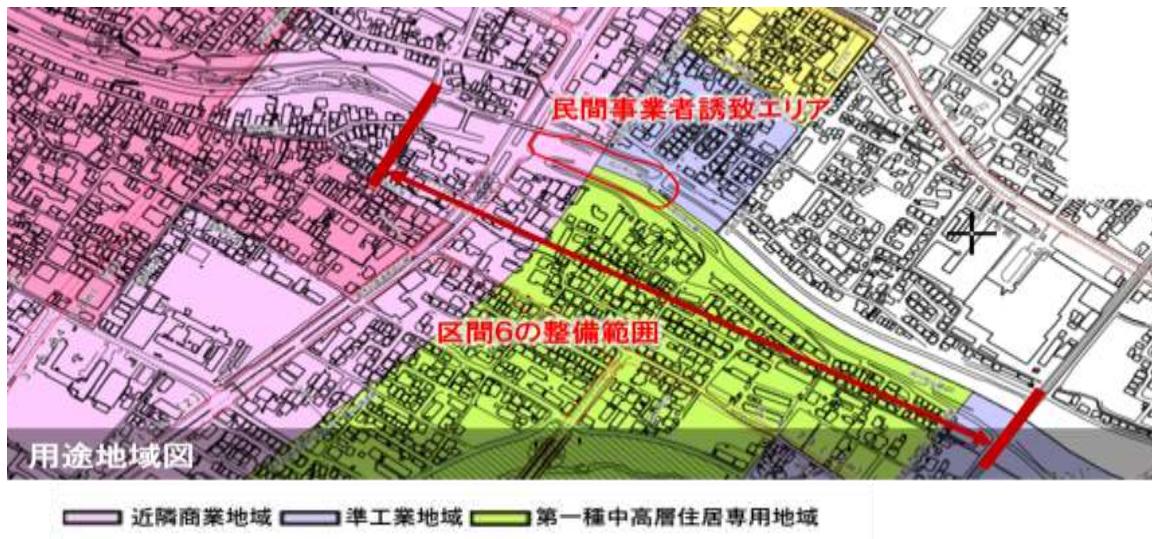
図 草津川跡地公園（区間6）位置図

② 事業概要と事業対象区域

- 新たに都市公園として整備される草津川跡地公園（区間6）エリアのうち、国道1号に隣接する中央部（約7,400m²）を本事業の対象区域（以下、「事業対象区域」という。）とします。（※事業計画概要については、参考資料1「草津川跡地（区間6）計画概要」、事業対象区域の詳細な範囲については、参考資料2「事業対象区域標準設計図書」を参照してください。）

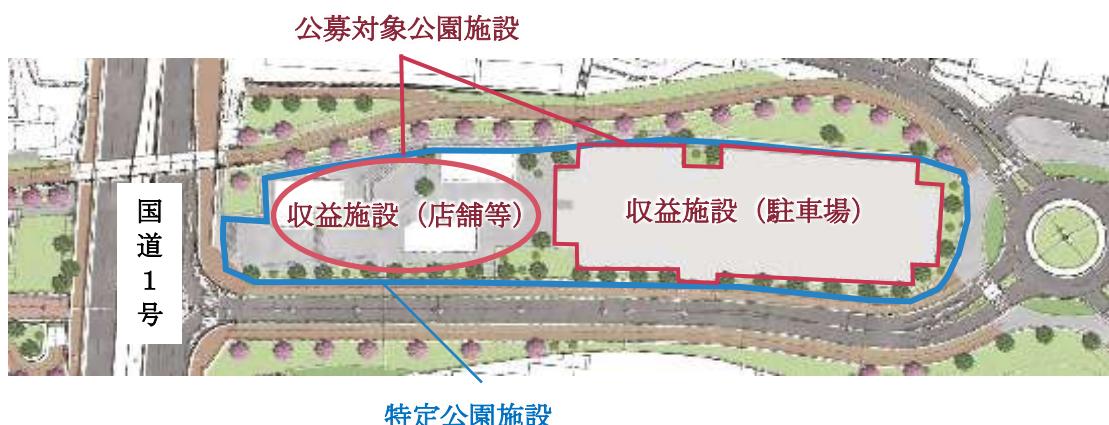


所在地	草津市東草津、大路の一部																								
面積	約7,400m ² （事業対象区域）																								
法令等	<p>■都市計画法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th><th>建ぺい率</th><th>容積率</th><th>高度地区、建物高さの最高限度</th><th>防火地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域</td><td>80%</td><td>200%</td><td>指定なし</td><td>指定なし</td></tr> <tr> <td>準工業地域</td><td>60%</td><td>200%</td><td>指定なし</td><td>指定なし</td></tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td><td>60%</td><td>200%</td><td>指定なし</td><td>指定なし</td></tr> </tbody> </table> <p>■都市公園法 当該区域は都市公園として整備されるため、都市公園法に基づく建ぺい率の制限が別途適用される。</p> <p>■草津市屋外広告物条例</p> <p>■建築基準法、関連法令を遵守すること。</p>					用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区、建物高さの最高限度	防火地域	近隣商業地域	80%	200%	指定なし	指定なし	準工業地域	60%	200%	指定なし	指定なし	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	指定なし	指定なし
用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区、建物高さの最高限度	防火地域																					
近隣商業地域	80%	200%	指定なし	指定なし																					
準工業地域	60%	200%	指定なし	指定なし																					
第一種中高層住居専用地域	60%	200%	指定なし	指定なし																					
交通アクセス	<p>車：栗東ICから約10分、草津田上ICから約15分 電車：JR草津駅から徒歩約15分 バス：まめバス「草津駅東口」から「草津川橋」まで約4分、 バス停から徒歩約3分 近江鉄道バス「草津駅」から「東草津」まで約3分、 バス停から徒歩6分 帝産バス「草津駅」から「東草津」まで約2分、 バス停から徒歩約3分</p>																								



- 本事業は、「公募設置管理制度（P-PFI）」に基づき事業を実施します。新たに事業対象区域に民間収益施設（店舗・駐車場等）を公募対象公園施設として整備し、維持管理・運営を行うとともに、公募対象公園施設の周辺に園路・広場（昇降設備を含む）、屋根付広場（大屋根）、公衆便所等の公園施設について特定公園施設として整備を行います。
- 事業対象区域内における公募対象公園施設、特定公園施設および利便増進施設以外の公園施設については、設置等予定者の公募設置等計画提出後、本市と協議の上、本市により整備を行います。
- 事業対象区域における造成等については、本市にて整備を行います。（整備範囲は、参考資料2「事業対象区域標準設計図書」参照）

【事業内容イメージ】



- 整備後は、公募対象公園施設は都市公園法第5条による設置管理許可制度、特定公園施設は原則として草津川跡地公園（区間6）の指定管理者制度の中で維持管理・運営を行う想定をしています。
- 草津川跡地公園（区間6）のうち事業対象区域を除く公園施設および道路施設の整備については、本市および栗東市で行うものとします。（※具体的な整備内容については、参考資料2「事業対象区域標準設計図書」を参照してください。）

③ 事業コンセプト等

- ・公園全体および区間6の実施方針は以下のとおりです。

草津川跡地利用基本計画コンセプト

『人と自然、人と人がつながるガーデンミュージアム』

区間6の整備テーマ

時と人の出会い

区間6の実施方針

川と街を融合する エントランスと流動の風景を創る

～ 様々な世代（子育て若者）が 時（高齢）をつなぎ、過去・現在・未来をまたぐ～

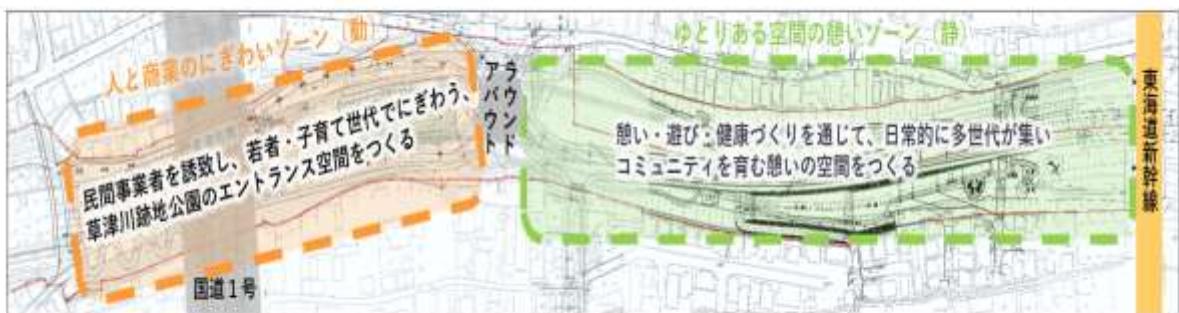
「流動の風景」

「憩いの風景」

「しなやかな計画と実現」

- ・本事業のコンセプトを以下のとおり設定します。

若者・子育て世代でにぎわうエントランスゾーン
～「こどもまんなか社会」の実現を目指して～



- ・草津川跡地公園（区間6）全体のコンセプトおよび以下の関連計画等に整合するように留意するものとします。

【関連計画】

- ・草津川跡地基本構想

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/keikaku/miryoku/kihonnkousou.html>

- ・草津川跡地利用基本計画

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/keikaku/miryoku/riyokihonkeikaku.html>

- ・草津川跡地（区間6）整備内容および経過のお知らせ

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/toshikeikaku/kusatsugawaatuchi/seibikouji/jigyoukeikanosirase.html>

- ・第3次草津市みどりの基本計画

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/keikaku/sangyotoshisuido/2jikihonkeikakukaite.html>

- ・第6次草津市総合計画第2期基本計画

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/keikaku/sogokeikaku/rokujisoukei/kihonkeikaku2/kikaku2025soukei6-2.html>

④ 事業スケジュール

- 本市と栗東市で行う公園施設整備および道路施設の整備等にかかるスケジュールは、以下のとおりです。
- 工事に伴う関連事業計画等は参考資料4「草津川跡地（区間6）関連事業一覧表」に示します。

表 草津市・栗東市による都市公園等の整備にかかるスケジュール（予定）

事項	時期
都市公園および道路施設の供用開始	事業対象区域：令和10年4月 その他事業エリア：令和11年度以降

※現時点での想定スケジュールのため、延期・部分的な計画変更等の可能性があります。

（4）事業範囲

- 本事業にて実施する業務は以下のとおりとし、整備には計画・設計から建設までを含みます。

業務	概要
公募対象公園施設整備・管理運営 P. 14～参照 P. 25～参照	<ul style="list-style-type: none">設置管理許可を受け、公募対象公園施設を整備し、管理運営を行うこと。公募対象公園施設の整備・管理運営は認定計画提出者が自ら行うこと。代表法人以外の構成法人が公募対象公園施設の整備・管理運営を行う場合は、公募設置等計画の認定後、認定計画提出者の地位のうち、”設置管理許可を受け公募対象公園施設の整備・管理運営を行う地位”を承継すること。管理運営の実施にあたっては、区間5、区間6全体および草津川跡地公園全体の管理運営事業や地域活動等のまちづくりの取組みと連携を図り、日常的な活動や情報発信等を行い、公園全体の魅力向上に寄与すること。本市は、本公園の各活用者が草津川跡地での取組みを考え、実行するために「草津川跡地公園管理運営会議」を設置しており、認定計画提出者はこれに参画すること。セルフ・モニタリングを行い、モニタリングの結果を本市に毎年度報告すること。
特定公園施設整備・譲渡 P. 17～参照 P. 26～参照	<ul style="list-style-type: none">特定公園施設の必須提案範囲（認定計画提出者が提案する公募対象公園施設を除いた区域）については、原則として特定公園施設として整備すること。必須提案範囲以外の区域においても、特定公園施設の整備を提案できるものとする。整備完了後、特定公園施設建設・譲渡契約に基づき、特定公園施設を本市へ譲渡すること。
利便増進施設整備・管理運営 P. 21～参照 P. 27参照	<ul style="list-style-type: none">自転車駐車場等、公募対象公園施設の周辺に設置することで近隣住民等の利便性向上に寄与すると認められる占用物件の整備・管理運営を行うこと。（任意提案）

(5) 公募事業の流れ

① 設置等予定者の選定

- 本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

- 本市は、設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適切である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。
- 公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

③ 基本協定の締結

- 認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 標準設計の修正設計

- 本市は、標準設計に基づき、事業対象区域における造成等の整備を行います。ただし、認定計画提出者の提出した公募設置等計画により造成等の変更が生じる場合は、本市と協議の上、認定計画提出者の負担により、修正設計を行うものとします。なお、これ以外については、本市と協議を行うこととします。

※駐車場（公募対象公園施設）のオンラインサイト貯留機能を担う施設については、公募設置等計画を踏まえ、本市により修正設計・建設を行います。

⑤ 公募対象公園施設の設置、管理運営

- 認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理および運営を行っていただきます。なお、工事中についても公募対象公園施設の設置管理許可にかかる使用料は発生するものとします。

⑥ 特定公園施設の設計・建設

- 認定計画提出者には、特定公園施設の設計・建設を認定公募設置等計画に基づき、実施していただきます。
- 特定公園施設については、一旦、認定計画提出者の負担において設計・建設を実施していただきます。なお、認定公募設置等計画に基づく工事中の特定公園施設の使用料は、全額免除とします。

⑦ 特定公園施設の市への譲渡

- 整備完了後、特定公園施設建設・譲渡契約に基づき、特定公園施設を本市へ譲渡していただきます。本市は、契約手続の完了後に、契約に基づき譲渡代金を支払います。

⑧ 特定公園施設（任意提案施設）の管理運営

- ・全ての特定公園施設引き渡しが完了した時点において、認定計画提出者は特定公園施設（任意提案施設）について都市公園法第5条に基づく管理許可により、維持管理および運営を行っていただきます。
- ・特定公園施設（任意提案施設）の管理許可使用料は全額免除とします。

⑨ 利便増進施設の設置、管理運営（任意提案）

- ・認定計画提出者が認定公募設置等計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定公募設置等計画に基づき維持管理・運営を行っていただきます。

⑩ モニタリングの実施

- ・認定計画提出者には、公募対象公園施設および特定公園施設（任意提案）の維持管理・運営についてモニタリングを行っていただきます。
- ・モニタリングの結果は、毎年度本市に報告を行っていただきます。

（6）費用負担および役割分担

項目		公募対象公園施設 ※	特定公園施設		利便増進施設
			必須提案施設	任意提案施設	
整備	設計・建設	認定計画提出者	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市と認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	許可等	設置管理許可	特定公園施設建設・譲渡契約 設置管理許可		占用許可
管理運営	財産管理	認定計画提出者	市		認定計画提出者
	実施主体	認定計画提出者	市	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市	認定計画提出者	認定計画提出者
	許可等	設置管理許可	—	管理許可	占用許可

※駐車場（公募対象公園施設）のオンライン貯留機能を担う施設に関しては、本市の負担に基づき市により整備と維持管理を行います。

（7）事業期間・認定の有効期間

- ・認定公募設置等計画の有効期間は、工事着手日から最長20年間とし、工事および事業終了前の公募対象公園施設および利便増進施設の解体・現状復旧に要する期間を含みます。
- ・本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えるものとします。
- ・公募対象公園施設の設置許可期間は、工事着手日から10年を上限とし、認定計画提出者からの更新申請により、10年を上限として更新できます。
- ・特定公園施設（任意提案施設）の管理許可期間は、引き渡しから公募対象公園施設の設置管理許可期間の終期（更新期間）までとし、本市と認定計画提出者の協議の上、10年を上限として更新を行うものとします。
- ・利便増進施設の占用許可期間は、工事着手日から公募対象公園施設の設置管理許可期間の終期

(更新期間)までとし、認定計画提出者からの更新申請により、10年を上限として更新できます。

- ・公募対象公園施設の設置許可の更新申請にあたっては、原則として、特定公園施設（任意提案施設）の管理許可および利便増進施設の占用許可の更新を行うことを前提とします。

計画認定・基本協定・譲渡契約	協議・設計	公募設置等計画の認定有効期間（20年） 設置管理許可期間（10年更新）	
		公募対象公園施設、利便増進施設の供用期間 (約18年間)	解体
建設	設計変更	特定公園施設（任意提案施設）の管理許可期間（約19年間）	
		特定公園施設（必須提案施設）および その他の公園施設の管理（市）	

（8）電気、上下水道等のインフラ設備

- ・電気、上下水道等のインフラ設備については、参考資料2「事業対象区域標準設計図書」の「電気設備・給水設備・汚水設備図面」に示す本市の範囲を本市の負担のもと整備を行う予定です。
- ・公募対象公園施設の設置にあたり、電気、上下水道等のインフラ設備が「電気設備・給水設備・汚水設備図面」に示す範囲を超えて必要となる場合、原則として認定計画提出者の負担に基づき整備するものとします。なお、各インフラ施設の管理者と協議が必要な場合は、認定計画提出者にて協議を行い、その結果を本市に報告するものとします。
- ・キュービクル等、付帯設備の設置が必要な場合については、原則として認定計画提出者の負担に基づき整備するものとします。
- ・認定計画提出者が公園施設を活用して公募対象公園施設への電気、上下水道等の供給を希望する場合、または公募対象公園施設を活用して他の公園施設への電気、上下水道等の供給を希望する場合は、以下の点を承諾のうえ、提案を行うことを認めます。

<公園施設間でエネルギー等の融通する提案を行う場合の留意事項>

- ・本市が整備するインフラ設備等については、当該提案を想定しない範囲で最低限の性能を有するものであることを踏まえ、当該提案に基づく整備による負荷に耐えうるかについて十分に検討すること。なお、当該提案に基づく整備による瑕疵が生じた場合、認定計画提出者の負担に基づき是正および復旧を図るものとする。
- ・本市が整備するインフラ設備等を介したエネルギー等の融通を行う場合において性能が不足する場合は、認定計画提出者の費用負担により、必要な増設等を行うこと。また、その内容は、設計段階において本市と協議を行い、本市の承諾を得ること。
- ・本市または認定計画提出者のいずれかが、当該提案内容の全て、または一部の継続が困難と判断した場合には、新たに引き込みを行う方法により、公募対象公園施設に必要な電気、上下水道等を確保すること。

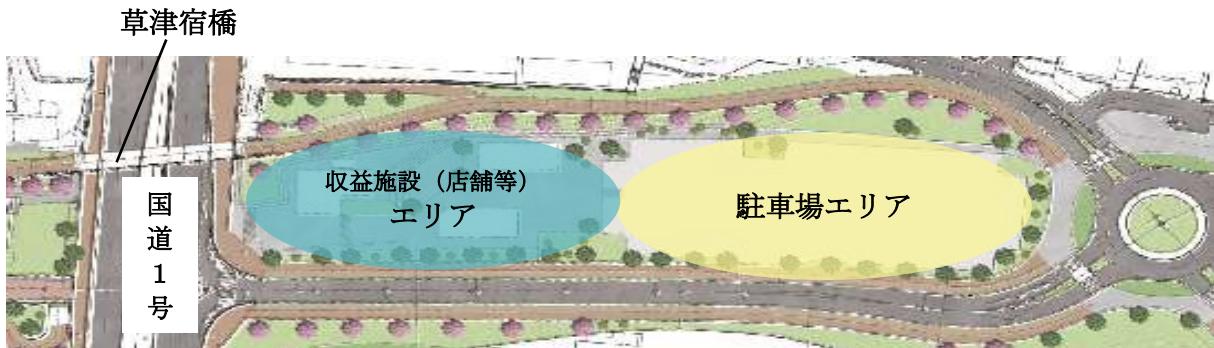
- ・事業期間の終了時においては、公園施設が適正に機能するよう、現状復旧の内容について本市と協議の上、認定計画提出者の負担に基づき、必要な工事を行うものとする。
- ・その他、必要と認められるインフラ設備等については、本市と協議を行うこととする。

2. 公募対象公園施設等の設置等にかかる事項

(1) 共通事項

① ゾーニング

- 以下の標準設計を参考に事業対象区域のゾーニングを提案してください。



② 動線計画

- 動線計画の考え方は以下のとおりとします。

- 各施設の利用者それぞれが快適に過ごせるよう、適切な動線計画とすること。
- 区間6全体および区間5との連続性や車での来園動線、草津宿橋とつながる堤防との高低差等を検討の上、事業対象区域内の動線は、区間6全体の動線設計を意識し、全体を回遊できるようなアクセス・ルートを設定すること。
- 車両動線は、公園利用者の安全確保に配慮した計画とすること。

③ 事業対象区域全体の施設配置およびデザイン

- 事業対象区域全体の施設配置およびデザインの考え方は以下のとおりとします。

- 公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画とすること。
- 混雑時の各動線（公園利用者と施設利用者等）の機能性および安全性に配慮すること。
- 来園者が快適にくつろげるような空間を提供できる提案とすること。
- だれもが過ごしやすく楽しめるユニバーサルデザインおよびバリアフリーに配慮した計画とすること。
- 地球温暖化防止等地球環境に配慮した提案とすること。二酸化炭素の削減と光熱水費の削減を目指した環境負荷低減とエネルギー効率の高い設備、施設等の提案を期待する。
- 災害発生時の一次避難地となることから、これに配慮した提案とすること。
- 区間6全体および区間5の整備内容を踏まえ、統一感のあるデザイン・施設配置に努め、草津川跡地公園全体と調和した樹種や並木等の植栽による緑化に努めること。
- 周辺が住宅地であることに配慮した落ち着いたデザインとしつつも、公園エントランスとなる質の高い洗練されたデザインになるよう努めること。
- 周辺が住宅地であることに配慮した施設配置とすること。

(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項

① 公募対象公園施設の種類

- ・公募対象公園施設は、以下のような公園の利用増進に資する収益施設の設置および管理について提案してください。ただし、ア) イ) に関する提案は、必須とします。

- | | |
|----|-----------------|
| ア) | 公園の利用増進に資する収益施設 |
| イ) | 駐車場（120台以上） |

- ・上記に加え、民間事業者の自由な発想や独自のノウハウ等を活かした新たな施設を提案することができます。提案可能な施設は、都市公園法第5条の2第1項および都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設であって、当該施設から生じる収益等を特定公園施設の建設に要する費用に充てると認められるものとし、公園施設に該当しないものは認められません。
- ・都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であるため、光害、騒音、悪臭の発生、その他、他の公園利用を著しく阻害する要因となる施設またはサービスの提供は認められません。

② 公募対象公園施設の整備に関する条件

- ・下図の赤線で示す範囲内および参考資料2「事業対象区域標準設計図書」に示す事業対象区域（約7,400m²）内で適当な設置場所を提案してください。

【事業対象区域】



ア 公園の利用増進に資する収益施設の設置について

- ・公募対象公園施設は、以下のような公園の利用増進に資する収益施設の設置および管理について提案してください。ただし、ア) ~ウ) のいずれかを満たす提案は、必須とします。

- | | |
|----|---------------------------------------|
| ア) | 公園の魅力空間を活かした滞在が可能な飲食施設 |
| イ) | 市民の子育てや健康づくりを応援し、周辺地域の暮らしの質の向上に寄与する施設 |
| ウ) | 特産品の販売等草津市の魅力発信や来街者の滞在促進に寄与する施設 |

- ・夜間や早朝の大きな音、過度な照明、悪臭、騒音、振動、光害等については、他の利用者による公園利用を著しく阻害する、もしくは近隣住民等に著しく影響を与えることから、周辺環境および近隣住民等に十分配慮するものとします。また、事業対象区域周辺は第一種中高層住居専用地域を含む環境であることを考慮し、落ち着いた住環境に調和した施設の提案を求めます。

表 建築物の設置にかかる制限等

建築可能面積	1,500m ² 以下
都市計画等による規制	1 (3) ②事業概要と事業対象区域を参照のこと

- ・設置条件の詳細については、以下のとおりです。

- ・公募対象公園施設のデザイン、高さおよび配置等は、区間5および区間6公園施設全体と調和のとれたものとすること。
- ・公園利用者の安心・安全を考慮し、防犯に配慮した提案とすること。
- ・夜間の利用がある場合、周辺の照明施設と統一感が感じられるよう配慮すること。
- ・バックヤード、電気や給排水施設等の施設は、公園利用者から見えないよう、景観に配慮した提案とすること。

イ 駐車場の設置について

- ・本事業においては、公募対象公園施設の利用者および公園利用者を対象とした駐車場120台以上を公募対象公園施設として整備することとします。
- ・設置条件の詳細については、以下のとおりです。

- ・事業対象区域南側道路に面して駐車場入り口を設置すること。動線設計にあたっては歩行者の安全確保可能な計画とすること。
- ・駐車台数の下限は、120台とする。なお、バスを駐車する計画の提案も可能とし、バスを提案する際は駐車台数の下限に含まないものとする。提案する場合は、一般車両との進入路・動線の整理や、バス対応時の運営についても併せて提案すること。
- ・歩行者、自動車動線に配慮し、安全を確保した計画とすること。
- ・収益施設だけでなく都市公園全体の利用増進、利便性の向上に寄与する提案を期待する。
- ・駐車場内に滞留スペースを設ける等、敷地外の道路に車両が滞留し渋滞を引き起こすことのないような配置とすること。
- ・緑化に取り組み、周囲の景観にも溶け込んだ外観デザインとすること。
- ・駐車場の設計に当たっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた計画とすること。
- ・ファミリー層の利用も念頭に、ベビーカー等の出し入れが円滑に行えるような、配置、舗装を期待する。
- ・駐車場は一次避難場所としての利用を想定していることから、駐車場照明は災害時にも利用可能な太陽光発電式等の仕様とすること。
- ・水たまりができるよう、適切な排水機能を有した計画とすること。
- ・公園内および後背地の雨水排水を処理するために、駐車場はオンサイト貯留可能な設え※とすることが求められる。なお、オンサイト貯留機能を担う箇所に関しては、本市の負担に基づき本市により整備・維持管理を行うこととする。

※詳細は参考資料2「事業対象区域標準設計図書」を参照

③ 設置または管理の開始の時期

- ・公募対象公園施設の設置管理許可日および開始日は、工事着手日と同日とし、事業契約締結(令和8年12月頃)以降となる予定です。詳細な時期については、認定計画提出者の提出した認定公募設置等計画に基づき、本市との協議を踏まえて決定します。

④ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

- ・公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税込）および対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の年間使用料の下限

民間事業者が建築物を設置する土地	1,765円／m ² 以上
上記以外の土地	594円／m ² 以上

※認定計画期間の途中で、条例改正により使用料の額が改定され、認定公募設置等計画に記載された使用料の額が、条例で定める額を下回ることになった場合は、条例にて定める使用料の額を適用します。なお、年間使用料下限は、固定資産評価額により変動します。

⑤ 事業終了時

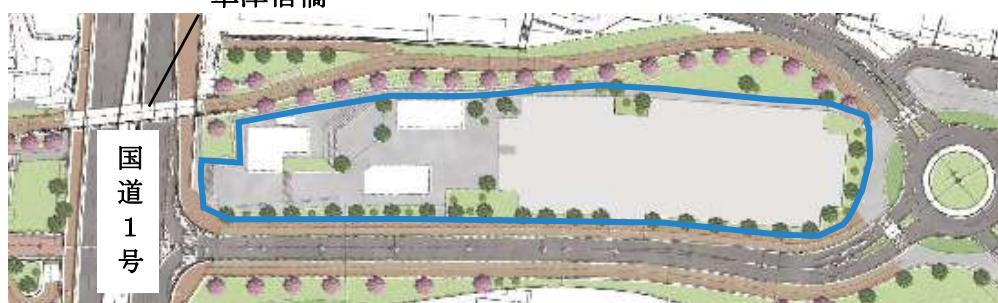
- ・認定計画提出者は、原則として事業期間終了時（設置許可を取り消しましたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）までに認定計画提出者の責任および負担において公募対象公園施設を撤去し、更地にして本市に返還することとします。
- ・事業終了前までに事業終了時の公募対象公園施設の取り扱いについて、本市および認定計画提出者または本市および認定計画提出者と次期事業者で協議を行うこととします。
- ・撤去工事等を行う場合は、予め工程を作成し、本市の承諾を得てください。

（3）特定公園施設の建設に関する事項

① 特定公園施設の建設範囲

- ・必須提案範囲（下図の青線で示す区域のうち、認定計画提出者が提案する公募対象公園施設を除いた区域）については、原則として特定公園施設として整備するものとします。
- ・必須提案範囲以外の区域においても、特定公園施設の整備を提案することが可能です。

【必須提案範囲】 草津宿橋



② 特定公園施設の種類と整備内容

- ・本事業において認定計画提出者に整備を求める特定公園施設（必須提案施設）の種類を以下に示します。

(必須提案施設)

- ・園路および広場（堤防側（北側）からの昇降設備および樹木・植栽を含む）
- ・屋根付広場
- ・公衆便所
- ・標識（案内板・説明板等）
- ・自転車駐車場

- ・特定公園施設の整備にかかる条件の詳細については、以下に示す要求水準を参照してください。
- ・以下に示す条件を満たす整備が可能な場合、一部を公募対象公園施設として提案いただくことも可能です。

表 特定公園施設（必須提案施設）の要求水準

種類	整備内容
園路および広場	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none">・標準設計を参考に、以下に示す園路および広場を整備すること。 <p>(整備条件)</p> <p>(ア) 基盤施設</p> <ul style="list-style-type: none">・できるだけフラットまたは緩やかな勾配となるようバリアフリーに配慮したうえで、地盤の勾配を活かした魅力的な空間の提案も歓迎するものとする。・排水機能を確保するよう配慮すること。 <p>(イ) 園路・出入口</p> <ul style="list-style-type: none">・事業対象区域西側（国道1号側）に正面出入口を整備すること。また、後述の昇降設備により事業対象区域北側（市道大路15号線側）からのアクセスを可能とすること。・出入口は、歩行者の安全に配慮した計画とすること。・対象エリアを回遊できるような、幅員2m以上の園路を1経路以上整備すること。・非常時における避難経路を確保することが可能な動線とすること。・園路は、雨天時においても滑りにくい仕様とすること。・水たまり等ができるよう、適切な排水処理を施すこと。・樹木管理や埋設物管理等に伴うメンテナンス車両の通行を想定し、通行の可能性がある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様等に配慮した計画とすること。・路材は、自然素材を活用する等、周辺環境や周辺施設との調和に配慮すること。・高齢者や車いす利用者等も利用できるように、バリアフリーに配慮した設計とすること。

	<p>(ウ) 照明施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明灯はLED灯とすること。また、駐車場の照明灯はソーラー照明とすること。 ・公園内の照度は、周辺環境および環境保全に配慮の上、草津市開発許可基準および日本工業規格照度基準等により適正な照度を確保するよう配置計画を行うこと。 ・アプローチライト（フットライト）、遮光板等により周辺環境等への光害に配慮すること。 ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき設置すること。 ・高所に設ける器具は、容易に維持管理できる構造とすること。 ・消火設備等を消防法等関係法規に基づき設置すること。 <p>(エ) 堤防からの昇降設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料2「事業対象区域標準設計図書」を参考に、事業対象区域北側（市道大路15号線側）から事業対象区域へのアクセスが可能な昇降設備を設置すること。 ・昇降設備は堤防から事業対象区域への歩行者の円滑なアクセスを実現するものとし、同等の機能を満たすものであれば、公募対象公園施設の建築物の一部として計画することも可能とする。 <p>(オ) 樹木・植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準設計の樹種を参考に、高木・中木・低木をおりませ、標準設計と同規模を植栽すること。 ・区間6全体および草津川跡地公園の他の区間と調和のとれた計画とすること。 ・住宅等隣接地には植栽緩衝地として植栽すること。 ・来園者にとって快適で見通しの良い環境とすること。
屋根付広場	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨や日差しを防ぎ、小規模なイベントを開催できるほか、公園利用者がくつろぐことができる施設として以下の整備条件を満たした屋根付広場を整備すること。 ・他の公園施設と連携し、自由度が高く、公園の利用促進につながる施設整備とすること。 <p>(整備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根付広場は公募対象公園施設と一体構造としないものとする。 ・公園のにぎわい創出や居心地の良い空間（イベントスペースや休憩スペース）になる施設とすること。 ・雨天時においても快適に過ごすことができるよう、屋根からの雨水の排水処理に配慮した施設とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・最低有効高さが4.0m以上、建築面積が400m²程度とし、有効スペースを広く活用できるよう、また、まとまりのある形状の屋根を設置すること。(照明設備含む) ・主要な構造部(梁、柱、屋根)の仕上げは耐久性のある材質(15年以上)とすること。 ・維持管理しやすい部材、構造とすること。 ・イベント開催時の人の滞留を考慮し、明るく涼しい居心地の良い空間とすること。 ・屋根の下の広場については、屋根空間の利用に即した仕上げ構成とすること。 ・イベント(マルシェ等)開催時にキッチンカー等が出入りできるように整備すること。
公衆便所	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者が利用できる公衆便所を整備すること。 ・トイレ設備については最低限以下の条件を満たすものとし、バリアフリー一対応された多目的トイレとすること。 <p>(整備条件)</p> <p>男子トイレ：洋式大便器1基（手摺、ベビーチェア）、小便器2基（1穴は手摺設置）、手洗い器2基（手すり設置、こども用各1基）</p> <p>女子トイレ：洋式大便器2基（手摺、ベビーチェア）、手洗い器2基（手摺設置、こども用各1基）</p> <p>多目的トイレ：洋式大便器1基（親子便座、手摺設置）、手洗い器1基、ベビーチェア1基、ベビーシート1基、オストメイト対応機器1式、こども用小便器1基</p> <p>※呼出警報装置設置のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「草津市「赤ちゃんの駅」推進事業実施ガイドライン」に基づく登録を行う想定をしていることから、当該ガイドラインに基づく計画とすること。
標識（案内板・説明板等）	<ul style="list-style-type: none"> ・国道から視認性の高い位置に、公園のイメージに合ったデザインの園名板を整備すること。 ・利用者が認識しやすい位置に、総合案内板および公園内の施設や公共交通機関等の情報を示す誘導表示等の案内板を設置すること。 ・説明板のデザインについては草津市景観条例および草津市屋外広告物条例に則り、周辺と調和した適切な内容を提案すること。 ・詳細については、設置等予定者の選定後、本市との協議により決定する。
自転車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・標準設計を参考に適切な駐輪台数を提案すること。 ・歩行者、自動車動線に配慮し安全を確保した計画とすること。

③ 特定公園施設（任意提案施設）の整備

- ・必須提案施設以外の特定公園施設（任意提案施設）の提案も歓迎します。なお、都市公園法第5条の2第2項第5号に基づき、管理許可施設の機能および規模は特定公園施設等の設置目的を妨げない範囲に留めることとします。また、収益を生む施設の提案はできません。
- ・特定公園施設（任意提案施設）は、本市から管理許可を受けて、認定計画提出者の負担により維持管理・運営を行うこととします。管理許可使用料は全額免除とします。

④ 工事完了

- ・認定計画提出者等による特定公園施設の完成検査を行った上で、本市による完了検査を受け、原則として令和10年3月末までに本市に引き渡すこととします。

⑤ 特定公園施設の整備に要する費用

- ・本市は認定計画提出者が建設した特定公園施設を取得します。
- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設から得る収益等の一部を特定公園施設の整備にも還元することとし、この場合の収益等の還元額は認定計画提出者が提案する特定公園施設の整備費に対して10%以上の額を提案することとします。
- ・特定公園施設における整備費の本市負担額の上限（以下「整備費負担額の上限額」という。）は以下の額とします。
- ・本市が負担する特定公園施設の整備費用に対し国からの支援を受ける予定としていることから、関連する工事費内訳等の資料提出を求めることができますので、認定計画提出者は協力することとします。

整備費負担額の上限額	315,000千円 (消費税および地方消費税を含む。)
------------	--------------------------------

（4）利便増進施設の設置に関する事項

- ・利便増進施設の提案は任意ですが、提案する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、以下を想定しています。本市は、認定計画提出者と協議し、条例で定められた事項と調整のうえ、設置可否を判断します。
- ・年間使用料は、固定資産評価額により変動します。また、条例改正により変更となる場合があります。

① 自転車駐車場（シェアサイクルポート等）

- ・自転車駐車場の設置が、地域の活性化に資するものであり、事業を進める段階で関係機関等との協議が調った場合については、事業対象区域内にシェアサイクルポート（コミュニティサイクル含む）等公園利用者に限定しない自転車駐車場を、認定計画提出者の提案により設置することができます。設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。

- ・上記の自転車駐車場の設置に当たっては、都市公園占用許可を受け、草津市都市公園条例に定める金額を本市に納入してください。
- ・上記の自転車駐車場から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることができます。

占用許可使用料（年間）	594円／m ²
-------------	---------------------

② その他の利便増進施設

- ・上記に示す施設（自転車駐車場）の他に、都市公園法、条例に適合するその他の利便増進施設を提案することが可能です。
- ・設置する場合の占用料は、施設毎に異なることが想定されるため、提案があった場合に別途本市と協議の上、決定するものとします。

3. 設計・建設業務に関する要求水準

(1) 設計・建設業務に関する要求水準

① 業務の基本方針

- ・認定計画提出者の負担において、特定公園施設および公募対象施設にかかる測量等調査・設計および建設を行います。なお、特定公園施設の引き渡しにかかる書類は認定計画提出者が作成することとします。
- ・認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成することとします。

② 要求水準

ア 事前調査業務

- ・設計時における事前調査は、本公園や周辺状況を熟知することを目的とし、必要に応じて各種調査を実施すること。

イ 設計・施工計画の変更に関すること

- ・認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議すること。提案内容からの大幅な変更は認めないものとする。
- ・景観に配慮した設計・デザイン等に修正するにあたっては、草津市景観計画に基づき、景観アドバイザー制度を活用し、学識経験者の意見について積極的に取り入れること。
- ・認定計画提出者は、本市に確認を受けた設計図書および工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施すること。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対して是正を求める場合がある。
- ・実施方法については、認定計画提出者と本市で協議し決定する。なお、実施にかかる費用は認定期画者が負担すること。
- ・認定計画提出者は、本市が国庫補助金等の申請手続き等に必要となる設計図書（工事費内訳書、図面、数量計算書、見積書等）の作成を行い、本市の申請手続に協力すること。

ウ 建設に関すること

- ・認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告すること。
- ・認定計画提出者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整および建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民等への理解および安全を確保すること。
- ・認定計画提出者は、必要に応じ、近隣住民等への説明等を実施すること。

エ 検査に関すること

- ・認定計画提出者等による特定公園施設の完成検査を行った上で、本市による完了検査を受けること。詳細は、基本協定書に定めるとおりとする。なお、完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は是正を求める場合がある。完了検査に合格した場合、本市に特定公園施設を譲渡すること。

(2) 修正設計等および工事調整への協力

① 修正設計

- ・認定計画提出者は、本市が修正設計を行う場合に、認定公募設置等計画にかかる意図を的確に伝達し、修正設計に反映されるよう必要な協力をすることとします。
- ・事業の進行に伴い、認定公募設置等計画の遂行に困難が見込まれる場合には、計画の見直し等の調整を行うこととします。

② 工事段階

- ・認定計画提出者は、草津川跡地（区間6）整備事業との整合を図るとともに、工事段階において調整が必要となる事案が生じた場合には、速やかに本市と協議を行うこととします。

4. 公募対象公園施設等の維持管理・運営等にかかる事項

(1) 公募対象公園施設の維持管理・運営に関する事項

① 公募対象公園施設（公園の利用増進に資する収益施設）の維持管理・運営に関する条件

- ・公募対象公園施設の維持管理および運営については、認定公募設置等計画に基づき、適切に実施すること。
- ・公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営とすること。
- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とする。
- ・災害・事故発生時には、区間6の管理者等と適切に連携可能な危機管理運営体制とすること。
- ・事業対象区域に隣接して住宅等があるため、周辺店舗の営業時間を考慮しながら、近隣住民等と良好な関係性を築くことができる営業時間帯について提案すること。
- ・施設の運営にあたっては、周辺環境や近隣住民等への影響に十分配慮し、地域との良好な関係を保ちながら適切に運営すること。
- ・施設利用や管理運営に起因する利用者や近隣住民等からの苦情、訴訟、要望への対応は、原則として認定計画提出者の負担とする。

② 公募対象公園施設（駐車場）の維持管理・運営に関する条件

- ・以下に示す水準に従い、駐車場の保守・保安管理、料金の徴収を行うこと。

表_公募対象公園施設（駐車場）維持管理・運営の要求水準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、施設の点検、保守、修繕、清掃等を行い、機能が正常に働く状態を常に保つこと。・施設案内において、他の施設の目的や事業概要を十分理解し、利用者に対して誠実に対応すること。・運営時間は、24時間とすること。・利用料金を徴収すること。徴収の方法について、提案すること。・安全かつ快適に利用できるよう留意し、適切に維持管理を行うとともに、車両および歩行者への安全対策を講じること。・出入口においては、出入車両と歩道通行者等の交錯等の危険に対する措置を講じること。・日常的なパトロールや看板等による注意喚起を行うことにより、車両の盗難等の犯罪およびいたずらに対する保安対策を講じること。・施設利用や管理運営に起因する利用者や近隣住民等からの苦情、訴訟、要望への対応は、原則として認定計画提出者の負担とする。・所定範囲内に駐車されていない車両については、適正な指導・整理を行うこと。・災害時に本市から要請があった場合は、駐車場を一次避難場所として開放すること。・徴収する料金は、認定計画提出者が参考資料5「草津川跡地公園にかかる基本データ」等を参考に提案のこと。・施設利用者への割引券の配布等のサービスは、民間事業者の裁量により行うこと。・修繕その他特段の事由がない限り、休業日は設けないものとする。 |
|--|

- ・詳細な整備内容については、参考資料2「事業対象区域標準設計図書」を参照のこと。
- ・整備および修繕等にかかる役割分担については、下表のとおりとする。

表 駐車場の整備、修繕等にかかる役割分担

	市	認定計画提出者
貯留地機能にかかる整備	●	
標準設計および設計変更に基づく整備		●
公募設置等計画に基づき認定計画提出者が行う管理上必要な措置（案内標識・管理機器の設置）		●
認定計画提出者の帰責事由に基づく改修、修繕等		●
市の帰責事由に基づく改修、修繕等	●	
貯留地機能にかかる改修・修繕等	●	
認定計画提出者、市いずれの帰責事由にも基づかない改修、修繕等		●

- ・改修、修繕に当たっては、本市との協議の上、両者の合意に基づき実施するものとする。

- ・その他、駐車場および公園全体の運営業務の実施を妨げない範囲において、認定計画提出者の責任と費用によりイベント等の事業を実施することを可能とします。（任意提案）

（2）特定公園施設の維持管理・運営に関する事項

① 特定公園施設（必須提案施設）

- ・特定公園施設（必須提案施設）は、建設後、本市に譲渡いただき、区間6全体の指定管理業務により維持管理・運営を行うことを想定しています。

② 特定公園施設（任意提案施設）

ア 基本的事項

- ・任意提案による特定公園施設は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度により、認定計画提出者の負担にて、認定公募設置等計画に基づき維持管理・運営を適切に実施することとします。
- ・特定公園施設（任意提案施設）の管理許可使用料は全額免除とします。
- ・特定公園施設の供用開始日は令和10年4月1日とします。

表_特定公園施設（任意提案施設）維持管理・運営の要求水準

- ・施設は、美観に配慮し、定期的な清掃を実施するとともに、消耗品がある場合は適宜補充すること。認定計画提出者が実施可能な範囲で日常的な清掃や公園の環境維持および向上を図るための措置を提案すること。その費用は認定計画提出者の負担とする。
- ・特定公園施設利用者によって生じる廃棄物等の回収・処分については、認定計画提出者が負担すること。
- ・地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した維持管理・運営可能な配置計画とすること。
- ・施設の運営にあたり、次に該当するものは認められないものとする。

- ア) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動および公園利用者が対象となることが予想される普及および宣伝活動等

- イ) 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する活動等
- ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- エ) 騒音や悪臭等著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- オ) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体およびその利益となる活動を行うこと
- カ) 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(3) 利便増進施設の維持管理・運営に関する事項

- ・施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定公募設置等計画に基づき維持管理・運営を行うこととします。

(4) 共通事項

① 指定管理者との連携

- ・草津川跡地公園の区間2、区間5は指定管理者制度を活用し、本市により管理を行っています。区間6の当事業範囲以外についても、本市により管理を行う想定です。そのため、認定公募設置等計画に基づき認定計画提出者が管理を行う区域の運営と指定管理者が管理する区域の運営がそれぞれ円滑に行われるよう、認定計画提出者は管理運営責任者を選任し、区間6および他の区間の管理者と連携を図ることとします。
- ・供用開始までに、草津川跡地公園全体の広報媒体、その他本市の広報物への情報や資料を提供し、公園利用を促進するような本事業の広報・宣伝活動を行ってください。なお、情報解禁の時期については、本市と協議の上決定し、遵守することとします。

② 他の運営参画事業者、地元住民、周辺関係者との連携

- ・公募対象公園施設および事業エリアの維持管理・運営にあたり、選任された管理運営責任者は「草津川跡地公園管理運営会議」に参画することとし、他の区間と連携したイベント・活動へ協力することとします。
- ・認定計画提出者は、他の運営参画事業者、地元町内会、周辺関係者とも良好な関係づくりを図り、当事業が地域全体のにぎわいづくりに資する事業となることを期待します。
- ・調整が必要と思われる地元町内会等に対しては、定期的かつ必要に応じて、本事業計画や工事進捗状況等を丁寧に説明し、地域からの要望や意見に対しては、真摯に対応してください。

③ 災害時の連携

- ・本公園は、災害時等の一次避難地として位置付ける予定であるため、避難者の受入れ場所として本市に協力し、災害時に本市から要請があった場合、認定計画提出者は、支援活動や緊急時における物資の提供への協力等を行うこととします。また、災害時の営業活動については、本市の指示に従うものとします。

(5) 事業のモニタリングおよび事業報告に関する事項

① モニタリング項目

- ・以下モニタリング項目を必須とし、公募対象公園施設の営業状況、実施状況等を別紙3「基本協定書(案)」に基づく事業報告書として各年度の終了後、本市へ提出することとします。

【必須モニタリング項目】

- ・公募対象公園施設（収益施設（店舗等）・駐車場）における利用者数（利用台数）
- ・公募対象公園施設（収益施設（店舗等）・駐車場）における収支
- ・指定管理者との連携、地域貢献の実績
- ・年間を通じて寄せられた苦情や、運営上の課題とその対応策

② 本市への事業報告

- ・認定計画提出者は、事業報告書を作成し各年度の終了後、本市へ提出してください。
- ・本市は、年度毎に事業報告書の結果等に基づき、必要に応じて是正指示等を行います。
- ・本市の評価の結果、認定計画に基づく事業が要求水準や協定に定める基準を満たしていないと認められるとき、もしくは、認定公募設置等計画に定める事項の履行が困難と認められるときは、本市は必要な改善措置を講じるよう指示します。
- ・モニタリングおよび本市の評価の結果を受けて、認定公募設置等計画を変更する必要が生じた場合、認定計画提出者は本市と協議のうえ、本市の承認を受けるものとします。

(6) その他

① ネーミングライツについて（参加意向確認）

- ・事業対象区域および各提案施設について、ネーミングライツを導入し、それぞれ愛称が付与される可能性があります。導入した場合は、協力をを行うものとします。

※導入される場合は、別途募集のうえ、審査委員会において審査が行われます。

- ・ネーミングライツの導入を行った場合の参加意向について確認するため、様式9「ネーミングライツ参加意向確認」を提出してください。
- ・ネーミングライツの提案にあたっては草津市ネーミングライツ導入指針を参照してください。

5. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募者の資格要件

- ア 応募者は法人または複数の法人により構成されるグループ（以下「応募法人等」という。）とします。
- イ グループで応募する場合（グループ提案）は、代表する法人を1社定めたうえで、当該法人がグループを代表する事業主体として、応募および事業に必要な連絡・諸手続き等を一貫して行うこととします。（応募主体および本市から許可を受ける事業主体は、当該法人とする。）
- ウ 応募法人等を構成する代表構成員および構成員（以下「応募構成員」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募構成員の内で、特定公園施設の設計および監理業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。
- オ 応募構成員の内で、特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、令和7年度・令和8年度草津市競争入札参加資格審査において、業者区分「工事」、業種名「建築一式」または「土木一式」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていることとします。また、過去10年以内に公園または広場の建設工事実績を備えることとします。
- カ 応募構成員等の内で、公募対象公園施設の管理運営を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、過去10年以内に当該法人が実施する事業にかかる施設の管理・運営業務の実績を備えることとします。
- キ 代表構成員は公募対象公園施設の整備および特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。また、公募対象公園施設の運営管理責任者は代表構成員と人的関係・雇用関係にあるものとします。

② 応募者の制限

- ・次のいずれかに該当する法人は応募法人等とはなれません。

応募者の制限

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する。
- ② 会社更生法、民事再生法、破産法等に基づく更正、再生手続または破産の申し立て等を行っている。
- ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される。
- ④ 暴力団またはその構成員の統制化にある団体およびそれらの利益となる活動を行う者。
- ⑤ 国税（法人税、消費税）および市税（法人市民税、固定資産税）を滞納している。

- ⑥ 参加申請書等の提出締切日から公募設置等計画等の提出締切日までの期間において「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」または「草津市物品等の指名停止等に関する基準」に基づく指名停止措置を受けている。
- ⑦ 建設業法第28条の営業停止を受けている者。
- ⑧ 草津市草津川跡地活用事業者選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者。
- ⑨ 本事業において、支援業務に関与した株式会社地域計画建築研究所、北口・繁松法律事務所ならびにこれらの企業と資本面もしくは人事面で関係のある者。

③ 複数応募の禁止

- ・応募法人は、他の応募グループの応募構成員となることはできません。
- ・同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの応募構成員となることはできません。

④ グループ構成員の変更

- ・グループにより応募する場合、応募後のグループの構成員の変更は原則として認めません。ただし、代表構成員を除く協力企業等の構成員については、事業の遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認める場合があります。その場合、本市は必要に応じ、応募者に応募書類の再提出等を求めることができます。

(2) 事業破綻時の措置

- ・認定公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去し、原状回復して返還していただきます。

6. 公募の手続きに関する事項等

(1) 公募スケジュール

公募設置等指針等の公表	令和7年12月22日（月）～令和8年4月24日（金）
公募設置等指針等説明会申込期限	令和8年1月14日（水）
公募設置等指針等説明会	令和8年1月16日（金）
質問書受付	令和8年1月16日（金）～令和8年1月30日（金）
質問書回答	令和8年2月13日（金）までに回答
参加申請書類の受付	令和8年3月2日（月）～令和8年4月6日（月）
参加資格確認通知書の送付	令和8年4月15日（水）までに通知
公募設置等計画等の受付	令和8年4月16日（木）～令和8年4月24日（金）
第二次審査参加通知の送付	令和8年5月上旬頃
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月上旬頃
設置等予定者等の通知	令和8年7月上旬頃
公募設置等計画の認定	令和8年7月下旬頃
基本協定締結	令和8年8月頃
特定公園施設建設・譲渡仮契約の締結	令和8年10月頃
特定公園施設建設・譲渡契約の締結	令和8年12月頃
認定計画提出者による工事	令和9年4月頃～令和10年3月頃
供用開始	令和10年4月

(2) 応募手続き

① 公募設置等指針等の交付

- 公募設置等指針については、以下の期間、市ホームページに掲載します。ダウンロードして入手してください。掲載期間中、掲載資料が一部変更になる場合があります。その場合は、掲載資料を変更した旨を市ホームページにてお知らせします。

表 公募設置等指針等の掲載

掲載期間	令和7年12月22日（月）～令和8年4月24日（金）
掲載先	草津市ホームページ：「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業における Park-PFI事業者募集について」 URL : https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/toshikeikaku/kusatsugawaatichi/seibikouji/kusatsu_river2202511.html

- 以下の参考資料の受領を希望する場合は窓口（市役所5階草津川跡地整備課）においてデータ（CD）を配布します。必ず事前に「(6) 事務局」まで連絡し、来課日時を調整のうえ、受領してください。

（参考資料）

- 参考資料1：草津川跡地（区間6）計画概要
- 参考資料2：事業対象区域標準設計図書
- 参考資料3：地質調査結果

- ・ 参考資料4：草津川跡地（区間6）関連事業一覧表
- ・ 参考資料5：草津川跡地公園にかかる基本データ
- ・ 参考資料6：草津川跡地活用事業者選定委員会における意見

② 公募設置等指針等説明会

- ・ 公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり電子メールにて申し込みをしてください。

表 公募設置等指針等説明会参加申込受付

使用様式	様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書」
開催日時・場所	令和8年1月16日（金）10時00分から 開催場所：草津市役所2階特大会議室（エレベータ側）
申込期限	令和8年1月14日（水）
受付先	草津市 建設部 草津川跡地整備課 Eメール：kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp ※件名（subject）は「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針等説明会参加申込（事業者名）」と記載してください。

③ 公募設置等指針等に対する質問および回答

- ・ 本指針の内容等について質問がある場合は、以下のとおり電子メールにて申し込みをしてください。
- ・ 質問に対する回答は、回答期限までに市のホームページに掲載します。
- ・ 回答内容については、本指針と同等の効力をを持つものとします。

表 公募設置等指針等に対する質問の受付

使用様式	様式2「質問書」
受付期間	令和8年1月16日（金）～令和8年1月30日（金）
受付先	草津市 建設部 草津川跡地整備課 Eメール：kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp ※件名（subject）は「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業質問書（事業者名）」と記載してください。
質問書回答	令和8年2月13日（金）までに回答
回答方法（掲載先）	草津市ホームページ：「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業における Park-PFI事業者の募集について」 URL： https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/toshikei/kaku/kusatsugawaatuchi/seibikouji/kusatsu_river2202511.html

④ 参加申請

ア 受付期間・場所

- ・本事業に応募する応募法人等は必ず参加申請を行ってください。参加申請の方法は以下のとおりです。以下の書類を記載する提出部数のとおり、受付期間に、以下の受付先まで持参または郵送にて提出してください。
- ・持参による提出の場合は、事前に受付窓口に持参する日時を連絡の上、持参してください。
- ・郵送による提出の場合は、郵送した旨を受付先まで電話にて連絡してください。

※郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期限内に到着したものに限り受け付けします。

表 参加申請の受付

受付期間	令和8年3月2日（月）～令和8年4月6日（月） 平日 午前9時00分から午後4時45分まで
受付先	〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市 建設部 草津川跡地整備課（草津市役所5階） 電話：077-561-6867

イ 応募書類の構成

- ・応募法人等は以下の書類を記載する提出部数のとおり、提出することとします。各様式に記載する内容の詳細については様式集を参照してください。なお、審査後に追加の書類を求めることがありますので、応募法人等の負担により提出してください。

表 参加申請書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 参加申請書	様式3	1部	15部
2. 誓約書	様式4-2	1部	—
委任状（グループ提案のみ）	様式4-1	1部	—
3. 応募制限関連書類（グループ提案の場合は、代表法人および構成法人のすべてについて提出）	—	—	—
（1）定款または寄付行為の写し	—	1部	15部
（2）法人登記簿謄本および印鑑証明	—	1部	15部
（3）事業者別状況調書	様式5	1部	15部
（4）役員名簿	様式6	1部	15部
（5）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税および地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—	1部	15部

(6) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—	1部	15部
(7) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1部	15部
4. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—	1部	15部
(2) 特定建設業許可通知書の写し	—	1部	15部
(3) 建設工事の実績を証する書類	様式7-1	1部	15部
(4) 管理運営業務の実績を証する書類	様式7-2	1部	15部

⑤ 参加資格確認通知書の送付

- 本市は、参加申請書類の受付後、速やかに内容を確認し、令和8年4月15日（水）までに参加資格確認通知書を送付します。
- 内容の確認により、参加資格を備えていないまたは欠格の場合は、その旨通知します。

⑥ 公募設置等計画等の受付

ア 受付期間・場所

- 公募設置等計画等は、公募設置等計画等関係書類一覧に従って受付期間に、以下の受付先まで持参または郵送にて提出してください。
 - 持参による提出の場合は、事前に窓口に持参する日時を連絡の上、持参してください。
 - 郵送による提出の場合は、郵送した旨を受付先まで電話にて連絡してください。
- ※郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期限内に到着したものに限り受け付けします。

表 公募設置等計画等書類の受付

受付期間	令和8年4月16日（木）～令和8年4月24日（金） 平日 午前9時00分から午後4時45分まで
受付先	〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市 建設部 草津川跡地整備課（草津市役所5階） 電話：077-561-6867

イ 応募書類の構成

- ・応募法人等は以下の書類を記載する提出部数のとおり、提出することとします。なお、各様式に記載する内容の詳細については様式集を参照してください。

【公募設置等計画における共通の注意事項】

- ・A4縦およびA3横版の横書き、左綴じとし、ページおよび見出しを付して提出してください。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上、各様式で指定された用紙サイズ、枚数としてください。ただし、A4版2枚はA3版1枚と読み替えてよいものとします。
- ・表紙（任意様式）には「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等計画」と記載し、正本には応募法人名または応募グループ名を記載してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・「正本」には、応募法人および応募グループ（代表法人および構成法人）の名称や、協力会社の名称を記載してください。
- ・「副本」には、応募法人および応募法人グループ（代表法人および構成法人）や協力会社の名称は記載せず、「A社（設計・管理）」「B社（建設）」等にしてください。
- ・関係法令および条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。なお、審査後に追加の書類を求めることがありますので、応募法人等の負担により提出してください。

表 公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 公募設置等計画	—	—	—
(1) 事業の実施方針・事業実施体制・スケジュール 【A4版4ページ以内】 ①事業の実施方針 ②事業実施体制および実績 ③工程計画 ④事業計画の考え方	様式8-1	1部	15部
(2) 公園整備全体計画 【A3版2ページ以内】 ①デザインの考え方 ②全体平面図 ③イメージパース	様式8-2	1部	15部

(3) 特定公園施設の整備計画 ①特定公園施設（必須提案施設）の種類と整備内容 容 ■特定公園施設の整備の考え方【A4版1ページ以内】 ■個別施設計画 ・園路および広場【A3版1ページ以内】 ・屋根付広場【A4版1ページ以内】 ・公衆便所【A4版1ページ以内】 ・標識（案内板・説明板等）【A4版1ページ以内】 ・自転車駐車場【A4版1ページ以内】 ②特定公園施設（任意提案施設）の整備内容、維持 管理・運営計画（任意提案）【A4版1ページ以 内】	様式8-3	1部	15部
(4) 公募対象公園施設等の整備運営計画 ①民間施設機能の導入 ■公募対象公園施設の設置に関する基本的な考 え方【A4版1ページ以内】 ■公募対象公園施設の概要（施設ごとに記載） 【1施設につきA4版1ページ以内】 ■利便増進施設の整備内容、維持管理・運営計 画（任意提案）【資料作成にあたってはペー ジ数の制限は設けないが、簡潔に記載するこ と】 ②維持管理計画【A4版2ページ以内】 ③運営計画【A4版2ページ以内】 ④公園全体で連携の取れた計画【A4版1ページ以内】	様式8-4	1部	15部
(5) 価格提案 ①特定公園施設の建設に係る提案額 ②公募対象公園施設の設置許可、利便増進施設の占 用許可に基づく年間使用料の提案額	様式8-5	1部	15部
(6) 投資計画および収支計画※Excelファイルで提出 ①資金計画 ②資金計画（積算根拠） ③収支計画 ④収支計画（積算根拠）	様式8-6-1 様式8-6-2 様式8-6-3 様式8-6-4	1部	15部
2. ネーミングライツ参加意向確認	様式9	1部	15部

⑦ 応募に関する留意事項

- ・その他、応募の留意事項を以下に示します。

- ① 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な変更を除きます。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ③ 応募書類は理由の如何によらず、返却いたしません。
- ④ 応募申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 応募に関して必要な費用は、応募法人等の負担とします。
- ⑥ 本市が提示する設計図書等の著作権は市および作成者に帰属し、応募法人等の提出する書類の著作権はそれぞれの応募法人等に帰属します。なお、本事業において公表する必要がある場合、その他市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。
- ⑦ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 審査方法等

① 審査の流れ

- ・提出された公募設置等計画等書類に基づき、以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

- ・提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

- ・応募法人等が、資格等を満たしているかを審査します。
- ・本事業では参加申請時に参加資格を確認しているため、本市が通知した「参加資格確認通知書」の写しおよびその他の参加申請書類を持って確認します。

b 法令遵守に関する審査

- ・公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

- ・公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

- ・第一次審査を通過した提案について、「草津市草津川跡地活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募法人等には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から別途連絡します。

② 選定委員会

- ・本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。
- ・選定委員会では、応募法人等から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案および次点提案を選定します。
- ・公募設置等計画の最低基準は総配点の6割とします。各委員の小計点を集計した総合評価点の平均値が最低基準に満たない場合は失格とします。審査の結果により、最優秀提案、次点提案の一方または両方について、該当案なしとなった場合については再公募を実施する可能性があります。
- ・選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

	氏 名	所 属
委員長	小辻 寿規	立命館大学共通教育推進機構 准教授
副委員長	前田 典子	京都橘大学発達教育学部児童教育学科 助教
委員	石橋 朱美	公募市民
委員	大岡 裕美	公募市民
委員	熊澤 美和	日本公認会計士協会京滋会
委員	奥村 次一	志津まちづくり協議会代表
委員	西村 俊朗	草津学区ひと・まちいきいき協議会代表
委員	先川 且民	大路区まちづくり協議会代表

③ 評価の基準

- ・本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。評価基準の詳細は別紙2「評価基準書」を参照してください。

表 評価基準

評価項目		配点	
事業計画	実施方針	10	35
	実施体制および実績	10	
	工程計画	5	
	事業計画の考え方	10	
整備計画	公園整備全体計画	10	50
	特定公園施設の整備	10	
	公募対象公園施設の整備・運営	30	
市負担額 (提案価格)	整備費・使用料	15	
	計	100	

④ 結果通知

- ・選定結果は、速やかに応募法人等の代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問合せには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、市ホームページで公表します。

⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

- ・応募法人等のすべての構成企業について、公募設置等指針等公示から設置等予定者の選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案に関して接触を行った場合は失格となることがあります。
- ・本指針公示日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せには、回答できません。

⑥ 設置等予定者等の決定

- ・本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。
- ・審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の方または両方について、該当者なしとする場合があります。

⑦ 公募設置等計画の認定

- ・本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。
- ・認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

⑧ 契約の締結等

ア 基本協定

- ・本市との詳細協議を経て、事業計画の内容について合意に至った後に、本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する詳細事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙3「基本協定書（案）」のとおりです。

イ 設置管理許可

- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手前に、設置管理許可を得る必要があります。また、その申請に際し、本市は、本指針等の内容および事業者との協定・協議内容等に基づいた諸条件を附したうえで、許可を行うものとします。

ウ 特定公園施設建設・譲渡契約

- ・認定計画提出者は、特定公園施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。特定公園施設建設・譲渡契約の案は別紙4「特定公園施設建設・譲渡契約書(案)」のとおりです。

⑨ 協定等の解除

- ・認定計画提出者が、協定や指針等、関係法令、その他市からの指示に従わない場合、または本市と事業候補者との協議が整わない場合は、協定等を解除することがあります。

(4) 法規制等

① 計画・設計・建設に関する条件

- ・公募対象公園施設等の建設に際しては、工事の施工方法に関する法令および以下の公的基準等の最新版に従って設計・施工してください。なお、以下の公的基準等に定めない場合は、本市と協議の上適切に施工してください。
- ・事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

表 順守すべき法規制等

① 法令等

- ・都市計画法
- ・都市公園法
- ・地方自治法
- ・建築基準法
- ・建設業法
- ・宅地造成等規制法
- ・土砂災害防止法
- ・消防法
- ・水防法
- ・駐車場法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・景観法
- ・屋外広告物法
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・道路法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・電気事業法
- ・電気工事士法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・水質汚濁防止法

- ・大気汚染防止法
- ・土壤汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・労働関係法令
- ・建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・警備業法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ・ガス事業法
- ・高压ガス保安法
- ・液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律
- ・自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・その他関連する法令等

② 条例等

- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
- ・滋賀県環境基本条例
- ・滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
- ・愛する地球のために約束する草津市条例
- ・滋賀県建築基準条例
- ・草津市開発行為の手続および基準等に関する条例
- ・草津市特定開発行為等に関する指導要綱
- ・草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例
- ・草津市環境基本条例
- ・草津市都市公園条例
- ・草津市都市公園条例施行規則
- ・草津市景観条例
- ・草津市屋外広告物条例
- ・草津市暴力団排除条例
- ・草津市下水道条例
- ・草津市上水道事業給水条例
- ・その他関連する条例等

③ 適用基準等

- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）
- ・建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・グリーン庁舎計画指針および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・草津市建築工事および建築設備工事の設計基準に関する要綱
- ・その他官庁営繕、建築学会等の技術基準
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・滋賀県一般土木工事等共通仕様書・付則
- ・土木工事施工管理基準書運用方針（案）（滋賀県）
- ・構内舗装・排水設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・舗装施工便覧（日本道路協会）
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン（国土技術研究センター）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）
- ・都市公園技術標準および同解説書（日本公園緑地協会）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（国土交通省）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版、および別編）（国土交通省）
- ・公園施設の安全点検にかかる指針（案）（国土交通省）
- ・都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- ・草津市景観形成ガイドライン
- ・草津市「赤ちゃんの駅」推進事業実施ガイドライン
- ・草津市ネーミングライツ導入指針

- ・滋賀県グリーン購入基本方針
- ・防犯カメラの運用に関する指針（滋賀県）
- ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針（滋賀県）
- ・滋賀県歩道整備マニュアル
- ・滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）
- ・草津市建築工事および建築設備工事の積算基準に関する要綱
- ・草津市建築工事共通費積算基準
- ・昇降機技術基準の解説（国土交通省住宅局建築指導課編集協力）
- ・その他関連する計画、適用基準等

(以下の仕様書および標準図は、特定公園施設の建築物にのみ適用する)

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築（設備）数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築・設備）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築・設備）
- ・営繕工事積算チェックマニュアル
- ・建築設計業務等電子納品要領

（5）リスク分担等

① リスク分担

- ・本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。
- ・リスク分担に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者等が協議の上、パートナーシップ、公平性の観点から負担者を決定するものとします。

表 リスク分担

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
契約・協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用および生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用および生じた損害		○
法令変更	都市公園法、Park-PFI制度の変更、新たな規制立	協議事項	

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
	法の成立によるもの 上記以外の法令等の変更、新たな規制立法の成立によるもの		
税制リスク	特定公園施設にかかる消費税および地方消費税の変更 上記以外の税制変更	○	○
文化財の発掘 (公募対象公園施設)	文化財の発掘による遅延・中止 文化財の発掘による事業変更 事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の文化財の調査・保存等	○	○
文化財の発掘 (特定公園施設・基盤施設)	文化財の発掘による遅延・中止 文化財の発掘による事業変更 事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の文化財の調査・保存等	○	○
地中障害物等の撤去 (公募対象公園施設)	地中障害物等に関する調査 地中障害物等の発見による遅延・中止 地中障害物等の発見による事業変更 事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の地中障害物等の撤去	○	○
地中障害物等 (特定公園施設・基盤施設)	地中障害物等に関する調査 地中障害物等の発見による遅延・中止 地中障害物等の発見による事業変更 事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の地中障害物等の撤去	○	○
第三者賠償	工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合 本市の提示条件、指示により第三者に損害を与えた場合（応募企業または構成企業に過失がある場合を除く）	○	○
物価	インフレ、デフレ ※1		○
金利	金利変動		○
不可抗力	公募対象公園施設および利便増進施設 特定公園施設	自然災害等（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※2・3 自然災害等（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期	○ 協議事項
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期 応募企業または構成企業の責任による中止・延期 応募企業または構成企業の事業放棄・破綻	○ ○ ○	○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	本市以外の要因による運営費の増大		○
	本市の責任による運営費の増大	○	
施設の修繕等 (公募対象公園施設 および利便増進施設)	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	応募企業または構成企業の事由による業務または協定内容の不履行		○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の事項		○
警備リスク	応募企業または構成企業の警備不備によるもの		○
運営リスク	施設、機器等の不備または、施設管理上並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
資料等の損失	応募企業または構成企業の責によるもの		○
	本市の責によるもの	○	
	上記以外	協議事項	
公募書類リスク	公募設置等指針等の誤記、指示漏れにより、市の要求事項が達成されない等の事象への対応	○	
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の維持管理・運営業務の内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応	○	○
情報の安全管理	本市の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用	○	
	応募企業または構成企業の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい		○

※1 協定締結時から客観的に見て著しい物価変動が発生した場合、協議を行うものとする。

※2 自然災害等（地震・台風等）不可抗力への対応

- 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧すること。
- 公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがある。
- 自然災害等の発生時には、本市は、認定計画提出者に対して業務の一部または全部の停止を命じることがある。
- 本市が公募対象公園施設（駐車場）を災害等の対策のために使用することを決定した場合は、認定計画提出者は、本市の指示に従い当該災害等の対策に関する業務に協力するものとする。
- 上記の協力により生じた次に掲げる費用は、合理性が認められる範囲で本市が負担することを原則として、認定計画提出者の請求に基づき本市との協議のうえ決定するものとする。
 - ・ 災害等の対策に関する業務により生じた人件費
 - ・ 災害等の対策に関する業務により生じた施設の光熱水費

・その他、災害等の対策に関する業務により生じた費用および損害に関する費用

※3 自然災害等に起因して本市が業務の一部または全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償はしない。

(6) 事務局

草津市 建設部 草津川跡地整備課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号（草津市役所5階）

電 話 077-561-6867（直通）

F A X 077-561-2487

E-mail kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp

様式 1

公募設置等指針等説明会 参加申込書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間 6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」の記載内容を承知のうえ、公募設置等指針等説明会の参加申し込みを行います。

法 人 概 要	法 人 名	(フリガナ)
	所 在 地	〒 —
	代 表 者 名	(フリガナ)
説明会参加者	所属・役職・氏名	
担 当 者	所 属	
	役 職・氏 名	
	連 絡 先	Tel : () E-mail :

様式 2

質問書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に関し、以下の項目について質問いたします。

法人名	(フリガナ)
担当所属名	
担当者名	
Tel	
E-mail	

質問対象	質問内容

※1. 質問対象欄には、「公募設置等指針P.○」、「参考資料○」、「様式○」等を記載してください。

※2. 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

様式 3

参 加 申 請 書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」の記載内容を承知のうえ、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業に参加表明いたします。

応募法人	法 人 名	(フリガナ)
	所 在 地	〒 —
	代 表 者 名	(フリガナ) (印)
担当責任者	所 属 名	
	役 職・氏 名	
	Tel	
	E-mail	

様式3（グループ提案用）

参 加 申 請 書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」の記載内容を承知のうえ、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業に参加表明いたします。

グループ名称		(フリガナ)
代表法人	法 人 名	(フリガナ)
	所 在 地	〒 —
	代 表 者 名	(フリガナ) (印)
担当責任者	所 属 名	
	役 職・氏 名	
	Tel	
	E-mail	

構成法人	法人名	(フリガナ)
	所在地	〒 一
	代表者名	(フリガナ) (印)
	主たる役割	

構成法人	法人名	(フリガナ)
	所在地	〒 一
	代表者名	(フリガナ) (印)
	主たる役割	

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※特定公園施設の設計および監理業務、特定公園施設の建設業務、公募対象公園施設の管理・運営業務を担う法人が分かるよう、「主たる役割」の欄に明記してください。

様式 4—1

委 任 状

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業」の公募に参加するため、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に基づき、グループを結成し、草津市との間における下記事項に関する権限を代表構成団体に委任して提出します。

グループ名称	
代表法人 (受任者)	<代表構成団体> 所在地 法人名 代表者名 (印)
構成法人 (委任者)	法人名 所在地 代表者名 (印)
グループの成立、解散時期および委任期間	グループ成立は令和 年 月 日から上記件名の事業期間終了日までとします。ただし、当グループが上記件名の設置等予定者もしくは次点とならなかった場合はただちに解散します。また当グループの構成団体の脱退又は除名については、事前に草津市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 上記件名の応募に関する件 2 公募設置等計画の提出に関する件 3 協定締結に関する件 4 公園施設設置管理許可および都市公園占用許可に関する件 5 使用料の支払いおよび経費の請求受領に関する件 6 契約に関する件
その他	1 本委任状に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 本委任状に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※グループを結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成法人等の数が3社を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に基づき、公募設置等計画等を提出します。

当グループは、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に記載されている応募者の資格を有し、かつ応募の制限に抵触していないこと、添付資料の内容に相違がないことを誓約いたします。

応募法人	法 人 名	(フリガナ)
	所 在 地	〒 一
	代 表 者 名	(フリガナ)

担当責任者	所 属 名	
	役 職・氏 名	
	Tel	
	E-mail	

様式 4-2 (グループ提案用)

誓 約 書

令和 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に基づき、以下の法人が共同で提案書を提出します。

当グループは、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に記載されている応募者の資格を有し、かつ応募の制限に抵触していないことを誓約します。

グループ名称	(フリガナ)	
代表法人	法人名	(フリガナ)
	所在地	〒 -
	代表者名	(フリガナ) (印)
担当責任者	所 属 名	
	役 職・氏 名	
	Tel	
	E-mail	
構成法人	法 人 名	
	所 在 地	〒 -
	代 表 者 名	(フリガナ) (実印)

※グループを構成する全ての法人間で締結した協定書等を添付してください。

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

様式 5

事 業 者 別 状 況 調 書

令和 年 月 日

所在地	〒 Tel
名 称	
代表者	
担当事業所名	
担当所属 担当者	
所在 地 (担当事業所)	〒
電話番号 F A X	
資 本 金	百万円
設立年月	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月
上場状況	1. 一部上場 2. 二部上場 (年 月) 3. 非上場
主要取引金融機関 および借入残高	
その他	

※この調書は代表者および構成員ごとに作成してください。

様式 6

役 員 名 簿

令和 年 月 日

法人名 (商号又は名称)			
所 在 地	〒 —		
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※公募設置等指針「5. 公募の実施に関する事項等(1)公募への参加資格」に関する調査以外には使用しません。

様式 6 (グループ提案用)

役 員 名 簿

令和 年 月 日

グループ名称				
法人名 (商号又は名称)				
所 在 地	〒 一			
法人名	役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

※すべての構成法人について提出してください。

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※公募設置等指針「5. 公募の実施に関する事項等(1)公募への参加資格」に関する調査以外には使用しません。

様式 7-1

建設工事の実績を証する書類

令和 年 月 日

法 人 名 (商号又は名称)	
所 在 地	
代 表 者 名	
建設業許可番号	

法人の建設工事実績	
施 設 名 称	
施設所有者名	
施設所在地	
施設概要	※用途、面積、施設概要、特徴などを記入
供用開始日	
業務期間	年 月 ~ 年 月
建設工事の概要	

※特定建設業の許可を受けていることを証する書類を添付してください。

※実績を証する書類として、当該法人の建設工事の実績が分かる書類を添付してください。

※複数の実績がある場合は、追加して作成してください。(合計で3件まで)

様式 7-2

管理運営業務の実績を証する書類

令和 年 月 日

法 人 名 (商号又は名称)	
所 在 地	
代 表 者 名	

法人の管理運営業務実績	
施 設 名 称	
施設所有者名	
施設所在地	
施設概要	※用途、面積、施設概要、特徴などを記入
供用開始日	
管理・運営期間	年 月 ~ 年 月
管理運営業務の概要	

※実績を証する書類として、当該法人が実施する事業に係る施設の管理運営業務の実績が分かる書類を添付してください。

※複数の実績がある場合は、追加して作成してください。(合計で3件まで)

様式 8-1

(1)事業の実施方針・事業実施体制・スケジュール

【記載事項】 【A4版4ページ以内】

① 事業の実施方針（評価基準1-(1)）

- ・公募設置等指針1-(1)事業の目的、1-(3)③事業コンセプト等を踏まえた事業の実施方針を記載

② 事業実施体制および実績（評価基準1-(2)）

- ・代表法人および構成法人の役割分担
- ・代表法人および構成法人の事業実施体制、人員配置、緊急時の連絡体制
- ・代表法人および構成法人の業務実績（業務にあたって工夫した点等）

③ 工程計画（評価基準1-(3)）

- ・公募設置等指針1-(3)④事業スケジュール、1-(5)公募事業の流れを踏まえた事業全体の適切な工程計画（工事の時期・工事の実施方法等）を記載

④ 事業計画の考え方（評価基準1-(4)）

- ・事業リスクの低減、収支計画の妥当性、会計の透明性、事業全体の事業計画の考え方を記載

※評価基準「1.事業計画」の評価対象です。

様式 8-2

(2)公園整備全体計画

【記載事項】 【A3版2ページ以内】

①デザインの考え方（評価基準2-(1)）

以下の点を示す事項

- ・公募設置等指針2-(1)
- ②動線計画、③事業対象区域全体の施設配置およびデザインの記載内容を満たす提案であること

②全体平面図

- ・事業対象範囲の全体平面図

※標準設計を参考に、区間6全体におけるゾーニング計画を作成

※以下の範囲および面積（表）を明記

- ・公募対象公園施設（建築物）
- ・公募対象公園施設（建築物以外）
- ・特定公園施設（必須提案施設）
- ・特定公園施設（任意提案施設）
- ・利便増進施設（任意提案）

※建築面積総括表を記載

③イメージパース

- ・公園全体の位置関係やデザイン等が把握できるイメージパース

※鳥観図（事業対象区域の南側、西側）を含めること

※公園周辺との位置関係を把握できるよう、隣接部分（接続道路や住宅等）も表現すること

※評価基準2-(1)「公園整備全体計画」の評価対象です。

様式 8-3

(3) 特定公園施設の整備計画

【記載事項】

- ① 特定公園施設（必須提案施設）の種類と整備内容（評価基準2-(2)）

■特定公園施設の整備の考え方【A4版1ページ以内】

- ・計画の考え方、コンセプトについて記載

■個別施設計画

- ・以下の施設について、公募設置等指針2-(3)②の要求水準を満たす各施設の具体的な整備内容について、図面等を用い、構造、規模、意匠、設備、仕様等がわかるよう記載

・園路および広場【A3版1ページ以内】

※要求水準（ア）～（オ）の内容が分かるよう記載

・屋根付広場【A4版1ページ以内】

・公衆便所【A4版1ページ以内】

・標識（案内板・説明板等）【A4版1ページ以内】

・自転車駐車場【A4版1ページ以内】

※各施設の公園施設種別、面積、について別途表形式で添付すること

※管理上の留意点があれば記載すること

- ② 特定公園施設（任意提案施設）の整備内容、維持管理・運営計画（任意提案）【A4版1ページ以内】（評価基準2-(2)）

- ・公募設置等指針2-(3)③に示す特定公園施設（任意提案施設）の整備について、施設の内容、計画の考え方、施設コンセプト（目的）を記載

- ・各施設の公園施設種別、面積・寸法、材質の一覧について別途表形式で添付すること

- ・公募設置等指針4-(2)②の要求水準を満たす特定公園施設（任意提案施設）の維持管理・運営計画（修繕、清掃等）について提案

※評価基準2-(2)「特定公園施設の整備」の評価対象です。

様式 8-4

(4) 公募対象公園施設等の整備運営計画

【記載事項】

① 民間施設機能の導入（評価基準 2-(3)における「民間施設機能の導入」）

■公募対象公園施設の設置に関する基本的な考え方【A4版1ページ以内】

- ・計画全体のコンセプト（目的）を記載
- ・提案する施設について以下の項目を一覧（表形式）で記載
 - ・公園施設の種類（都市公園法施行令第5条に掲げる種別および種類）、建築物の用途、工作物の種類、施設所有者、施設管理者、設置・管理期間

■公募対象公園施設の概要（施設ごとに記載）【1施設につき A4版1ページ以内】

〔収益施設〕

- ・提供するサービスの内容
- ・集客数、売上高の見込み
- ・営業日、営業時間
- ・業務責任者、従業員の配置計画および雇用に関する考え方
- ・デザインおよび設計のコンセプト
- ・建築物、建築物以外の工作物の別
- ・施設概要 ※建築面積、延床面積、階数・構造・高さ 等
- ・概略建築図（施設ごとに添付）※別途添付も可能
※配置図、各階平面図、立面図、断面図
- ・イメージ図（必要に応じ添付）
※外観図、内観図等

〔駐車場〕

- ・計画台数、面積
- ・管理方式、利用料金設定
- ・管理責任者
- ・安全管理の工夫（歩車分離等）

■利便増進施設の整備内容、維持管理・運営計画（任意提案）【資料作成にあたってはページ数の制限は設けないが、簡潔に記載すること】

- ・公募設置等指針 2-(4)に示す利便増進施設の設置について提案
- ・公募設置等指針 4-(3)に示す利便増進施設の維持管理・運営について提案

② 維持管理計画（評価基準 2-(3)における「維持管理計画」）【A4版 2 ページ以内】

- ・清掃修繕等、施設ごとに維持管理計画を記載

③ 運営計画（評価基準 2-(3)における「運営計画」）【A4版 2 ページ以内】

〔記載例〕

- ・広報・PR活動、イベント等公園利用者の集客に寄与する提案
- ・隣接する区間 5 や草津川跡地公園全体への波及効果、公園利用者サービスの向上に資する提案
- ・災害時において想定する施設の運用、運営体制

④ 公園全体で連携の取れた計画（評価基準 2-(3)における「公園全体で連携の取れた計画」）【A4版 1 ページ以内】

- ・草津川跡地公園の管理者等との連携方策を記載

※評価基準 2-(3)「公募対象公園施設の整備・運営」の評価対象です。

価額提案書

(5)価格提案

「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」に基づき、以下の価額を提案します。

①特定公園施設の建設に係る提案額（消費税および地方消費税を含む。）

特定公園施設の建設に要する費用 (a)	円
収益等からの充当額 (b)	円
(事業者の負担する割合 (b/a))	%
草津市に負担を求める額	円

②公募対象公園施設の設置許可、利便増進施設の占用許可に基づく年間使用料の提案額（総額）

[公募対象公園施設]

建築物を設置する土地の使用料(a) (設置許可使用料単価_____円/m ² ・年×建築面積_____m ²)	円
上記以外の土地の使用料(b) (設置許可使用料単価_____円/m ² ・年×面積_____m ²)	円
合計(A=a+b)	円

※使用料の下限は「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」のP.17を参照

[利便増進施設]

自転車駐車場（シェアサイクルポート）の使用料(c) (占用許可使用料単価_____円/m ² ・年×面積_____m ²)	円
その他の利便増進施設の使用料(d) (占用許可使用料単価_____円/m ² ・年×面積_____m ²)	円
合計(B=c+d)	円

※使用料の下限は「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」のP.21,22を参照

使用料の合計 (A+B)	円
-----------------	---

応募者 (代表法人)	所在地	
	法人名	
	代表者名	

※数字は算用数字を用いてください。

※特定公園施設の建設に要する費用については、建設費内訳書を添付してください。

※グループ提案の場合は、代表法人が記入してください。

※評価基準3.「市負担額（提案価格）」の評価対象です。

様式 8-6

(6) 投資計画および収支計画 ※Excel ファイルで提出してください。 (別途提供)

【記載事項】

①資金計画

- (ア) 初期投資額
- (イ) 資金の調達方法

②資金計画（積算根拠）

- (ア) 初期投資額
- (イ) 資金の調達方法

③収支計画

- (A) 公募対象公園施設の営業収入
- (B) 公募対象公園施設の運営支出
- (C) 特定公園施設（任意提案施設）の運営支出 ※ (B) の書式を利用（提案する場合のみ）

④積算根拠（収支計画）

- (A) 公募対象公園施設の営業収入
- (B) 公募対象公園施設の運営支出
- (C) 特定公園施設（任意提案施設）の運営支出

※評価基準 1-(4) 「事業計画の考え方」の評価対象です。

様式9

ネーミングライツ参加意向確認

令和 年 月 日

公園サービスの向上に資するため、事業対象区域および各提案施設についてネーミングライツ（※1）を導入する予定です。民間企業ならではのノウハウ・アイディアを活かした公園の魅力向上につながる提案を募集します。

ネーミングライツに参加意向を確認するため、下記に○を付けて回答してください。

ネーミングライツの希望有無	希望する • 希望しない
---------------	----------------------------

なお、本事業への応募に際して、市から貸与を受けた資料については、本公募の目的にのみ使用するものとします。

※1 ネーミングライツとは、市の施設等に企業名や商品名等を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（ネーミングライツパートナー）から対価（ネーミングライツ料）を得て、維持管理や施設の魅力向上に向けた施策等に役立てます。

グループ名称 ※単独提案の場合は記入不要			
応募法人 (代表法人)	法 人 名	(フリガナ) (印)	
	所 在 地	〒 一	
	代表者名	(フリガナ) (印)	

様式8-6-1 資金計画

① 資金計画

(ア) 初期投資額

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	合計
公募対象公園施設 (調査・測量・設計)			0
公募対象公園施設 (建設工事)			0
特定公園施設 (調査・測量・設計)			0
特定公園施設 (建設工事)			0
工事等に伴う使用料			0
			0
合 計	0	0	0

(イ) 資金調達方法

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	合計
自己資金			0
借入金			0
出資金（第三者から）			0
			0
合 計	0	0	0

※該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。

※新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

※印刷はA4縦判1枚としてください。

※消費税率については、10%（軽減税率対象は8%）として記載してください。

様式8-6-2 資金計画

② 資金計画（積算根拠）

(ア) 初期投資額

項目	積算根拠（概要）
公募対象公園施設 (調査・測量・設計)	
公募対象公園施設 (建設工事)	
特定公園施設 (調査・測量・設計)	
特定公園施設 (建設工事)	
工事等に伴う使用料	

(イ) 資金調達方法

項目	積算根拠（概要）
自己資金	
借入金	借入金融機関名、資金名称、償還期間、据置期間、金利等
出資金（第3者から）	出資者名、出資金額、出資条件等

※該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。

※新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

項目については様式8-6-1と整合させてください。

※印刷はA4縦判1枚としてください。

※消費税率については、10%（軽減税率対象は8%）として記載してください。

③収支計画

※該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままにしてください。

※新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

※新規な項目が必要な場合は、適宜

※印刷はA3折込1枚としてください。

様式8-6-4 収支計画

④ 収支計画（積算根拠）

(A) 公募対象公園施設の営業収入（主な商品・メニュー、単価、客数、平均客単価等）

項目	積算根拠
a) 販売収入	
b) テナント収入	
c) イベント収入	
d) 広告収入	
e) 駐車場収入	
f) その他	
合計	

(B) 公募対象公園施設の運営支出

項目	積算根拠
g) 開業準備費（資本的支出を除く）	
h) 販売事業（自主事業）にかかる管理運営費	
売上原価	
人件費	
維持管理費	
広告宣伝費	
その他	
i) テナント管理運営費	
売上原価	
人件費	
維持管理費	
広告宣伝費	
その他	
j) イベント事業の管理運営費	
売上原価	
人件費	
維持管理費	
広告宣伝費	
その他	
k) 広告事業の管理運営費	
売上原価	
人件費	
維持管理費	
広告宣伝費	
その他	
l) 駐車場の管理運営費	
売上原価	
人件費	
維持管理費	
その他	
m) 他の施設の管理運営費	
自動販売機	
上記以外の管理運営費	
n) 公園設置許可使用料	
収益施設	
駐車場	
上記以外の施設	
o) 公租公課	
p) 減価償却費	
q) その他運営費用	
保険料	
r) 営業外収入	
s) 営業外費用	
支払利息	
t) 現状復旧費	

(C) 特定公園施設(任意提案施設)の運営支出（職種別人員、月額、時給等）

項目	積算根拠
人件費	
報償費	
旅費	
需用費	
光熱水費	
内訳　修繕費	
消耗品費	
委託料	
内訳	
使用料・賃借料	
備品購入費	
その他間接経費	
合計	

※該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。

※新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。項目については様式8-6-3と整合させてください。

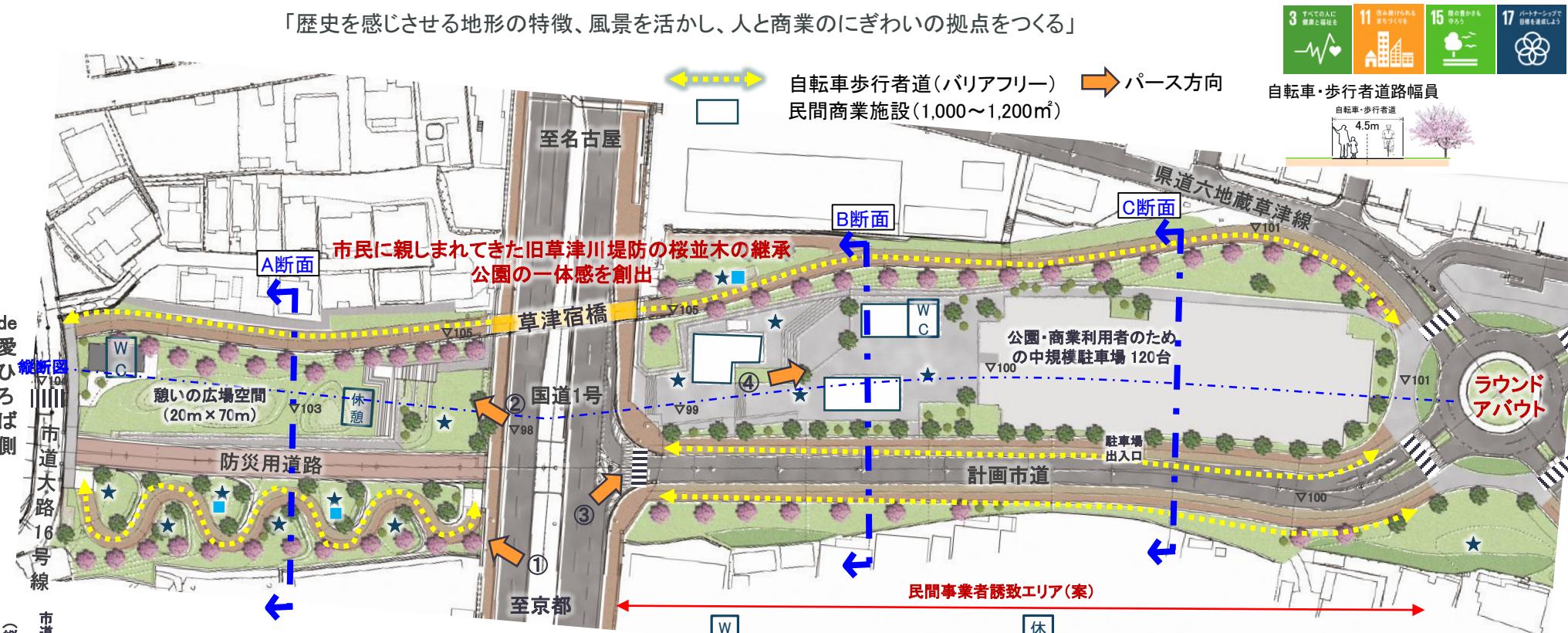
※印刷はA4縦判1枚としてください。

※消費税率については、10%（軽減税率対象は8%）として記載してください。

※業務委託がある場合は、見積書を添付してください。

人と商業の賑わいゾーン～草津川跡地公園のメインエントランス空間～

「歴史を感じさせる地形の特徴、風景を活かし、人と商業のにぎわいの拠点をつくる」



(主な施設) 憩いの広場空間、小広場 ★、高木中木、低木地被、トイレ(約80m²)、休憩所兼展望スペース(約30m²)、日かけ・休養施設(あづまや)(約10m²/1箇所) ■
(その他施設) 案内板、園名板などの案内施設、ベンチ、水飲み場、時計台などの便益施設、照明、標識、防犯などの安全施設、フェンス、柵などの管理施設、その他付帯インフラ施設



草津川跡地整備事業(区間6) (計画概要)

ゆとりある空間の憩いゾーン～日常的に多世代が集いコミュニティを育む憩いの空間～

「時代に合わせて変化できる憩い・遊び・健康の空間をつくる」



道路幅員構成

道路区域 15m

→ パース方向
自転車歩行者道(バリアフリー)
行政界



地域の幅広い世代が憩い・健康づくりのできる広々としたフラットな地形を創出



子育て世代と高齢者世代で賑わう変化に富む地形を創出

(主な施設) 多目的広場、小広場★、高木中木、低木地被、トイレ(約80m²)、日かけ・休よう施設(あづまや)(約10m²/1箇所)■、眺望スペース▲、遊び場(遊具)◎
(その他施設)案内板、園名板などの案内施設、ベンチ、水飲み場、時計台などの便益施設、照明、標識、防犯などの安全施設、フェンス、柵などの管理施設、その他付帯インフラ施設

(縦断図)

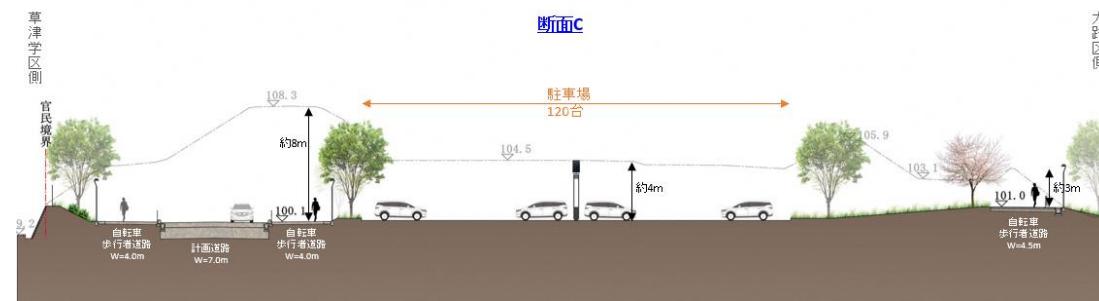
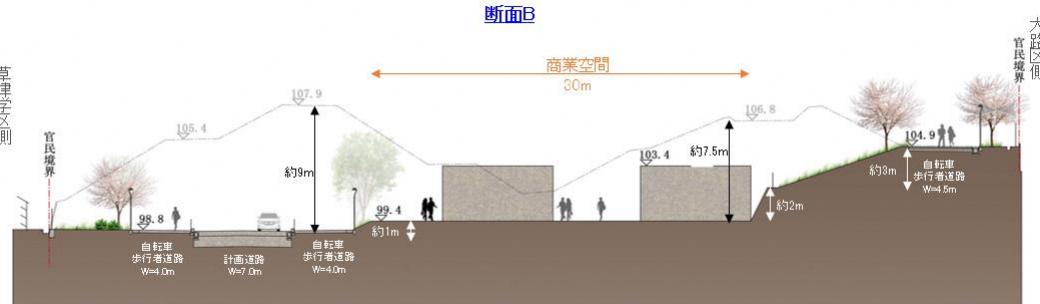


断面図(A~C)

国道1号より西側

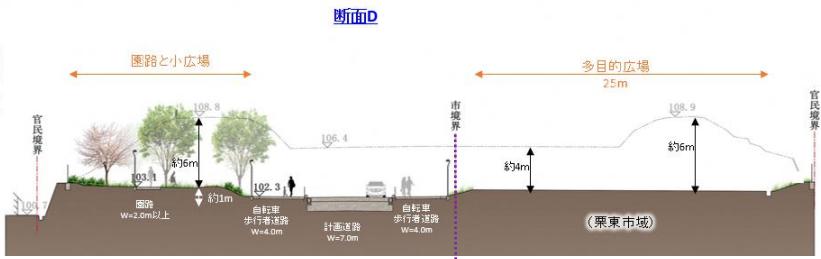


国道1号より東側



断面図(D~G)

RAより東側

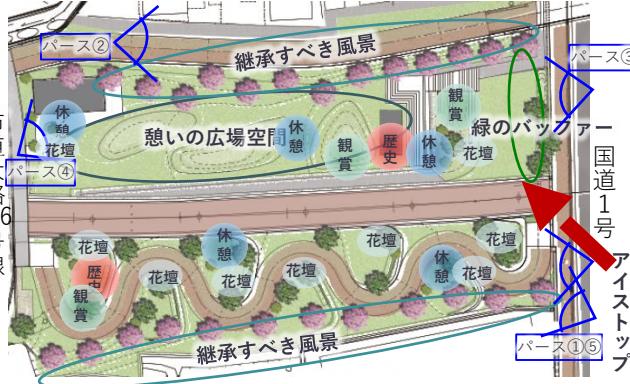


〈人と商業の賑わいゾーン 国道西側エントランスエリア〉

デザインコンセプト

- 旧草津川の歴史的な風景、東海道の歴史性を継承する桜並木
- 草津川跡地公園のエントランスに美しい広場へと誘引する地形（空間）
- 幅広い世代に親しまれる憩いの広場の創出

空間構成



↑ パース③：草津川跡地公園に誘引する魅力的なエントランス



↑ パース①：de愛ひろばとの連続性を確保した花木に囲まれた広場とみちのデザイン



↑ パース④：桜と緑に囲まれた、起伏豊かな芝の広場



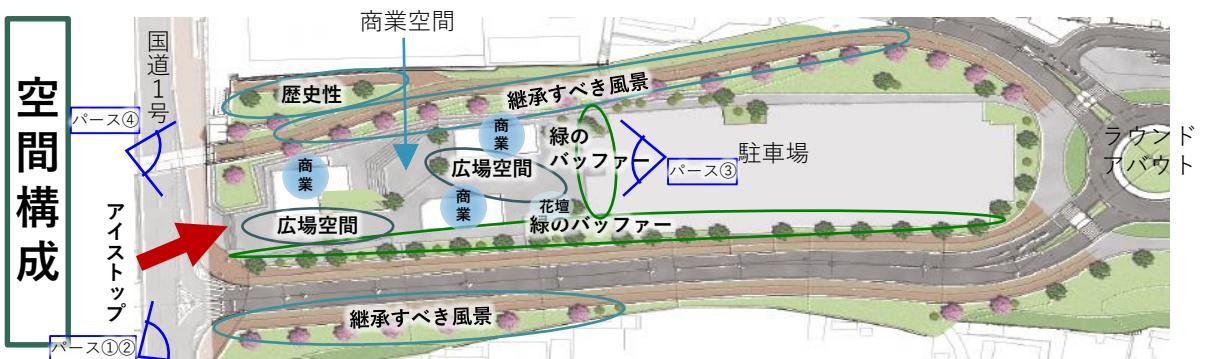
↑ パース⑤：自然な草花の広がる風景を見ながら上る緩やかな坂道

〈人と商業の賑わいゾーン 国道東側エントランスエリア〉

デザインコンセプト

- 旧草津川の歴史的な風景、東海道の歴史性を継承する桜並木
- 国道エントランスから広場の奥へと誘引する変化のある空間
- 囲まれ感による特別なにぎわいを創出する商業と人の空間
- 広場を居心地良くする道路と広場の間の緑の緩衝帯

空間構成



↑パース①：環境の器に包まれた魅力的な商業空間デザインと段階的な高低差処理



↑パース②：国道側の賑わい



↑パース③：来るたびに表情の変わる広場づくり



↑パース④：歴史を継承する桜並木と商業空間との対比の風景

〈ゆとりある空間の憩いゾーン 小広場・遊び場・眺望の丘エリア〉

デザインコンセプト

【下流域-小広場】

- 流線形の園路と四季の植栽で移り変わる風景を演出
- 園路と低木に囲まれた小広場を点在配置

【中流域-遊び場】

- 地形の起伏と植栽、幼児・小児用遊具を一体化

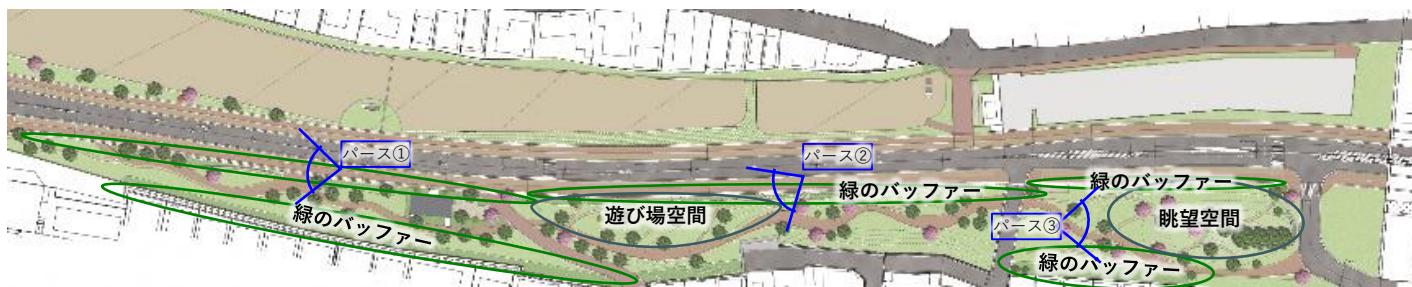
【上流域-眺望の丘】

- 旧草津川堤防と既存樹の残置による小高い丘の形成
- 旧草津川と新幹線との歴史性を対比させる眺望の提供
- 若者の居場所となる丘の上の休憩地の創出



パース③：新幹線を望める眺望の丘の形成。若者の居場所として機能

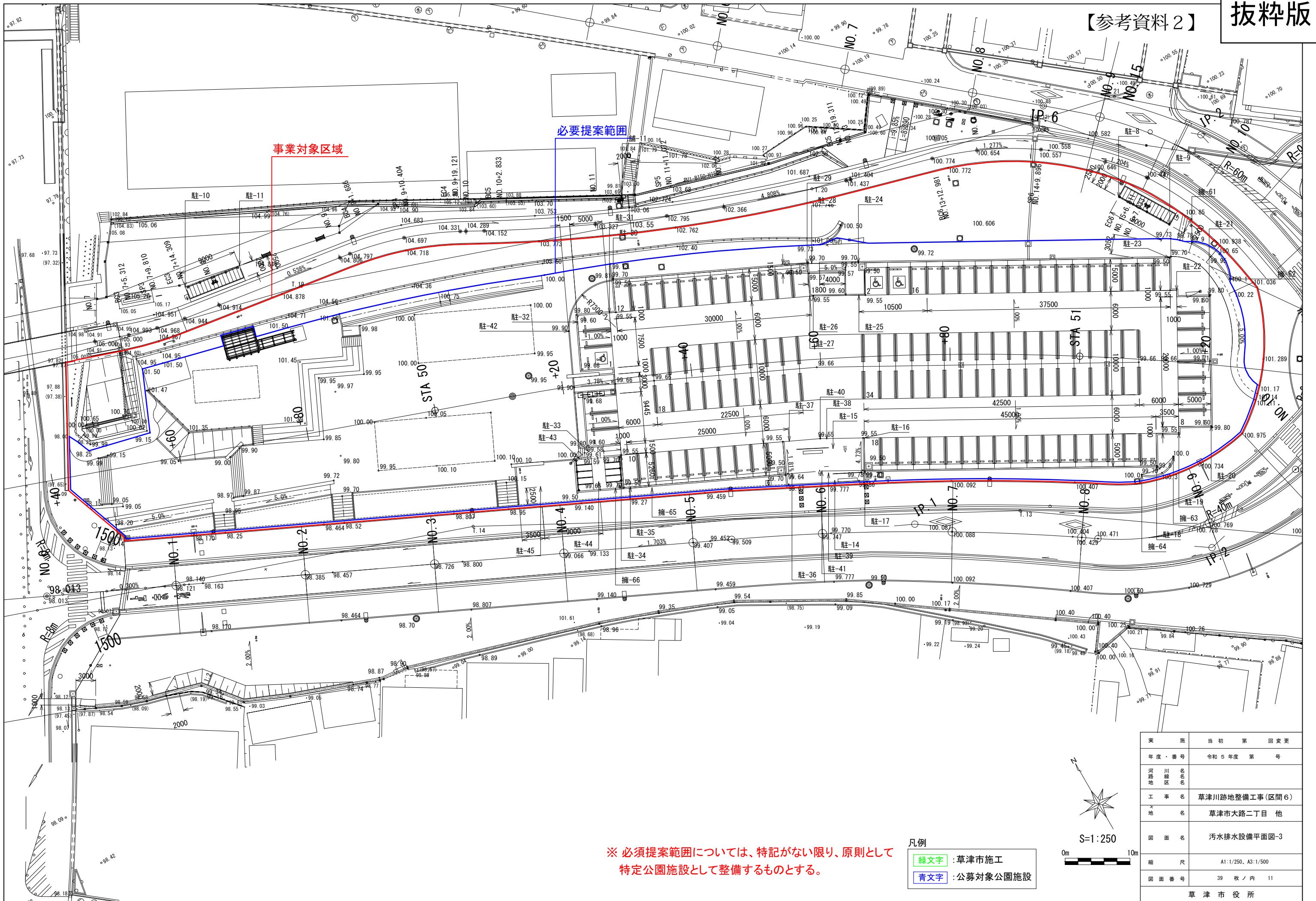
空間構成



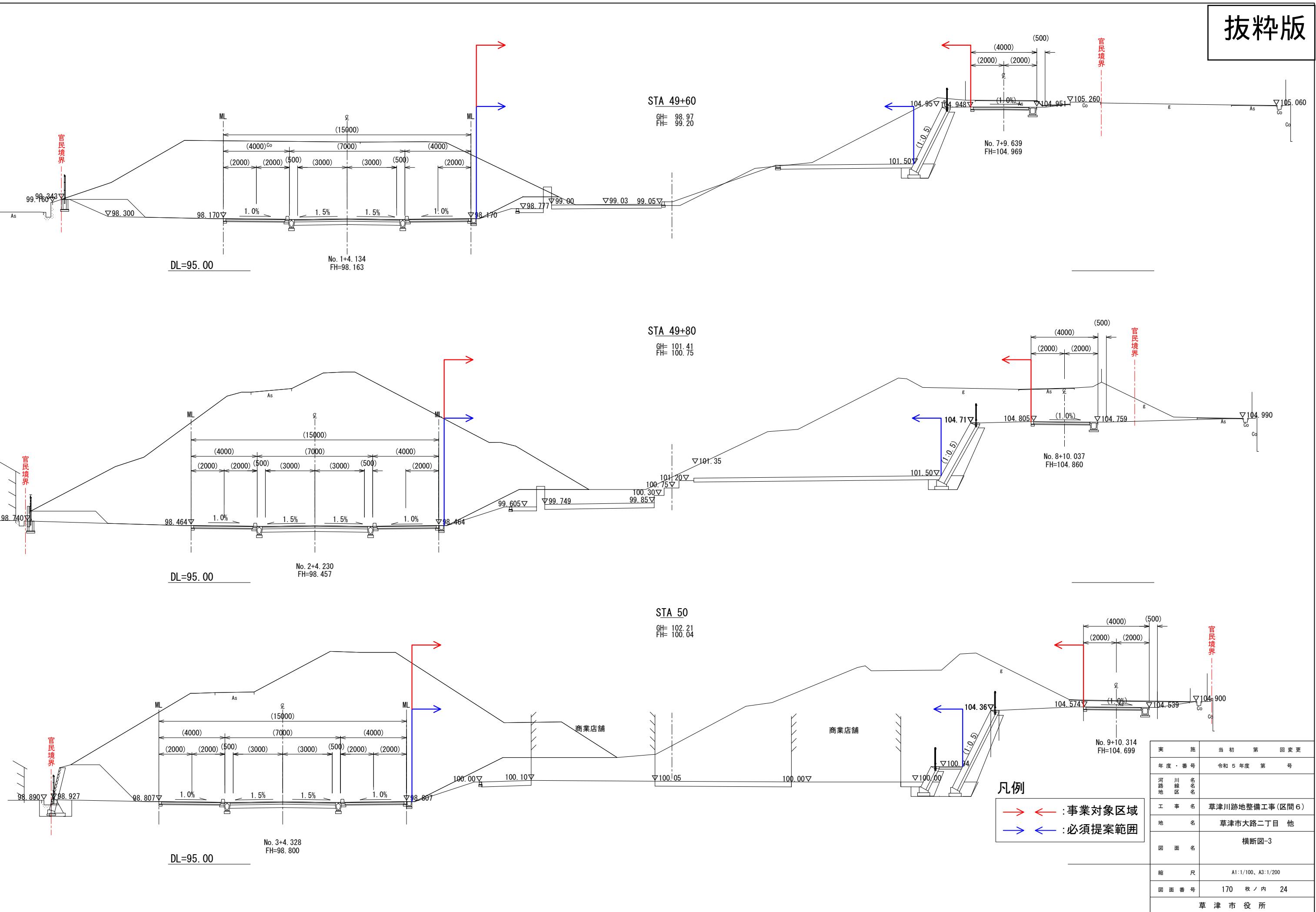
パース①：植栽の中を通り抜け場所によって風景の変化する、歩いて楽しい園路の創出

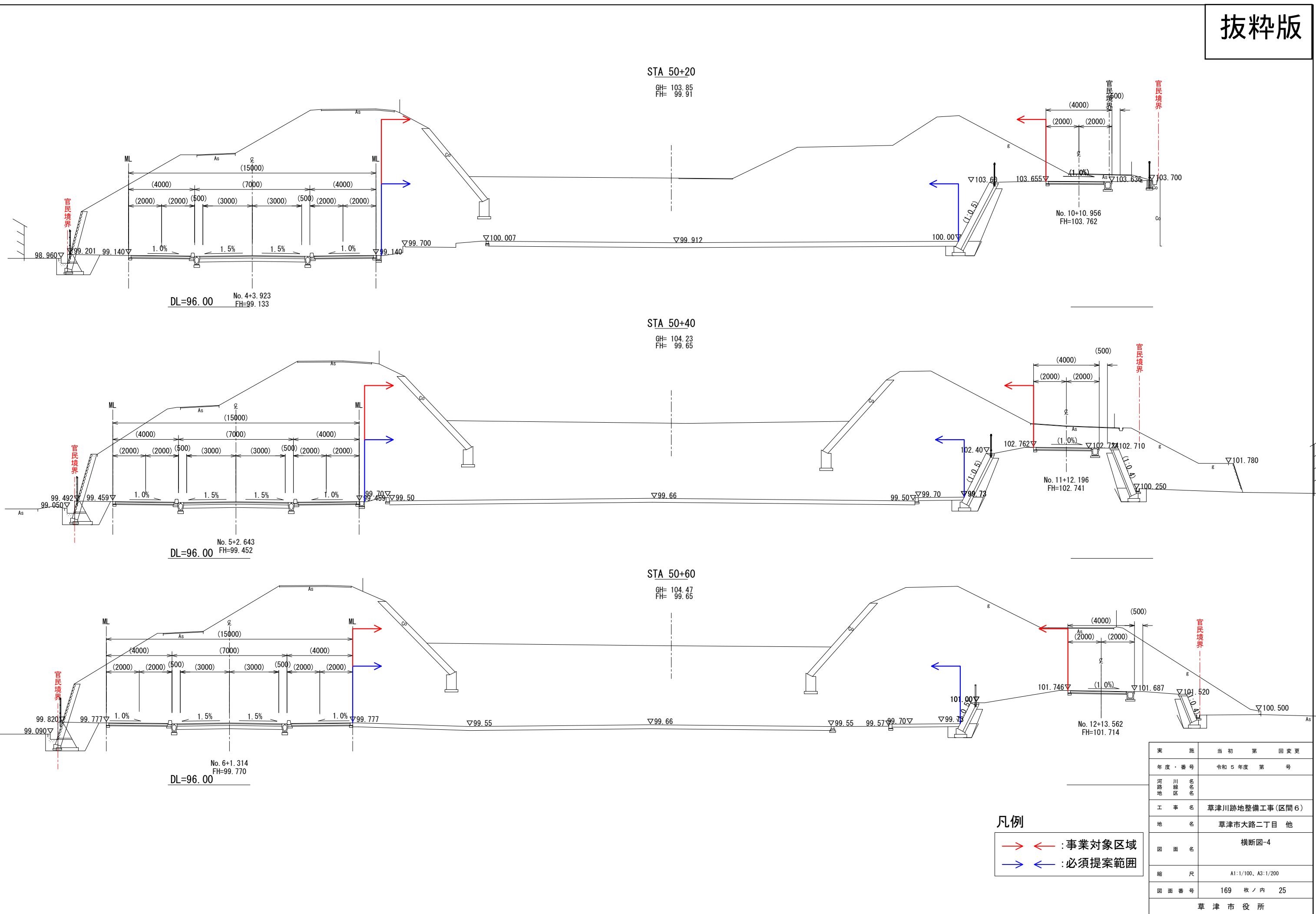


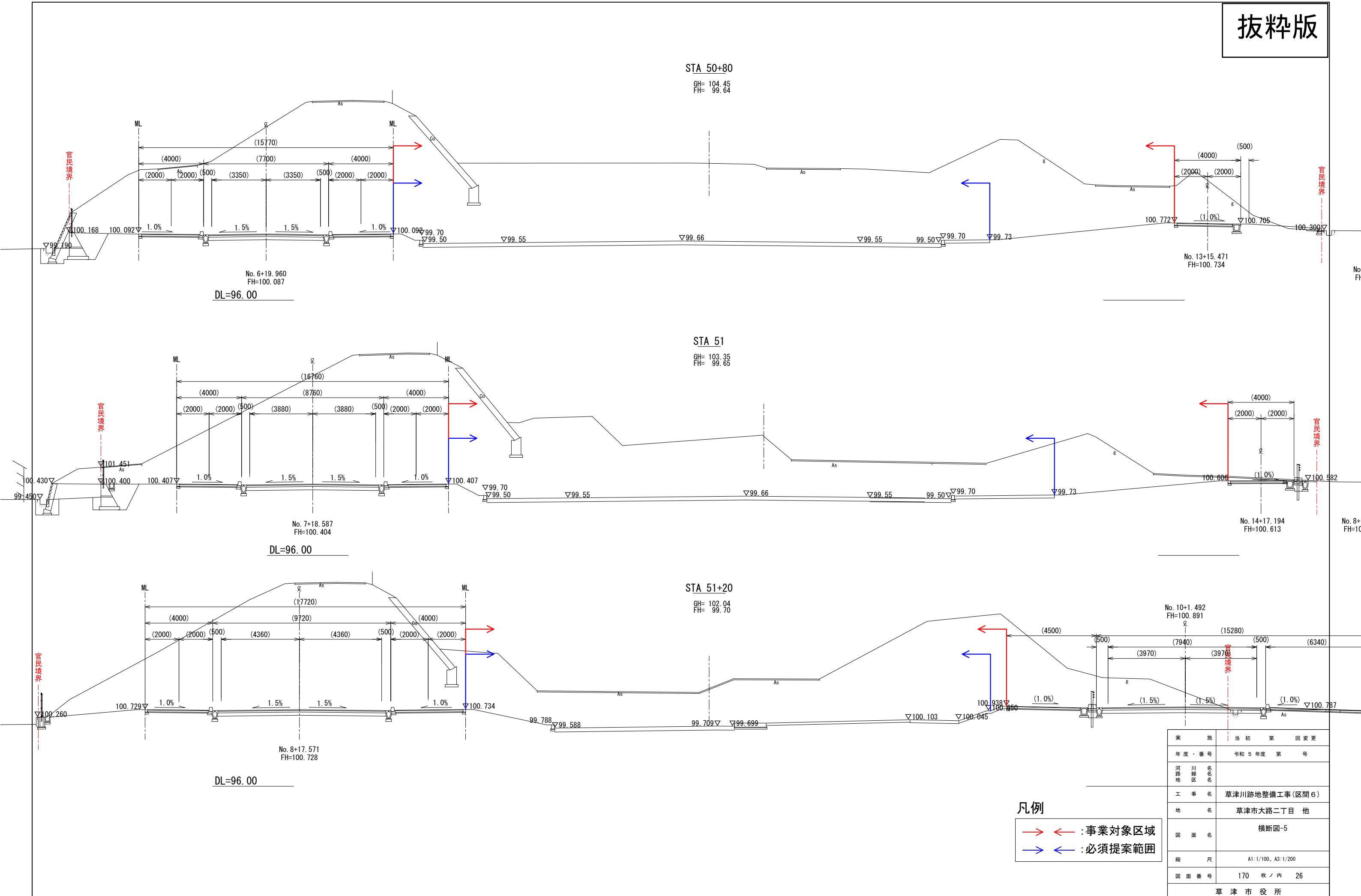
パース②：地形と一体化した遊具の配置をトータルデザイン。インクルーシブ遊具も配置



抜粋版







(1 / 1ページ 0m ~)

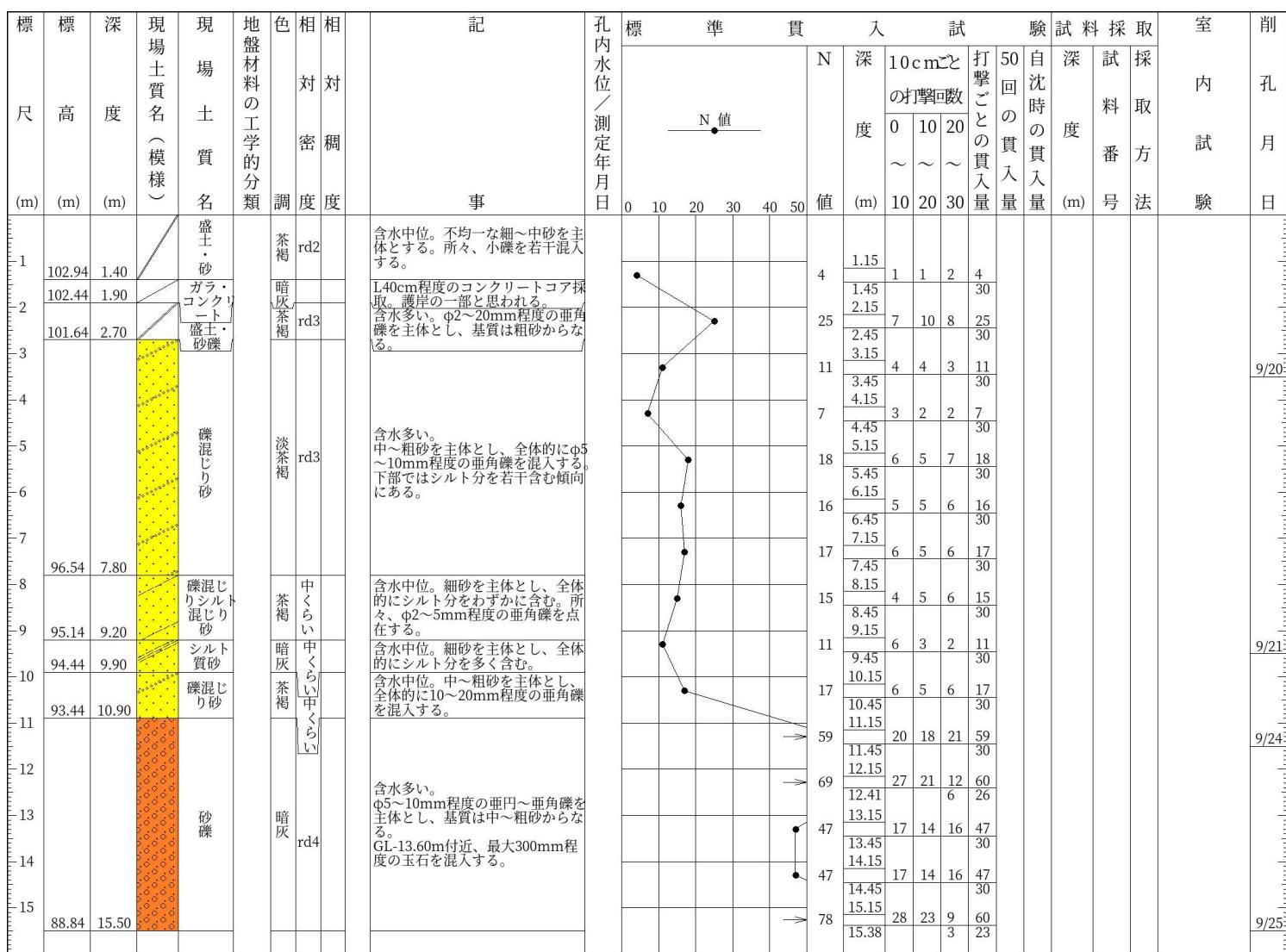
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 _____

事業名または工事名 国道1号大路地区地質調査業務

調査目的及び調査対象 道路 構造物基礎

ボーリング名	NO.1	調査位置		北緯	35°01'0.8"
発注機関	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所	調査期間	平成25年09月19日～平成25年09月25日	東経	135°58'5.2"
調査業者名	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング	主任技師	江中 泰久	現場代理人	岡崎 丈 コア鑑定者 佐々木 泰典 ボーリング責任者 門内 竜司
孔口標高	T.P. 104.34 m	角度	180° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 西 90° 南 180° 東 270°
総削孔長	15.50 m	地盤勾配	鉛直 90°	使用機種	KR-50-HCW エンジン NFD-8 ポンプ V-5



【参考資料4】関連事業等一覧表

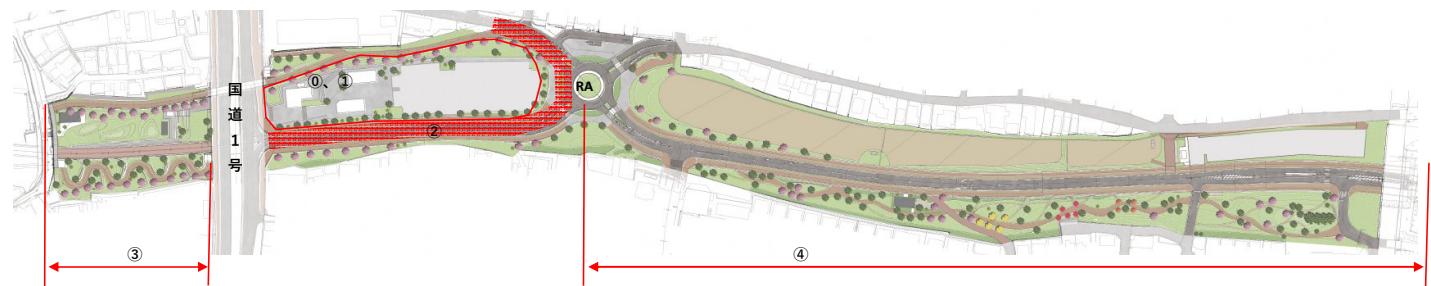
工事実施時期、期間等は予定であり、変更する場合があります。

番号	事業主体	対象地・内容	備考	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				
				4月 月	5月 月	6月 月	7月 月	8月 月	9月 月	10月 月	11月 月	12月 月	1月 月	2月 月	3月 月	4月 月	5月 月	6月 月	7月 月	8月 月	9月 月	10月 月	11月 月	12月 月
①	市（草津川跡地整備課）	事業対象区域 ライフライン整備 オンサイト貯留機能を担う整備																						
②	市（草津川跡地整備課）	事業対象区域外周道路 道路・歩道整備																			●供用開始（予定）			
③	市（草津川跡地整備課）	国道1号西側 道路・公園整備																			●供用開始（予定）			
④	市（草津川跡地整備課）	RA東側 道路・公園整備																			●供用開始（予定）			
⑤	認定計画提出者	事業対象区域 P-PFI整備	・公園の利用増進に資する収益施設 ・駐車場													募集期間	●設置等予定者決定 ・計画認定・協定・契約	設計 ・許可	整備	●供用開始（予定）				

※③④の整備については今後の関係機関との協議等により実施時期が変更となる可能性があります。

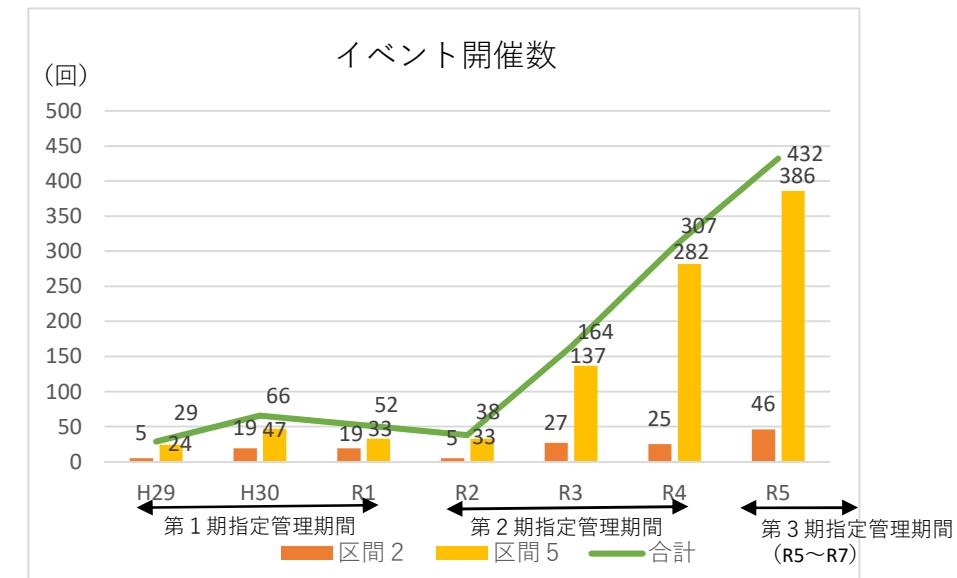
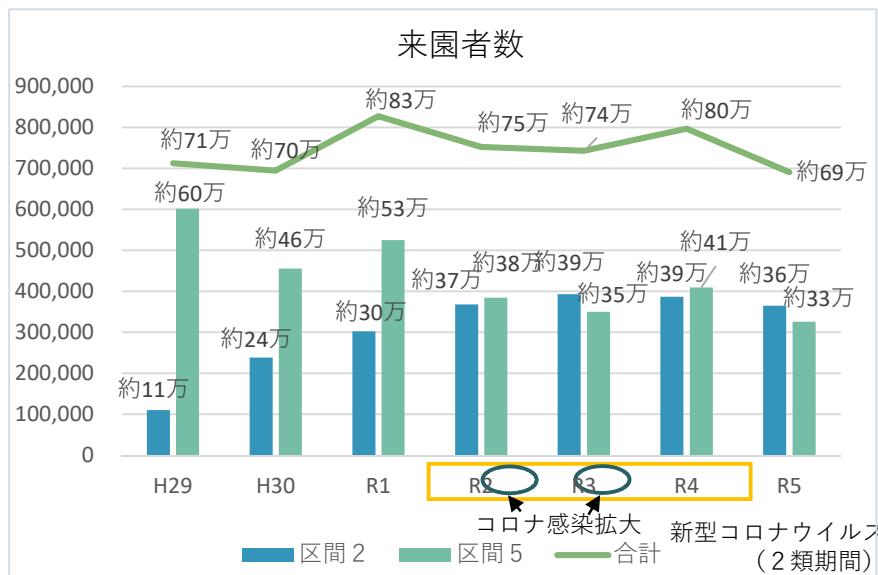
※④の整備時には大規模な土の搬出（約13万m³）を予定しており、事業対象エリア南側の道路を使用して土の搬出を行う予定をしております。

（想定）1日最大搬出量 360～720m³/日 (10 t D T 約80～150台・往復/日)



【参考資料5】草津川跡地公園にかかる基本データ

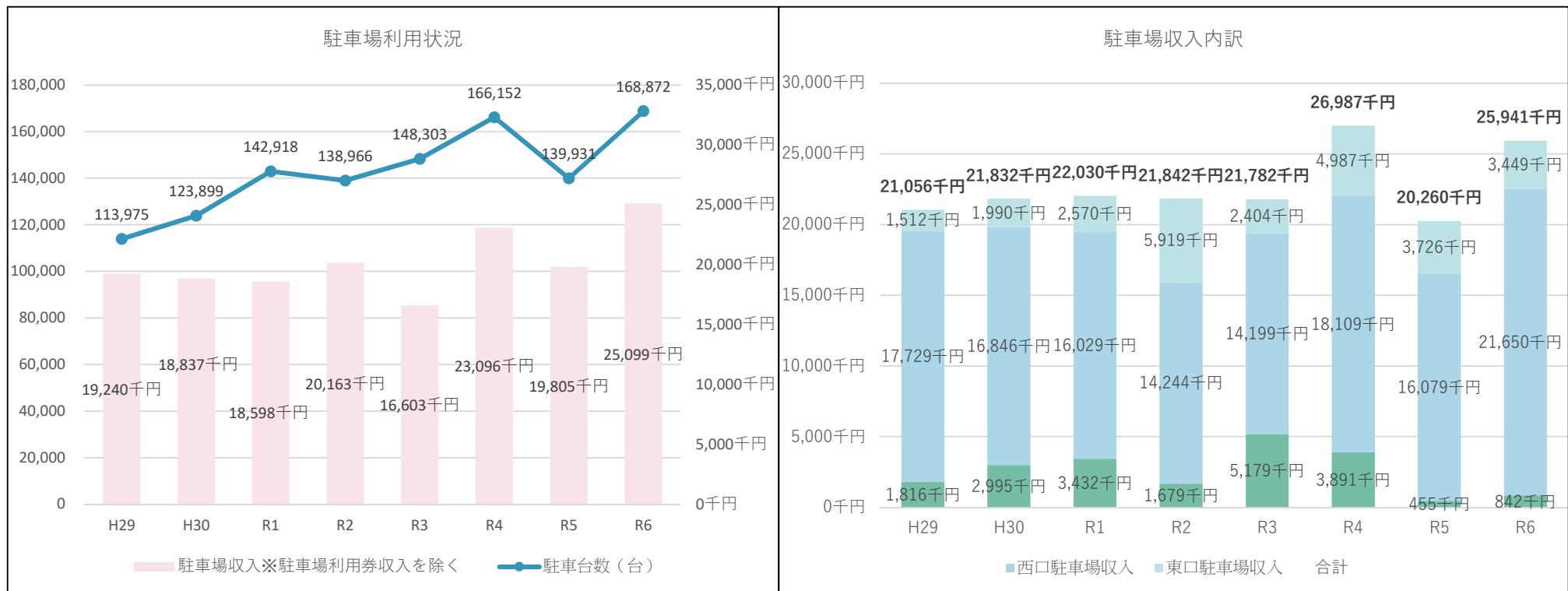
(1)草津川跡地公園利用状況(来園者数、イベント開催数)に関するデータ



来園者数は、新型コロナウイルスの感染が拡大したR2、R3で外出規制のため減少しましたが、毎年多くの方に利用していただいています。

開園当初からR2まで指定管理者や市民活動等によるイベント数の広がりが小さかったが、コロナ禍が明けた頃から増加しています。

(2)草津川跡地公園(区間5)駐車場利用状況に関するデータ



R2は新型コロナウイルス感染症、R5は工事による駐車場の一部閉鎖により利用数が減少してたが、R3,R4,R6はコロナ前の水準にもどり、台数・収入ともに増加傾向にある。

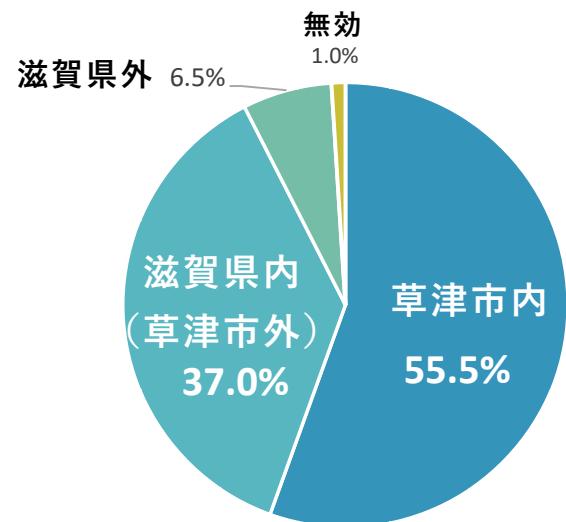
駐車場収入は全体で毎年2,000万円以上となっており、西口駐車場収入が各年約1,500万円前後と過半を占める。周辺施設の駐車場利用券収入はR5,R6はR4以前に比べ減少。

※R5は工事のため一部閉鎖

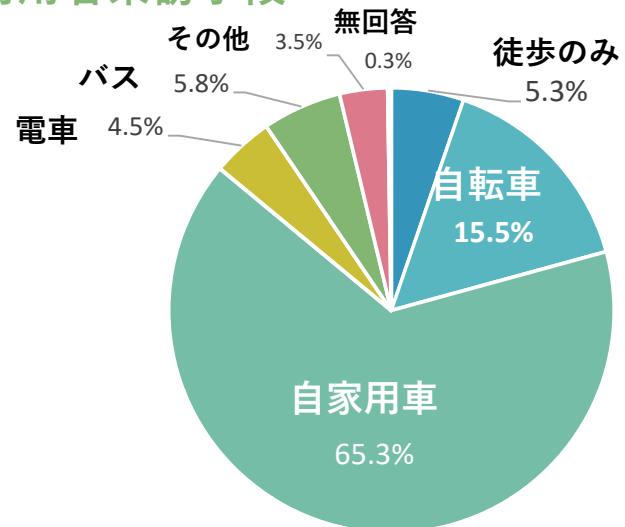
(3)-1 草津川跡地公園 来園者アンケート調査集計結果(来園者分布)

【令和6年度草津川跡地公園来園者アンケートより】

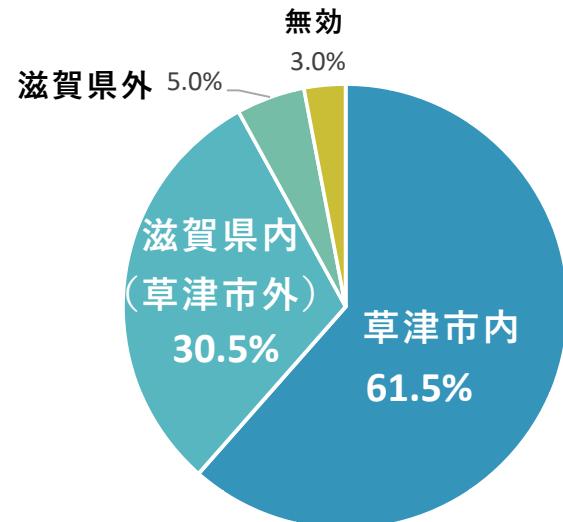
区間2利用者來訪圏



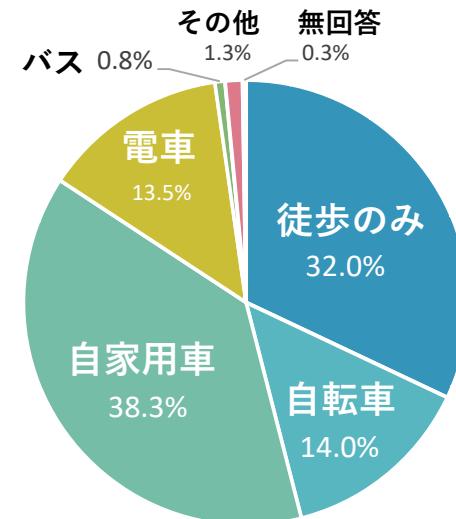
区間2利用者來訪手段



区間5利用者來訪圏



区間5利用者來訪手段



(3)-2 草津川跡地公園 来園者アンケート調査集計結果(公園に対する評価・要望等)

【令和6年度草津川跡地公園来園者アンケートより】

区間2への要望（課題）

【来園者アンケート 自由記述より】

- ・景色がよくきれいに管理されている
- ・犬の散歩、ウォーキングに最適 等

良い評価

- ・駐車場を増やしてほしい
- ・駐車場が少ないので土日はとめられない事が多い
- ・イベント時等、駐車台数を増やしてほしい
- ・イベントの案内をHPなどで知らせてほしい
- ・犬のトイレなどマナーが気になる 等

要望・課題

区間5への要望（課題）

【来園者アンケート 自由記述より】

- ・ガーデンがきれい
- ・イベントが充実している 等

良い評価

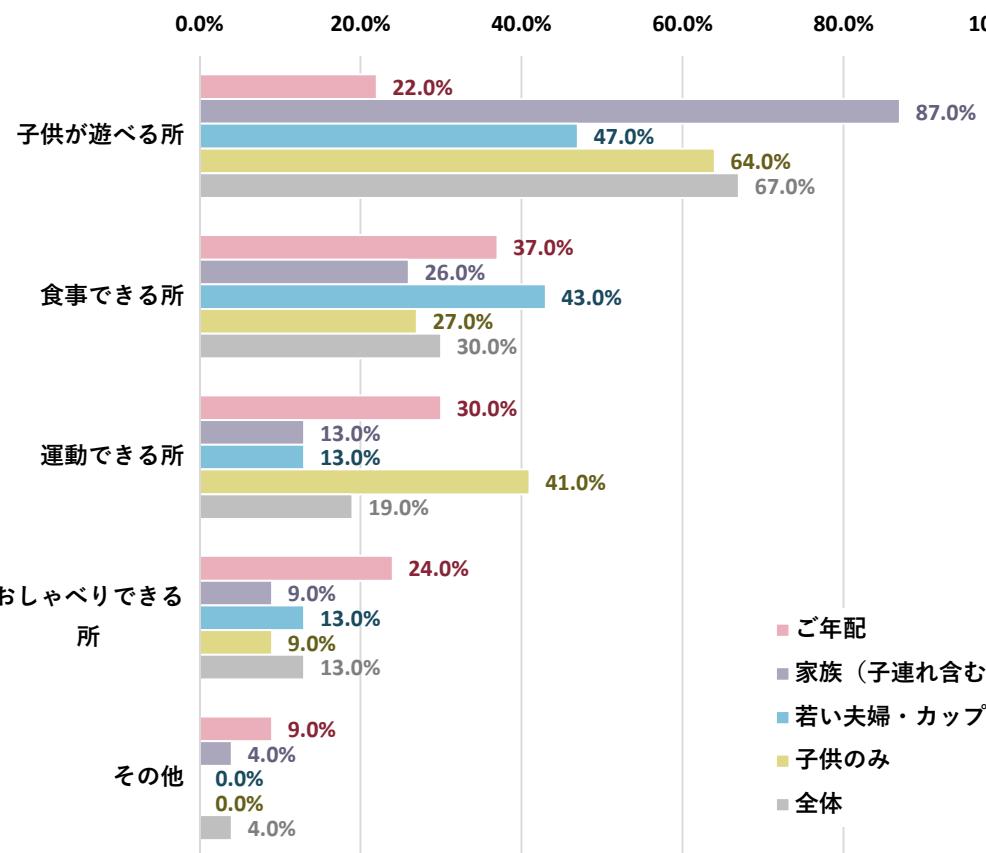
- ・遊具を増やしてほしい
- ・子ども用の大型遊具を設置してほしい
- ・屋根とベンチを増やしてほしい
- ・日陰を作ってほしい
- ・座る場所・休憩するスペースがほしい
- ・公園ルールや樹木の名前等の案内がわかりにくい
- ・駐車場が狭い（土日は足りない）・入りにくい 等

要望・課題

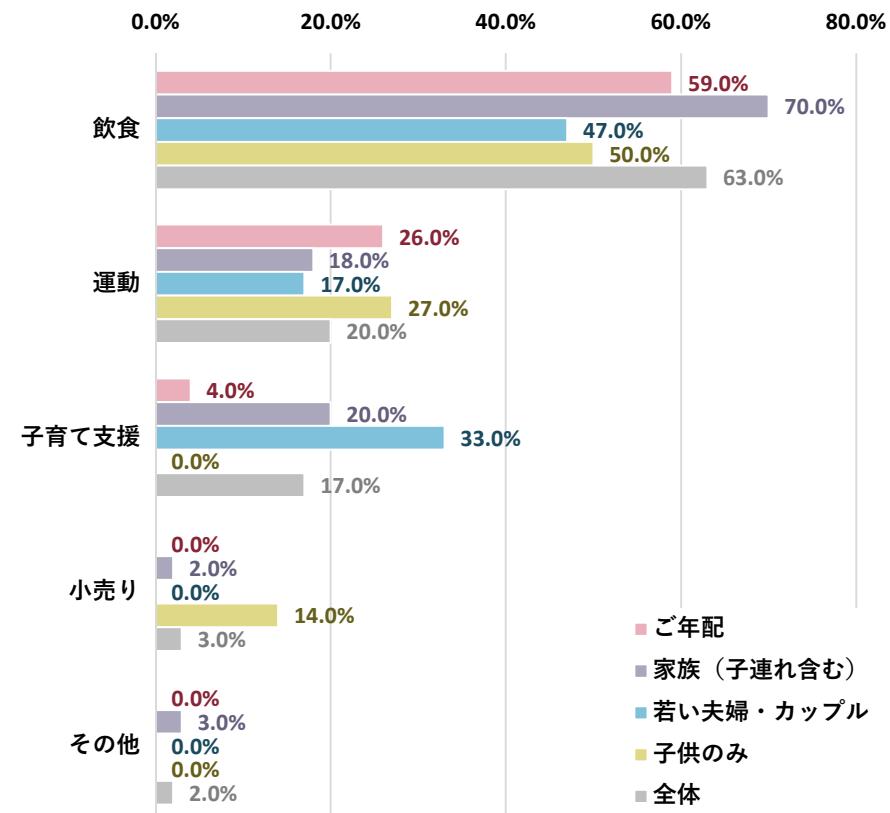
(4)-1 市民アンケート集計結果(公園施設への要望)

【令和4、5年度実施設計市民アンケートより】

草津川跡地公園にどのような場所を増やすと、利用したくなりますか？（複数回答可）



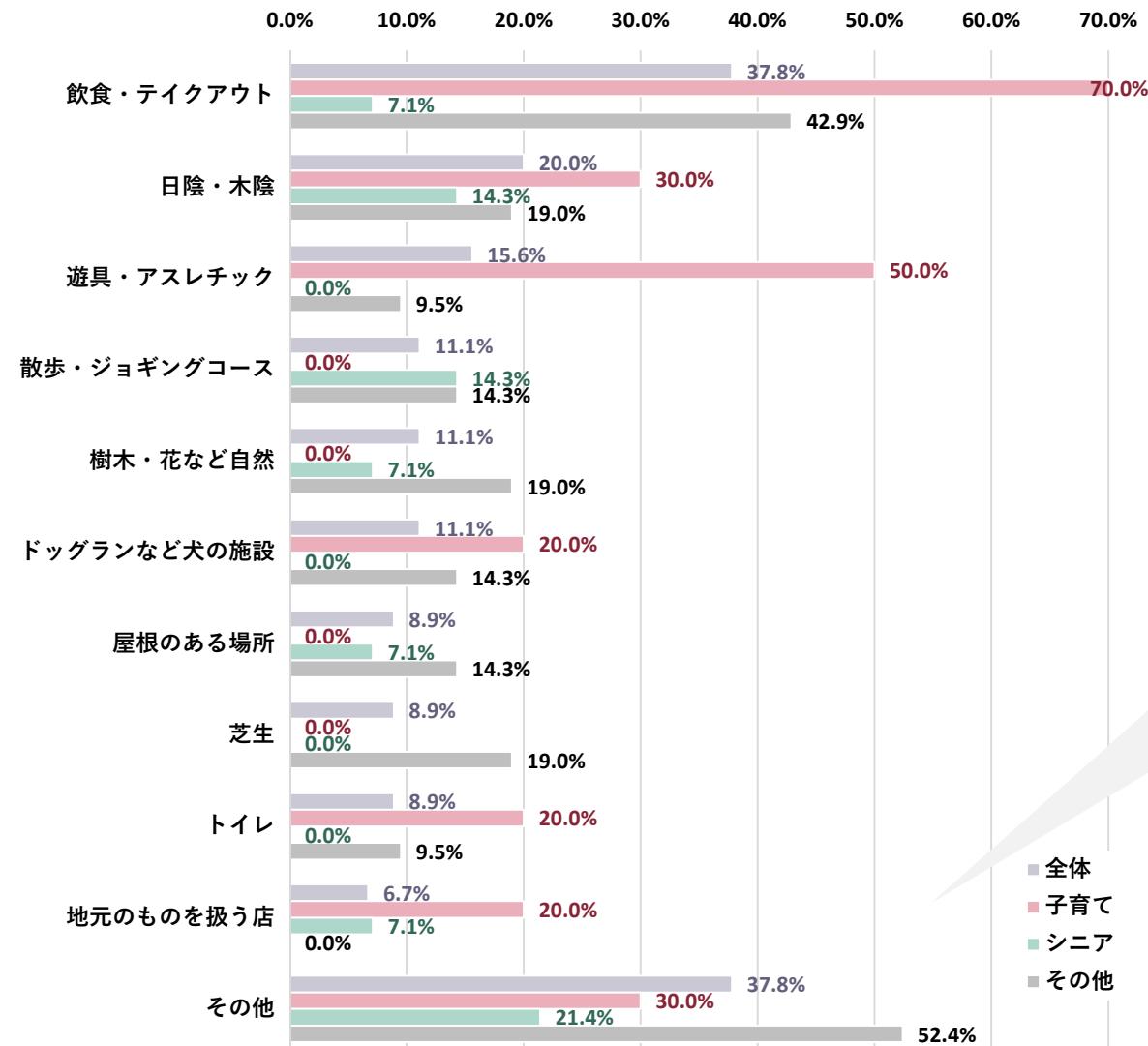
草津川跡地公園にどのような種類のお店があると、より利用しますか？（複数回答可）



(4)-1 市民アンケート集計結果(区間6への要望)

区間6に導入してほしい施設・場所・機能等

【令和4、5年度実施設計市民アンケートより】



その他

▶ 店舗に関する意見

- ・雑貨屋
- ・グリーンショップ
- ・サイクリングの店
- ・子連れで入れる店

▶ 遊び場、子どもが過ごせる空間に関する意見

- ・ボール遊びができる場所
- ・水遊び
- ・安心して遊ばせられる場所
- ・キッズスペース

▶ 滞在空間に関する意見

- ・幅広い年代が休める場所
- ・弁当を食べられる場所
- ・ベンチ

▶ 親水に関する意見

- ・水場
- ・噴水

▶ 駐輪・駐車に関する意見

- ・駐輪場
- ・駐車場

▶ その他の意見

- ・新幹線が見える場所

公募設置等指針に対する主な意見

主な意見

■公園全体について

- 子ども連れで安心して来られる場や、若い世代の憩いの空間となるとよい。
- 子育て世代が子どもと一緒に気軽に参加・滞在できるようなスペースがあるとよい。
- 子どもだけでなく、親も一緒に楽しめる場所であるとよい。

■公募対象公園施設について

- 近隣は住宅地であり、騒音・光害等は周辺に影響を与えることから、周辺地域に配慮した事業内容、営業時間等とすることを求めたい。
- 集客を促すため、また区間5、区間6を通じて人を呼び込みやすくするため、大型バスの駐車場を設置してはどうか。

■特定公園施設について

- 子育て世代にとって、大屋根のニーズは高い。天候にも左右されないため、集客も伸びるのではないか。大屋根の下でのイベントの開催や来園者が滞在できるスペースになるとよい。そのような場所は草津市にまだ少ないので検討されたい。
- 区間5には遊具が少ないので、高学年向けの遊具を置いてはどうか。

■事業全体の在り方について

- 区間2、区間5は民間事業者とも上手く連携をされている。区間6についても民間事業者誘致エリアを含め、地域との連携は必須にしていただきたい。

資料 3

草津川跡地（区間 6）民間事業者誘致事業
評価基準書（案）

令和 7 年 12 月

草津市

1. 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、草津市（以下「本市」という。）が、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、設置等予定者を選定するための評価基準等を示したものである。

2. 審査方法

本公募における審査は、応募者から提出された公募設置等指針等に定める公募設置等計画等に対して、資格要件、提案を求める全ての項目が提出されているか等を確認する第一次審査と、応募者の提案内容を評価する第二次審査の段階にて実施する。

3. 審査の流れ

提出された公募設置等計画等書類に基づき、以下の手順に従って審査する。

① 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査する。

a 参加資格の確認

応募法人等が、資格等を満たしているかを審査する。

本事業では参加申請時に参加資格を確認しているため、本市が通知した「参加資格確認通知書」の写しおよびその他の参加申請書類を持って確認する。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査する。

c 公募設置等指針（以下「本指針」という。）に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査する。審査の内容は以下のとおり。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

② 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「草津市草津川跡地活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者の提案内容に関するプレゼンテーションおよびヒアリングに基づき、評価基準に従って公募設置等計画等の評価を行い、設置等予定者の候補（最優秀提案）および次点（次点提案）を選考する。

提案審査については、「表 評価基準」に基づき、審査項目ごとに採点を行う。100点を満点とする評価項目ごとの配点の合計が提案者の総得点となる。

(1) 評価の考え方

審査においては、選定委員が個別に「表 評価基準」の評価項目ごとに各応募者の

提案内容を評価し、点数化する。得点の計算方法については、下表の判断基準により行う。（「市負担額（提案価格）」を除く。）各選定委員の評価の平均を合算した値を応募者の総得点とする。

評価	判断基準	配点に乘ずる係数
A	大変優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	良い	0.6
D	あまり評価できない	0.4
E	評価できない	0.2

（2）最低基準の設定

総得点が6割に満たない場合は、失格とする。また、「事業計画の考え方」の項目について、評価平均が6割に満たない場合も同様に失格とする。

4. 評価の手順

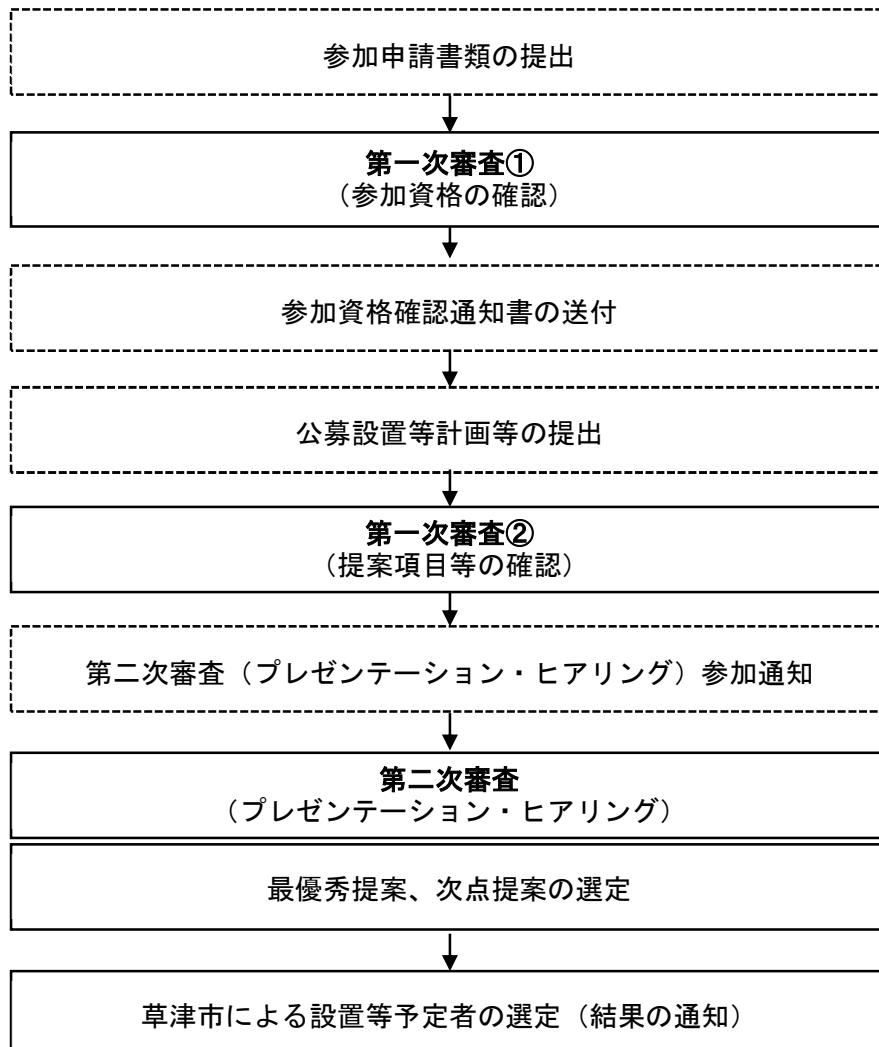


表 評価基準

評価項目	大項目	中項目	審査の視点	様式	配点
1. 事業計画	(1) 実施方針	事業目的・コンセプトの実現	・公募設置等指針に示す事業目的・コンセプトの実現に有効な提案となっているか。	様式 8-1① (事業の実施方針)	10
			・草津川跡地利用基本構想および草津川跡地利用基本計画が目指す姿の実現に有効な提案となっているか。		
			・第6次草津市総合計画をはじめとする本市の政策の実現に資する提案となっているか。		
			・市民意向に沿った提案となっているか。		
	(2) 実施体制および実績	実施体制	・組織内の指示体制、役割分担が明確になっているか。(グループ応募の場合、各企業の役割分担や連絡体制等が明確になっているか)	様式 8-1② (業務実施体制および実績)	5
			・地元企業を積極的に活用する体制となっているか。		
			・業務の内容に応じた適切な能力・経験を有する者が配置されているか。		
	(3) 工程計画	整備工程の妥当性	・管理運営体制は適切か。	様式 8-1③ (工程計画)	5
			・代表となる法人において、都市公園におけるPark-PFIに取り組んだ実績があるか。		
	(4) 事業計画の考え方	収支計画の妥当性	・設計・建設を担う法人について、都市公園の設計・建設の実績があるか。	様式 8-1④ (事業計画の考え方)、様式 8-6(資金計画および収支計画)	10
			・開業予定日までに整備が可能な工程計画が提案されているか。		
			・設計・整備における本市、関係機関、周辺住民等との適切な協議体制・協議方針、柔軟性のある工程計画が提案されているか。		
2. 整備計画	(1) 公園整備全体計画	配置計画	・公園内を適切にゾーニングしたうえで、利用者それぞれが快適に過ごせるような施設配置となっているか。	様式 8-2 (公園整備全体計画)	10
		動線計画	・公園全体の回遊性を確保し、利用者を安全に誘導する動線が計画されているか。		
		景観計画	・利用者だけでなく、周辺住民や通行する者にとって、配慮された景観となっているか。		
		バリアフリー	・だれもが利用しやすい公園となっているかをバリアフリーの観点から評価する。		
		独自提案	・独自の魅力的な提案がなされているか。		
	(2) 特定公園施設の整備	広場空間・休憩場所の整備	・屋根付広場の整備により、天候に左右されず、多くの人が滞在し、くつろげるようになっているか。	様式 8-3(特定公園施設の整備計画)	10
		適切なインフラ整備	・多様なイベントやアクティビティへの活用を見据えた、広場・休憩スペース等の機能が具体的に提案されているか。		
	(3) 公募対象公園施設の整備・運営	民間施設機能の導入	・公園として必要な設え(修景施設、休憩施設等)を適切に整備する提案となっているか。	様式 8-4(公募対象公園施設等の整備運営計画)	10
		維持管理計画	・周辺道路に渋滞を起こさない駐車場計画が提案されているか。また渋滞発生抑制や発生した場合の対策は講じられているか。		5
		運営計画	・施設の特性や使い方に応じた効率的な維持管理が計画されているか。		10
			・ゼロカーボンに向けて、施設の維持管理で配慮されているか。		
			・事業期間全体で利用者にとって魅力が維持される機能・施設であるための考え方が提案され、その考え方に基づいた適切な運営方法が計画されているかを評価する。		
3. 市負担額(提案価格)	整備費・使用料	特定公園施設整備費市負担額	・導入する民間施設機能により、隣接する区間5や草津川跡地公園全体へどのような波及効果を生んでいくか、またそのための方法について評価する。	様式 8-5 (価格提案書)	15
		公募対象公園施設使用料	・防犯・防災対策、緊急時の体制は整っているか。		
			・苦情、トラブルへの対応策は適切か。		
			・個人情報保護の対策は適切か。		
		公園全体で連携の取れた運営	・草津川跡地公園全体の運営において、適切な連携が図られているか。		5
計					100

草津川跡地（区間 6）民間事業者誘致事業
公募設置管理にかかる基本協定書
(案)

令和●年●月
草津市

目 次

第1章 総則

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（事業遂行の指針）	1
第4条（本事業の概要）	1
第5条（役割分担等）	2
第6条（事業日程）	2
第7条（第三者の使用）	2
第8条（責任の負担）	2
第9条（費用負担および資金調達）	3
第10条（許認可および届出等）	3
第11条（各種調査等）	4
第12条（土地の契約不適合責任）	4
第13条（近隣調整等）	4
第14条（第三者に生じた損害）	5
第15条（保険の付保等）	5
第16条（公募設置等計画の変更）	5
第17条（要求水準の変更等）	5
第18条（関係事業者との連携）	6

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

第1節 公募対象公園施設の設計

第19条（公募対象公園施設の設計）	6
第20条（公募対象公園施設の設計の変更）	6

第2節 公募対象公園施設の整備工事

第21条（整備工事の実施）	7
第22条（工事責任者）	8
第23条（施工計画書等）	8
第24条（第三者の使用）	8
第25条（甲による説明要求および立会い）	8
第26条（乙による完成検査）	9
第27条（甲による完了検査）	9
第28条（甲による完了検査確認通知書の交付）	10
第29条（設置工事期間の変更）	10

第30条（工事の一時中止）	10
第31条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	10
第32条（建設中に乙が第三者に与えた損害）	11

第3章 公募対象公園施設の管理運営

第33条（公募対象公園施設にかかる設置管理許可）	11
第34条（設置管理許可の更新）	11
第35条（公募対象公園施設の管理運営）	12
第36条（許可の取消等）	12
第37条（変更許可申請）	12
第38条（廃止許可申請）	12
第39条（営業報告および事業報告）	12
第40条（改善命令）	13
第41条（使用料の納付）	13
第42条（第三者の使用）	13
第43条（緊急時の対応）	13
第44条（事業期間）	14
第45条（原状回復）	14
第46条（公募対象公園施設の譲渡禁止）	15

第4章 特定公園施設の設計・整備および工事監理

第1節 特定公園施設の設計

第47条（特定公園施設の設計）	15
第48条（甲による設計の変更）	16
第49条（乙による設計の変更）	16
第50条（設計業務の完了）	16

第2節 特定公園施設の管理水準

第51条（管理水準の合意）	17
第52条（管理水準書の遵守）	17
第53条（管理水準書の変更）	17

第3節 特定公園施設の整備

第54条（整備工事の実施）	17
第55条（工事責任者の設置）	18
第56条（施工計画書等）	18
第57条（建設工事にかかる設置許可）	19
第58条（第三者の使用）	19

第59条（保険）	19
第60条（甲による説明要求および立会い）	19
第61条（備品等の設置）	20
第62条（乙による完成検査）	20
第63条（甲による完了検査）	20
第64条（甲による完了検査確認通知書の交付）	21
第65条（工事期間の変更）	21
第66条（工事の一時中止）	21
第67条（工事の一時中止による費用等の負担）	22
第68条（工事中に乙が第三者に与えた損害）	22
第4節 特定公園施設の工事監理	
第69条（工事監理業務の実施）	22
第70条（工事監理者の設置）	22
第5節 特定公園施設の引渡し	
第71条（特定公園施設の引渡し）	23
第72条（契約不適合責任）	23
第73条（引渡しの期日の変更）	24
第5章 特定公園施設（任意提案施設）の管理・運営	
第74条（任意提案施設にかかる管理許可）	25
第75条（設置管理許可の更新）	25
第76条（任意提案施設の管理運営）	25
第77条（許可の取消等）	25
第78条（変更許可申請）	26
第79条（管理報告）	26
第80条（改善命令）	26
第6章 利便増進施設の設置	
第81条（利便増進施設の設置および管理）	26
第7章 不可抗力および法令等の変更	
第82条（不可抗力にかかる措置）	27
第83条（不可抗力による損害等）	27
第84条（不可抗力による協定書解除）	27
第85条（法令等の変更）	27
第86条（法令等の変更による損害等）	28

第87条（法令変更による協定解除）	28
-------------------	----

第8章 協定書期間および協定書の解除

第88条（協定期間）	28
第89条（認定公募設置等計画の有効期間）	28
第90条（公募対象公園施設の設置許可期間）	28
第91条（甲の解除権）	28
第92条（乙による協定書解除）	30
第93条（認定公募設置等計画の認定の取消し）	30
第94条（解除に伴う措置）	30
第95条（解除に伴う賠償等）	31

第9章 雜則

第96条（協議）	32
第97条（著作権の利用等）	32
第98条（特許権等の使用）	33
第99条（協定書上の地位の譲渡）	33
第100条（秘密保持）	33
第101条（計算単位等）	34
第102条（通知先等）	34
第103条（準拠法）	34
第104条（管轄裁判所）	34
第105条（定めのない事項）	34

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業

公募設置管理にかかる基本協定書

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業（以下「本事業」という。）について、草津市（以下「甲」という。）と認定計画提出者である●●（以下「乙」という。）は、以下の通り、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）および関係法令等の定めるところに従い、「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針」を受け、乙が提案した「公募設置等計画」に基づき、甲および乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書における用語の定義は、本協定書において特に明示されるものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

（事業遂行の指針）

第3条 甲および乙は、本協定、公募設置等指針等および認定公募設置等計画等に従い、法令等を遵守し、本事業を遂行するものとする。

- 2 本協定、公募設置等指針等および公募設置等計画の内容に矛盾または齟齬がある場合、本協定、公募設置等指針等、公募設置等計画の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画に記載された性能または水準が、公募設置等指針等に記載された性能または水準を上回るときは、その限度で公募設置等計画の内容が優先する。
- 4 協定書関係書類に疑義が生じた場合は、甲および乙の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事業および業務並びにこれらに付随し、関連する一切の事業および業務（以下総称して「本件業務」という。）により構成される。

- (1) 公募対象公園施設の設置および管理運営

- (2) 特定公園施設等の設計、建設工事および甲への引渡し
- (3) 特定公園施設（任意提案施設）の管理【提案による】
- (4) 利便増進施設の設置および管理【提案による】
- (5) 前各号に付随し、関連する一切の行為

(役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。【提案に基づき記載】

- (1) 公募対象公園施設の設計・整備
- (2) 公募対象公園施設の管理・運営
- (3) 特定公園施設の設計、建設工事および甲への引渡し
- (4) 特定公園施設等の管理【提案による】
- (5) 利便増進施設の設計・整備【提案による】
- (6) 利便増進施設の管理・運営【提案による】

(事業日程)

第6条 本事業は、原則として別紙2に記載する事業日程に従って実施するものとする。

2 乙は、本件業務に遅延が生じる場合においては、遅延を軽減するために必要な措置をとり、遅延による增加費用および損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(第三者の使用)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託したまでは請け負わせることはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託したまでは請け負わせるときは、事前に甲の承認を得なければならない。

3 前項による第三者への本件業務の一部の委託および請負は、すべて乙の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(責任の負担)

第8条 乙は、本件業務の履行に関する一切の責任を連帶して負う。

2 本協定に別段の定めがある場合を除き、乙による本件業務の履行に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは乙から甲に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、乙はいかなる本協定上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは報告、通知もしくは説明等を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

- 3 本協定に基づき乙に生じた増加費用または損害を甲が負担する場合、当該増加費用または損害の帰責事由にかかわらず、当該増加費用または損害には、乙（本件業務の一部を第三者に委託した場合は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

（費用負担および資金調達）

第9条 本協定の締結および履行並びに本件業務の実施に関する一切の費用（乙に課される公租公課を含む。）は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担するものとし、甲はこれを負担しない。

- 2 本件業務に関する乙の資金調達は、すべて乙の責任において行うものとする。
- 3 乙が本件業務を実施するに当たり、国または地方公共団体が実施する法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、甲は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を乙が受けることができるよう協力するものとする。
- 4 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う国庫補助金および交付金関連資料（会計検査用資料を含む。）、その他必要な資料の作成について乙の負担に基づき協力するものとする。

（許認可および届出等）

第10条 乙による本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請、届出およびその他これらに類する業務を履行する上で必要となる手続は、乙がその責任および費用負担においてこれを行い、維持しなければならない。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請および届出等並びにその維持についてはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請および届出等に際しては、甲に事前説明および事後報告を行うものとする。
- 3 甲は、乙が要請した場合には、乙による許認可の取得、申請および届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、甲が要請した場合には、甲による許認可の取得、申請および届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可の取得、申請もしくは届出等の遅延または失効により増加費用または損害が生じた場合、当該増加費用または当該損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該増加費用または損害を負担し、法令等の変更または不可抗力による場合は、第7章の規定に従うものとする。

(各種調査等)

第11条 乙は、自らの責任および費用負担において、地盤調査、敷地測量、第13条の近隣調整のために必要な調査を含む本件業務に関して必要となる各種調査を実施しなければならない。

- 2 甲は、乙が要請した場合には、甲が知り得る調査の結果について、合理的に可能な範囲で提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の調査を実施しようとするときは、事前に調査等計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第1項の調査が終了したときは、甲に当該調査等にかかる結果の報告をしなければならない。

(土地の契約不適合責任)

第12条 甲は、乙に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業用地について一切の契約不適合責任を負担しない。

- 2 第11条第1項の調査により明らかとなったリスクは、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、すべて乙の負担とする。なお、当該調査に起因して本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合には、甲および乙は、協議のうえ、別紙2に記載する事業日程を合理的な期間延期することができる。

(近隣調整等)

第13条 乙は、各本件業務の開始に先立って、自らの責任および費用負担において、近隣地区住民との調整を十分に行い、本件業務の円滑な推進と近隣地区住民の理解および安全を確保しなければならない。

- 2 甲は、乙が要請した場合には、近隣地区住民との調整について、合理的に可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、自らの責任および費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵その他の本件業務が近隣に及ぼす諸影響を検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の周辺の安全対策および環境対策を行うものとする。
- 4 前項の対策を実施するにあたって、乙はその実施方法について甲と事前に協議するものとし、乙は甲に対して、事後にその内容および結果を報告するものとする。
- 5 前1項の近隣調整の結果、本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合には、甲および乙は、協議のうえ、別紙2に記載する事業日程を合理的な期間延期することができる。
- 6 第1項の近隣調整等および第3項の対策の結果、乙に生じた増加費用および損害（前項に基づき本事業日程が変更されたことによる増加費用および損害も含む。）は、乙がこれを負担するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動または訴訟に対する対応は、甲がこれを行う。かかる住民の反対運動もしくは訴訟または甲が行う業務による周辺環境の悪化に起因して別紙2に記載する事業日程に遅延が発生することが見込まれる場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動または訴訟に直接起因する合理的な増加費用および損害は、甲がこれを負担する。

(第三者に生じた損害)

第14条 乙が本件業務を実施する過程で、または実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本協定に別段の定めがない限り、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 乙による本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

(保険の付保等)

第15条 乙は、本件業務の実施に関し、自己の負担に基づき、別紙2に定める期間において別紙4に定める内容の保険に加入するものとする。

2 認定計画提出者は、前項により加入した保険の保険証券またはこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に呈示し、その原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

(公募設置等計画の変更)

第16条 乙は、認定公募設置等計画を変更する必要が生じた場合、甲に変更の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更の申請があったときは、法第5条の6第2項各号に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

3 甲および乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(要求水準等の変更等)

第17条 甲は、本件業務に関する公募設置等指針に記載する要求水準、その他乙の業務内容を規定する事項の内容を変更する場合、事前に乙に対して通知のうえ、その対応について協議を行った上で変更するものとする。

2 本件業務について増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本協定もしくは募設置等指針の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）を指す。）により、合理的な増加費用または損害が発生した場合、甲が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、増加費用または損害が発生した場合、乙が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更または不可抗力により、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

（関係事業者との連携）

第18条 乙は、各本件業務の実施にあたり、本事業の円滑な推進を目的として、草津川跡地公園（区間6）（以下「本公園」という。）内の公園施設の管理運営者の関係者との必要な調整を行うものとする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

第1節 公募対象公園施設の設計

（公募対象公園施設の設計）

第19条 乙は、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に従い、公募対象公園施設の設計業務を実施するものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の設計業務の完了後、設計図書を甲に提出し、認定公募設置等計画等の内容との整合について、甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、公募対象公園施設の設計業務に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、隨時乙からの報告を求めができるものとする。
- 5 甲が第2項に基づき確認をしたことまたは第4項に基づき報告を受けたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設計の全部または一部について、何ら責任を負担するものではない。

（公募対象公園施設の設計の変更）

第20条 乙による公募対象公園施設の設計が認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して書面によりその是正を要求することができるものとする。

- 2 乙は、当該是正要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。

- 3 乙は、甲からの是正要求の内容に疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 乙は、認定公募設置等計画等の内容の変更を伴う設計変更を行うことができないものとする。公募対象公園施設の着工後も同様とする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 5 前4項の規定に基づき、乙が公募対象公園施設の設計変更を行う場合で、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、当該費用は乙の負担とする。
- 6 甲が第1項に基づき是正を求めたことまたは第4項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設計の全部または一部について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 公募対象公園施設の整備工事

(整備工事の実施)

- 第21条 乙は、設計図書、施工計画書および第33条第1項の規定による許可の際に付された許可条件に基づき、自らの責任および費用負担において、公募対象公園施設の整備業務を行うものとし、公募対象公園施設の整備業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 乙は、本事業日程に従い、公募対象公園施設の整備業務を完了させる。
 - 3 公募対象公園施設の整備方法その他公募対象公園施設の設置工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
 - 4 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着工前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める確認済証の写しとともに工事着工届を甲に提出しなければならない。
 - 5 公募対象公園施設の設置工事に遅延が生じ、甲または乙に増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、および④予見していなかった地中埋設物、または埋蔵文化財の発見を指す。）により、設置工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、乙は、当該増加費用ま

たは当該損害を負担する。

- (3) 法令等の変更または不可抗力により設置工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

(工事責任者)

第22条 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着工前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。

- 2 工事責任者は、公募対象公園施設の工事現場の運営・管理を行い、甲に、工事現場について必要な報告を行うほか、工事現場にかかる指示がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する義務を負うものとする。

(施工計画書等)

第23条 乙は、公募対象公園施設の工事着工前に、施工計画書（公募対象公園施設の整備期間、実施体制、工事全体工程表および各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、提出された施工計画書の内容の変更を乙に対して求めることができる。
3 乙は、必要に応じて、提出した施工計画書について、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。
4 甲が第1項に基づき施工計画書を受領したこと、第2項の変更を求めないこと、または前項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

第24条 乙は、公募対象公園施設の設置工事にあたって、第三者を使用する場合、事前に甲に書面により届け出なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の建設に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(甲による説明要求および立会い)

第25条 甲は、公募対象公園施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明を求めることができ、かつ、公募対象公園施設の設置工事に立会うことができるものとする。

- 2 前項に規定する説明および立会いの結果、乙による公募対象公園施設の設置工事が

認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

- 3 甲は、公募対象公園施設の設置工事期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の設置工事に立会うことができる。
- 4 甲が本条に規定する説明を受けたこと、立会を行ったことまたは是正を求めたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(乙による完成検査)

第26条 乙は、自己の責任と費用負担において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程および内容を、その実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査へ立会うことができるものとする。
- 3 甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったことを理由としても、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 乙は、完成検査への甲の立会の有無にかかわらず、甲に対して第1項の完成検査の結果について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。
- 5 乙は、公募対象公園施設の設置工事が完了したときは、前項の完成検査の結果とともに工事完成届を、甲に提出しなければならない。

(甲による完了検査)

第27条 甲は、前条に規定する乙の完成検査結果の報告を受けた日から14日以内に、公募対象公園施設の設置工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 乙は、第1項の完成検査を行うにあたり必要となる完成図書を提出するものとする。
- 3 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めるができるものとする。乙は、その内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れができるものとする。
- 4 乙は、前項のは是正の完了後速やかに、甲には是正の完了を報告するものとする。
- 5 甲は、前項のは是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとす

る。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第28条 甲は、前条による完了検査に合格したときは、乙に対し、速やかに完了検査確認通知書を交付するものとする。

2 乙は、甲からの完了検査確認通知書の交付がなければ公募対象公園施設の供用開始ができないものとする。

3 甲が第1項に基づき完了検査通知書を交付したことを理由としても、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が公募対象公園施設の設置工事について、何ら責任を負担するものではない。

(設置工事期間の変更)

第29条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により公募対象公園施設にかかる設置工事期間を遵守できないときは、設置工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な設置工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

2 乙が、前項の規定により設置工事期間を変更する場合において、次に定める場合を除き、当該設置工事期間の変更により生じた費用は、乙が負担するものとする。

(1) 甲および乙が予見していなかった地中埋設物にかかる撤去工事、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(2) 甲および乙が予見していなかった埋蔵文化財にかかる調査、保護、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(工事の一時中止)

第30条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の設置工事の全部または一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部または一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは設置工事期間を変更することができる。

3 乙は、自己の責めに帰さない事由により、設置工事が一時中止されている場合において、当該一時中止の原因となっている事由が解消された場合には、設置工事の再開および設置工事期間の変更を行うよう甲に求めることができる。

(設置工事の一時中止による費用等の負担)

第31条 乙が、前条の規定により設置工事を一時中止する場合において、当該一時中止により生じた費用は、次に定める場合を除き、乙が負担するものとする。

- (1) 甲および乙が予見していなかった地中埋設物にかかる撤去工事、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合
- (2) 甲および乙が予見していなかった埋蔵文化財にかかる調査、保護、およびこれに基づく計画変更を理由とする場合

(建設中に乙が第三者に与えた損害)

第32条 乙が公募対象公園施設の設置工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、自己の責任および費用負担で対処したうえ、当該第三者に対してかかる損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、損害内容を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

第3章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設にかかる設置管理許可)

第33条 乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、甲の確認を受けた後、公募対象公園施設の設置工事の着工までに、法第5条に規定される設置管理許可申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 設置許可申請書には、第19条に規定する設計図書および第23条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 乙は、第1項の許可を受けたことによる乙の地位について、甲の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、または、担保に供してはならない。

(設置管理許可の更新)

第34条 乙は、前条第1項に基づく設置管理許可期間終了の6箇月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、1度に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

- 2 乙は、法その他の関係法令の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、または乙の管理運営の実施状況より支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、設置管理許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は、速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(公募対象公園施設の管理運営)

第35条 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、第33条第1項の規定による許可の際に付された許可条件（前条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「許可条件」という。）および事項の規定による公募対象公園施設の管理運営計画書に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の供用開始前に、公募対象公園施設の管理運営計画書を甲に提出し、供用開始にかかる甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、管理運営責任者を設置し、前項の管理運営計画書の提出とあわせ、甲に報告しなければならない。

(許可の取消等)

第36条 甲は、都市公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合その他法に規定する事由が生じた場合においては、法に規定するところに従い、第33条第1項もしくは第34条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第37条 乙が、公募対象公園施設の設置許可の期間中に、設置許可を受けた事項（公募対象公園施設の規模、構造、用途および管理運営内容）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、第16条に基づき、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該計画を変更するものとする。

(廃止許可申請)

第38条 乙は、第33条第1項もしくは第34条第1項に基づく許可を得た公募対象公園施設を廃止しようとするときは、その旨を速やかに甲に申し出て、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(営業報告および事業報告)

第39条 乙は、公募対象公園施設の利用状況および収支状況を含む管理運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度の終了日から3箇月以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、

甲および乙が協議の上決定するものとする。

(改善命令)

第40条 甲は、乙の公募対象公園施設の管理運営の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、認定公募設置等計画並びに許可条件から逸脱すると判断した場合、またはその他管理状況が適切でないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知または改善命令を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第41条 乙は、第33条第1項および第34条第1項の設置許可の期間中、公募対象公園施設にかかる設置管理許可使用料を、別紙5に定めるとおり、甲に支払うものとする。

2 前項の使用料の額は、別紙5に示す方法により改定する。

(第三者の使用)

第42条 乙は、公募対象公園施設の全部または一部を第三者に賃貸または使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要およびその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号および草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者または法令等の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

3 乙は、別に定めのない限り、第33条第1項の設置管理許可の許可期間終了日（第34条第1項の規定により許可期間が更新または変更された場合においては、更新または変更された許可期間の終了日）までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約、使用契約、またはこれらに類する契約を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

4 乙は、第三者が公募対象公園施設を転貸する場合においても、自ら第三者に賃貸または使用させる場合と同様の義務を当該第三者に遵守させるものとし、転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

(緊急時の対応)

第43条 乙の管理・運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場

合、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失および増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を直ちに通報しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故の発生原因や災害等の発生が損害に至った原因について調査に当たるものとする。
- 3 乙は、自然災害により本公園が一次避難地として利用される場合、災害対策にかかる支援を行うものとする。その際の詳細な運用方法は、甲と乙にて協議するものとする。

(事業期間)

第44条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、令和●（20XX）年●月●日までとする。ただし、本協定に基づき、生じた甲または乙の債務が未履行の場合、引き続き、当該未履行債務者は債務を履行しなければならない。

- 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。
 - (1) 設置管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置管理許可を更新しない場合
 - (3) 本事業を途中で中止する場合

(原状回復)

第45条 乙は、第33条第3項に規定する設置管理許可期間（第34条第1項による設置管理許可の更新を行った場合は、同条第3項に規定する期間）が終了するまでに、乙の負担により、公募対象公園施設を撤去し、更地の状態で、設置許可区域の土地を甲に返還しなければならない。ただし、甲は、公募対象公園施設の一部または全部を無償で譲渡するよう乙に請求できることとし（この協議について事業終了の3年前から行うこととする）それにより甲が公募対象公園施設の無償譲渡を受けた場合、または、甲が次期公募設置等予定者を選定し、乙と次期公募設置等予定者との間で、乙が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について甲が事前に同意した場合は、原状回復の範囲および程度に関して次項の原状回復計画書において別途の定めをすることができる。

- 2 甲および乙は、設置管理許可期間の終了日の概ね2年前から原状回復に関する協議を開始するものとし、乙は、撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の撤去が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

- 5 完了検査の結果、原状回復が不十分であると甲が認めた場合、甲は乙に対して追加の工事を求めることができる。
- 6 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 7 前項の再度の完了検査は、第4項および第5項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 8 乙が第1項に定める期日までに原状回復を終えて事業用地を明け渡すことができなかった場合、乙は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて事業用地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、対応する日数分の本設置許可の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業用地の明渡しの遅延によりこの違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 9 前項の場合において、乙が正当な理由なく原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の原状回復を行うことができ、乙は甲による原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(公募対象公園施設の譲渡禁止)

- 第46条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、公募対象公園施設の全部または一部を、第三者へ譲渡することはできないものとする。
- 2 乙が甲の事前の承諾を得て公募対象公園施設を第三者へ譲渡する場合、譲受人は当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

第4章 特定公園施設の設計・整備および工事監理

第1節 特定公園施設の設計

(特定公園施設の設計)

- 第47条 乙は、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に従い、特定公園施設の設計を実施するものとする。
- 2 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 3 甲は、特定公園施設の設計の状況について、隨時乙からの報告を求めることができるものとする。
 - 4 甲が前項の報告を受けたことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(甲による設計の変更)

第48条 甲は、必要に応じて、乙に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。

- 2 乙は、前項の設計変更要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。
- 3 乙は、第1項の設計変更の内容に疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により設計変更する場合において、当該設計変更により生じた費用について、甲と協議するものとする。ただし、当該設計変更が、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙が、負担するものとする。
- 5 当該設計変更が法令等の変更または不可抗力に基づく場合の取扱いは、第7章の規定に従う。
- 6 甲が第1項に基づき設計変更を要求したことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(乙による設計の変更)

第49条 乙は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画等の内容に変更が必要となった場合は、第16条第1項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき、乙が特定公園施設の設計変更を行う場合で、当該変更により生じた費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲が第1項の認定をしたことを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

(設計業務の完了)

第50条 乙は、特定公園施設の実施設計の完了後、特定公園施設にかかる設計図書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、提出された設計図書について、認定公募設置等計画等の内容を逸脱している等、修正すべき点がある場合には、修正を指示することができる。
- 3 乙は、前項の修正の指示があった場合は、自己の費用で速やかに当該修正指示に基づいて設計の内容を変更した設計図書を作成し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができるものとする。
- 4 甲は、乙から提出された設計図書が適当であると認められるときは、確認書を発行するものとする。

5 甲が第1項の設計図書を乙から受領したこと、第2項の修正指示をしないこと、第3項の修正した設計図書を受領したことおよび修正指示をしないこと、または前項の確認書を発行したことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 特定公園施設の管理水準

(管理水準の合意)

第51条 甲は、設計図書に基づき、特定公園施設のうち必須提案施設の管理にかかる項目、範囲、方法、頻度等の管理水準を定める管理水準書を乙との協議の上、作成するものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、別紙2に定める特定公園施設の譲渡予定日までに前項の協議が成立しない場合、甲は、管理水準を決定して乙に通知するものする。
- 3 前項の通知にあたって、甲は管理水準書の内容を乙に報告しなければならない。

(管理水準書の遵守)

第52条 甲は、第71条および特定公園施設建設・譲渡契約に基づく特定公園施設の引き渡し後、別紙2に定める事業期間の終了まで期間において、管理水準書に基づき、適切に必須提案施設の管理を行うものとする。

- 2 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者の指定、および業務委託、その他これらに類する方法により、必須提案施設の管理を第三者にさせる場合、甲自身の責任に基づき、第三者に管理水準書に定める管理水準を遵守させるものとする。

(管理水準書の変更)

第53条 管理水準の内容を変更する必要が生じた場合、甲は乙との協議の上、管理水準書を変更するものとする。

第3節 特定公園施設の整備

(整備工事の実施)

第54条 乙は、設計図書、施工計画書に従い、自らの責任および費用負担において、特定公園施設の整備を行うものとし、特定公園施設の整備に関する一切の責任を負担する。

- 2 乙は、事業日程に従い、特定公園施設の整備業務を完了させ、第71条および特定公園施設建設・譲渡契約に基づいて特定公園施設を甲に引き渡し、その所有権を甲に取得させるものとする。

- 3 特定公園施設の整備方法その他特定公園施設の建設工事のために必要な一切の手段は、設計図書、施工計画書、認定公募設置等計画、並びに公募等設置指針に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
- 4 特定公園施設の建設工事に遅延が生じ、甲または乙に増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 甲に帰すべき事由（本項においては、①甲の指示または請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備または甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、および③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を指す。）により、建設工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、乙は、当該増加費用または当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更または不可抗力により建設工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第7章の規定に従う。

（工事責任者の設置）

第55条 乙は、特定公園施設の建設工事着工前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。

- 2 工事責任者は、特定公園施設の工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場について必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負うものとする。

（施工計画書等）

第56条 乙は、特定公園施設の建設工事着工前に、施工計画書（特定公園施設の整備期間、工事全体工程表および各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、提出された施工計画書の内容の変更を乙に対して求めることができる。
- 3 乙は、提出した施工計画書について、必要に応じて、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。
- 4 甲が第1項に基づき施工計画書を受領したこと、第2項の変更を求めないこと、または前項の承諾をしたことのいずれかを理由としても、乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設について、何ら責任を負担す

るものではない。

(建設工事にかかる設置許可)

第57条 乙は、特定公園施設の建設工事の着工前までに法第5条に基づく公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）申請書および公園施設設置許可使用料減免申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 設置許可申請書には、第50条に規定する設計図書、第56条に規定する施工計画書を添付するものとし、甲は、当該資料を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項に基づく設置許可使用料は、免除とする。
- 4 第1項による設置許可の期間は、特定公園施設の建設工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第58条 乙は、特定公園施設の設計および建設工事にあたって、その全部または一部について第三者を使用する場合は、事前に書面により甲に届け出、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の建設工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由の一切は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(保険)

第59条 乙は、自己の責任と費用負担において、特定公園施設の工事着工日までに、別紙4に記載する内容の保険のうち、特定公園施設の建設工事に関するものを担保する保険契約の締結をしなければならない。

- 2 乙は、前項の保険契約の締結後、速やかに、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(甲による説明要求および立会い)

第60条 甲は、特定公園施設の建設工事の状況その他甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 甲は、特定公園施設の建設工事中、事前の通知なしに当該建設工事に立会うことができる。
- 3 第1項の説明または前項の立会の結果、建設工事の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。乙は、その内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れができるものと

する。

- 4 甲が第1項の説明を受けたこと、第2項の立会を行ったこと、または前項の是正を求めたことのいずれかを理由としても、特定公園施設の建設工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。

（備品等の設置）

第61条 乙は、本事業関連書類に従い、特定公園施設において什器備品等を調達し、特定公園施設に設置する。

- 2 乙は、前項の什器備品等について、調達予定の什器備品等のリストを作成し、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 認定計画提出者は、前二項により調達し設置した什器備品等について、什器備品台帳を作成し、第63条による甲の完成確認までに甲に提出しなければならない。

（乙による完成検査）

第62条 乙は、自己の責任と費用負担において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の完成検査の日程および内容をその実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲が本条に規定する完成検査への立会を行ったことを理由としても、特定公園施設の建設工事の全部または一部に契約不適合または不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。
- 3 乙は、完成検査への甲の立会の有無にかかわらず、甲に対して第1項の完成検査の結果について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成検査の結果を報告するものとする。
- 4 乙は、特定公園施設の建設工事が完了したときは、前項の完成検査の結果とともに、工事完了届を甲に提出しなければならない。

（甲による完了検査）

第63条 甲は、乙から前条第3項に規定する報告を受けた日から14日以内に特定公園施設の建設工事の完了検査を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の完了検査に必要な完成図書を提出するものとする。
- 3 完了検査の結果、特定公園施設の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとす

る。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

- 4 甲は、乙から前項のは是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 5 前項の完了検査は、第1項および第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第3項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 6 甲は、乙から提出された完成図書を特定公園施設の修繕、更新、またはこれらに類する行為のために利用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

- 第64条 甲が前条に規定する特定公園施設の完了検査を実施し、前条第3項の規定に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が完成図書を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して速やかに完了検査確認通知書を交付するものとする。
- 2 乙は、甲からの完了検査確認通知書の交付がなければ、特定公園施設の引渡しができないものとする。
 - 3 甲が第1項の完了検査確認通知書の交付を行ったことを理由としても、特定公園施設の建設工事における乙の責任は、免除または軽減されるものではなく、かつ、甲が、特定公園施設の建設工事について、何ら責任を負担するものではない。

(工事期間の変更)

- 第65条 甲は、必要と認めるときは、工事期間の変更について、乙と協議するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。
- 2 乙は、乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書に記載された特定公園施設にかかる工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとする。
 - 3 前2項の建設工事期間の変更により、特定公園施設の工事に関し、甲または乙に追加費用または損害が生じた場合、その追加費用または損害（乙が付保した保険により填補された金額相当分を除く。）については、工期の変更が甲の責めに帰すべき事由の場合は甲において、工期の変更が乙の責めに帰すべき事由の場合は乙において、それぞれ負担するものとし、当該工期の変更が法令等の変更または不可抗力による場合の当該費用の負担方法は、第7章の規定に従うものとする。

(工事の一時中止)

- 第66条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設

の工事の全部または一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の工事の全部または一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工事完了予定日を変更することができる。
- 3 乙は、自己の責めに帰さない事由により工事が一時中止されたときは、中止の原因となっている事由が解消されたことを理由として、工事の再開および工事完了予定日の変更を行うよう甲に求めることができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第67条 乙は、前条による工事の一時中止により、特定公園施設の建設工事に関し、甲または乙に、追加費用または損害が生じた場合、その追加費用または損害（乙が付保した保険によりてん補された金額相当分を除く。）については、工事の一時中止が甲の責めに帰すべき場合は甲において、工事の一時中止が乙の責めに帰すべき場合は乙において、それぞれ負担するものとし、不可抗力もしくは法令等の変更による場合の当該費用の負担方法は、第7章の規定に従うものとする。

(工事中に乙が第三者に与えた損害)

第68条 乙が特定公園施設の建設工事に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲へ報告するものとし、当該損害のうち、甲の責めに帰すべき事由によるものを除いて、乙が賠償し、自らの責任および費用負担で対処するものとする。

第4節 特定公園施設の工事監理

(工事監理業務の実施)

第69条 乙は、特定公園施設の工事監理にあたって、その全部または一部について第三者を使用する場合は、事前に書面により甲に届け出て、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の工事監理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由の一切は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

(工事監理者の設置)

第70条 乙は、工事監理に着手する前に、工事監理者を設置し、甲に報告するとともに、工事監理計画書を作成して甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。
- 3 甲は、乙に対し、隨時、特定公園施設の建設工事・工事監理についての報告を要求することができる。甲の要請があった時は、乙は、工事監理者に、工事監理の状況の

報告を行わせるものとする。

- 4 乙は、公募設置等指針等に従って、建設工事・工事監理業務期間中、毎月 7 日までに、当該月の前月の業務にかかる工事監理報告書を提出しなければならない。ただし、当該日が、草津市の休日を定める条例（平成 2 年 4 月 1 日条例第 2 号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日を提出期限とする。

第 5 節 特定公園施設の引渡し

（特定公園施設の引渡し）

第71条 乙は、特定公園施設について完成確認通知書を受領した後、別紙 2 に定める特定公園施設引渡し予定日（以下「引渡し予定日」という。）において、対応する部分の特定公園施設（特定公園施設内に設置された什器備品等を含む。以下本節において同じ）を甲に譲渡して引き渡し、当該特定公園施設の所有権を甲に取得させる。認定計画提出者は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

- 2 乙は、特定公園施設の引渡しと同時に、公募設置等指針等に従い目的物引渡書および特定公園施設にかかる完了図書を甲に引き渡す。
- 3 甲と乙は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。
- 4 特定公園施設の譲渡に関する事項は、本協定のほか、特定公園施設建設・譲渡契約の規定に従う。

（契約不適合責任）

第72条 甲は、特定公園施設が種類または品質に関して設計図書、施工計画書、認定公募設置等計画、並びに公募等設置指針に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に過失があるか否かにかかわらず、乙に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完を請求し、または履行の追完に代えて、もしくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて特定公園施設譲渡対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに特定公園施設譲渡対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 特定公園施設の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履

行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、認定計画提出者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 第1項の規定による履行の追完または損害賠償の請求は、特定公園施設の引渡しの日から1年以内（建物等の設備工事等、および樹木等の植栽工事等の場合）または2年以内（建物等または土木工作物等の建設工事等の場合）に行うものとする。ただし、乙が当該契約不適合を知っていたとき、または、当該契約不適合もしくは損害が、乙の故意もしくは重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことできる期間は10年とする。

5 甲は、前項に規定する契約不適合にかかる請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に当該請求をしたものとみなす。

6 甲は、特定公園施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7 引き渡された特定公園施設の契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（引渡しの期日の変更）

第73条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により乙が負担した合理的な範囲の追加費用および損害を負担するものとする。

2 不可抗力もしくは法令等の変更、または乙の責めに帰さない事由により、特定公園施設の最終引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により乙が負担した合理的な範囲の追加費用および損害については、第7章の規定に従うものとする。

3 乙は、前2項以外の事由により、特定公園施設の最終引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延により甲が負担した合理的な範囲の追加費用および損害を負担するものとする。

第5章 特定公園施設（任意提案施設）の管理・運営

(任意提案施設にかかる管理許可)

第74条 乙は、特定公園施設のうち別紙3に記載する施設（以下「任意提案施設」という。）の引渡しを完了した後、任意提案施設の供用開始までに、法第5条に規定される管理許可申請書および公園施設管理許可使用料減免申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 管理許可申請書には、任意提案施設の管理運営計画書を添付しなければならず、甲は、管理運営計画書を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 第1項に基づく管理許可使用料は、免除とする。
- 5 乙は、第1項の許可を受けたことによる乙の地位について、甲の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、または、担保に供してはならない。

(設置管理許可の更新)

第75条 乙は、前条第1項に基づく設置管理許可期間終了の6箇月前までに再度許可申請および公園施設管理許可使用料減免申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、1度に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

- 2 乙は、法その他の関係法令の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、または乙の管理運営の実施状況より支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。
- 3 第1項の設置管理許可期間は、許可の日から10年とする。
- 4 第1項に基づく管理許可使用料は、免除とする。
- 5 甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、設置管理許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は、速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(任意提案施設の管理運営)

第76条 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、第74条第1項の規定による許可の際に付された許可条件（前条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「管理許可条件」という。）および任意提案施設の管理運営計画書に基づき、乙自身の負担により、適切に任意提案施設の管理運営を行うものとする。

(許可の取消等)

第77条 甲は、都市公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合その他法に規定する事由が生じた場合においては、法に規定するところに従い、第74条第1項も

しくは第75条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第78条 乙が、任意提案施設の管理許可の期間中に、管理許可を受けた事項（管理方法、並びに運営方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、第16条に基づき、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該計画を変更するものとする。

(管理報告)

第79条 乙は、任意提案施設の利用状況および収支状況を含む管理運営状況を記載した「管理報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度の終了日から3箇月以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲および乙が協議の上決定するものとする。

(改善命令)

第80条 甲は、乙の任意提案施設の管理運営の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、認定公募設置等計画並びに許可条件から逸脱すると判断した場合、またはその他管理状況が適切でないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知または改善命令を行うことができる。

- 2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

第6章 利便増進施設の設置

(利便増進施設の設置および管理)

第81条 利便増進施設の設置および管理は、第19条から第46条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」とあるのは「占用許可」に、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、「使用料」とあるのは「占用料」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第7章 不可抗力および法令等の変更

(不可抗力にかかる措置)

第82条 乙は、不可抗力により、本協定を履行できなくなった場合またはその実施にあたり追加の費用を要すると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の場合、甲および乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切に対応し、不可抗力により相手方に発生する被害を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力による損害等)

第83条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するため、速やかに、本協定、設計図書および各種業務計画書等の変更、修繕その他の対応策およびそれらに要する追加費用や発生した損害およびその負担（以下「対応策等」という。）について、乙と協議するものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、甲は、対応策等を決定して乙に通知するものとし、乙は、これに従わなければならないものとする。
- 3 前項により甲が決定した対応策等における追加費用または損害額（以下本項においてこれらをあわせて「損害額等」という。）の負担は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 本事業のうち、特定公園施設およびこれに関連する一切の業務に関する損害額等は、全て乙の負担とする。
 - (2) 本事業のうち、公募対象公園施設、利便増進施設およびこれらに関連する一切の業務に関する損害額等は、全て乙の負担とする。

(不可抗力による協定書解除)

第84条 本協定の締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合、甲は乙との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。

- 2 前項の協議が整わないときは、甲は、本協定を解除することができる。

(法令等の変更)

第85条 乙は、本協定の締結後、法令等の変更により本協定を履行できなくなった場合またはその実施にあたり追加の費用を要すると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

(法令等の変更による損害等)

第86条 甲は、乙から前条の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するため、速やかに、本協定、設計図書および各種業務計画書の変更並びに必要な追加費用およびその負担について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかるわらず、新設または改廃された法令の施行の日から30日以内に、本協定、設計図書および各種業務計画書等の変更並びに必要な追加費用およびその負担についての合意が成立しない場合には、甲は、その対応方法を決定して乙に通知するものとし、乙は、これに従わなければならないものとする。

3 前項により甲が決定した対応方法における追加費用の負担は、次の各号のとおりとする。

(1) 本事業のうち、特定公園施設およびこれに関連する一切の業務に関する法令変更に伴う追加費用は、全て乙の負担とする。

(2) 本事業のうち、公募対象公園施設、利便増進施設およびこれに関連する一切の業務に関する法令変更に伴う追加費用は、全て乙の負担とする。

(法令変更による協定解除)

第87条 本協定の締結後に発生した法令変更により、本事業の継続が不能となった場合、甲は乙との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。

2 前項の協議が整わないときは、甲は、本協定を解除することができる。

第8章 協定書期間および協定書の解除

(協定期間)

第88条 本協定の期間は、本協定の締結日から令和●（20XX）年●月●日までとする。

(認定公募設置等計画の有効期間)

第89条 認定公募設置等計画の認定の有効期間は、令和●（20XX）年●月●日から令和●（20XX）年●月●日までとし、延長しないものとする。

(公募対象公園施設の設置許可期間)

第90条 公募対象公園施設の設置許可の期間は、前条による認定計画の有効期間内とする。

(甲の解除権)

第91条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に対し催告を行った上で当該事由が解消されない場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置許可書、占用許可書、公募設置等指針等および認定公募設置等計画に規定される乙の義務に違反した場合
 - (2) 乙に法令等の不遵守があった場合
 - (3) 乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合
 - (4) 乙が、本事業の全部または一部を放棄したと認められる状態が7日以上継続した場合
 - (5) 乙が、第39条並びに第79条に規定する報告書に虚偽の記載を行った場合
 - (6) 乙が、第40条並びに第80条に規定する改善命令後、乙が改善計画を提出または改善計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）
 - (7) 乙が、第34条並びに第75条に規定する訂正命令後、乙が訂正許可申請書を提出しなかった場合（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合も含む。）
 - (8) 乙の責めに帰すべき理由により、第38条に基づき全ての公募対象公園施設（第81条により読み替えられる「利便増進施設」を含む。）の廃止にかかる協議を乙が申し出て、甲がその事由を認めた場合
 - (9) 公募対象公園施設の供用開始が別紙2に規定する供用開始予定日に供用開始できないと合理的に判断される場合。ただし、甲と乙との協議により供用開始予定日の変更を認めた場合は、この限りではない。
 - (10) 公募対象公園施設の供用開始後、乙の責めに帰する事由により公募対象公園施設が供用されていない状態が6箇月以上継続している場合
- 2 甲は、乙が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本協定を解除することができる。
- (1) 法第27条第2項の規定に基づき、公募対象公園施設の設置管理許可または認定公募設置等計画の認定を取り消したとき。
 - (2) 乙が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号および草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - イ 草津市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第24号）第5条第2項の規定に違反したとき。
 - ウ 本事業にかかる下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がアまたはイのいずれかに該当することを乙が知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - エ アまたはイのいずれかに該当する者を本事業にかかる下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算手続きの申立てを受け、または自らが申し立てを行ったとき。

(乙による協定書解除)

第92条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により本協定に基づく甲の債務を履行しない場合で、かつ、甲が乙による通知の後180日以内に当該債務不履行を是正しない場合、本協定を解除することができる。

(認定公募設置等計画の認定の取消し)

第93条 甲は、協定期間に係らず、第84条、第87条、第91条または第92条に基づき本協定が解除された場合、乙に通知して、認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(解除に伴う措置)

第94条 甲および乙は、本協定が解除された場合、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 特定公園施設に関する措置

ア 特定公園施設の引渡し前に、第91条に基づき本協定が解除された場合、乙は、自己の費用で特定公園施設を撤去するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、解除時における特定公園施設の出来形を検査し、その全部または一部の引渡しを求めることができるものとする。甲が特定公園施設の出来形の引渡しを求める場合において、乙は、当該部分を無償で甲に引き渡すものとする。特定公園施設に設置された乙が所有する工事材料、建設機械器具その他の物件を、自己の費用で速やかに撤去するものとする。

イ 特定公園施設の引渡し前に、第84条、第87条または第92条に基づき本協定が解除された場合、甲は、解除時における特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該出来形に相応する対価は無償とする。

ウ 前アのただし書きに規定する引渡しを受けた部分、または、イに規定する引渡しを受けた部分にかかる乙の甲に対する契約不適合責任の取扱については、第72条の規定を準用する。

エ 前アのただし書きに規定する引渡しを受けた部分、または、イに規定する引渡しを受けた場合、乙は、甲に対し、当該出来形を示した図書を提出するものとする。また、甲は、必要と認めるときは、出来形を最小限破壊して検査することができる。

オ 甲は、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書その他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等（媒体の種類にかかわらず、甲の要求に基づき生成した情報を記録した磁気記録媒体等の一切を含む。）について、甲の裁量により無償にて利用する権利または権限を有し、これにつき乙は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容について、乙が特許権その他の無体財産権（以下「当該特許権」という。）を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、乙は当該特許権を有する企業から、甲が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようとするものとする。

(2) 公募対象公園施設および利便増進施設に関する措置

ア 甲は、速やかに第33条第1項および第34条第1項に定める許可の取り消しを行うものとし、乙は、原則として、速やかに公募対象公園施設および利便増進施設を撤去するものとする。

イ 乙は、公募対象公園施設および利便増進施設に乙が所有または管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第24条の規定に基づく第三者の所有または管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件の処置について甲の指示に従うものとする。

ウ 前ア・イの場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置について甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、公募対象公園施設および利便増進施設を撤去し、または片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し立てることができず、また、甲の処置に要した費用を負担するものとする。

(解除に伴う賠償等)

第95条 第91条の規定に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、乙提案に記載する公募対象公園施設の整備費に相当する金額および当該額にかかる消費税等の合計額100分の10に相当する金額の違約金を支払わなければならない。

2 前項に定める違約金のほか、乙が本協定に関して第91条第2項第2号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、乙提案に記載する公募対象公園施設の整備費に相当する金額および当該額にかかる消費税等の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うものとする。

3 本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。

4 第92条に基づき本協定が解除された場合、甲は、乙に対し、次の各号に定める金額の合計額について、乙と協議の上、支払うものとする。当該支払方法については、甲と乙が協議の上、甲が決定するものとする。

- (1) 第94条（解除に伴う措置）第1号イに規定する出来形に相応する対価
 - (2) 乙の受託者または請負人との契約解除により乙に生じる手数料、違約金およびその他の乙にかかる費用（当該出来形に相応する対価によっててん補された範囲は除く。また、乙の逸失利益を含まない。）のうち、本協定の解除事由との相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額
 - (3) 当該額にかかる消費税等の額
- 5 第84条または第87条に基づき本協定が解除された場合、甲および乙はそれぞれ要した費用については各自が負担するものとし、相互に他方当事者に対し違約金等一切の請求をしないこととする。

第9章 雜則

（協議）

第96条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

（著作権の利用等）

第97条 乙は、甲に対し、本公園の維持管理・運営、広報に必要な範囲において、成 果物（設計図書その他の乙が本協定書または甲の請求により甲に提出した一切の書面、写真、映像、およびその他これらに類するものをいう。以下本条において同じ。）を甲が自ら複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正を行うことまたは甲の委託した第三者に複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾するものとする。

2 乙は、甲に対し、公募対象公園施設および特定公園施設（以下「本公園施設」という）を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影を行うことを許諾するものとする。

3 乙は、甲に対し、成果物または本公園施設の内容を自由に公表することを許諾するものとする。

4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物または本公園施設の内容を公表すること。
- (2) 本公園施設に乙の実名または変名を表示すること。

5 乙は、第1項の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項および第20条第1項の権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。

6 乙は、成果物または本公園施設にかかる著作権法第2章および第3章に規定する乙の権利を譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 7 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。
- 8 成果物または本公園施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、乙が、その賠償額を負担し、または必要な措置を講ずるものとする。
- 9 本条の規定は、本協定の終了後もなお効力を有するものとする。

（特許権等の使用）

第98条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、工事機材、工法、およびその他施工方法に関してこれらに類するものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適当なことを重大な過失なくして知らなかつたため甲に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りではない。

（協定書上の地位の譲渡）

第99条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、または承継させ、もしくは担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第100条 甲と乙は、互いに本協定の履行に関して知り得た相手方の秘密および乙が本協定の履行を通じて知り得た情報を第三者に漏洩してはならず、かつ、本協定等の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、甲および乙が、本事業に関して業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他合理的に必要な者に開示する場合、甲もしくは乙が認めた場合、または甲または乙が、法令等または監督官庁からの要請に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 情報開示者から開示を受ける前に既に適法に保有していた情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 情報開示者から開示を受けた時点で公知となっており、または本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報
- 3 乙は、本協定の期間中、草津市個人情報保護法施行条例（令和5年3月27日、条

例第1号。以下「保護条例」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事項を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理をおこなわなければならない。乙は、本協定終了後においても、保護条例に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持するものとする。

(計算単位等)

- 第101条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 2 本協定上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)、会社法(平成17年法律第86号)および商法(明治32年法律第48号)が規定するところによるものとする。
- 3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(通知先等)

- 第102条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者宛に行うものとする。ただし、緊急の場合、または次項に規定する届出のないことその他の理由により、当該送付先への送付が不能または困難と認められるときは、甲は、当該時点における乙の営業所等に対し、適当な方法によって通知を行うものとする。
- 2 乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(準拠法)

- 第103条 本実定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

- 第104条 本協定に起因する紛争に関する訴訟については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

- 第105条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉 印

乙：●●●●●●●●●●

(住所)

(乙名)

(代表者名) 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「完成図書」とは、乙が作成する特定公園施設の完成にかかる一切の書類をいう。
- (2) 「供用開始予定日」とは、公募対象公園施設の建設工事および特定公園施設の建設工事が完了し、特定公園施設の引渡しを終え、公募対象公園施設の供用準備を終了し、公募対象公園施設の供用を開始する予定日をいう。
- (3) 「建設工事」とは、特定公園施設の建設工事をいう。
- (4) 「建設工事期間」とは、特定公園施設の建設工事の期間（着工から完了まで）をいう。
- (5) 「公募設置等計画」とは、乙が本事業に応募するにあたり、令和●年●月●日に甲に提出した提案書をいう。
- (6) 「公募設置等指針等」とは、令和●年●月●日に甲が公表した「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針等」および公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する甲の回答（公表後の質問を受けて修正を行った場合は、修正後の資料）をいう。
- (7) 「公募対象公園施設」とは、本事業のうち公募対象公園施設の設置・管理運営業務において、乙が整備し、維持管理および運営業務を行う民間施設をいい、認定公募設置等計画等に従い法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設として設置および管理運営されるものをいう。
- (8) 「次期公募設置等予定者」とは本事業の次の「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業」（実施する場合）の審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
- (9) 「乙提案」とは、乙が、甲に提出した提案書および交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (10) 「事業対象区域」とは、別紙3に示す区域をいう。
- (11) 「設計図書」とは、乙が作成する公募対象公園施設または特定公園施設の設計にかかる一切の書類をいう。
- (12) 「設置工事」とは、公募対象公園施設または利便増進施設の設置工事をいう。
- (13) 「設置工事期間」とは、公募対象公園施設の建設工事の期間（着工から完了まで）をいう。
- (14) 「第三者」とは、甲、乙以外の者をいう。
- (15) 「特定公園施設」とは、本事業のうち特定公園施設等の整備において、乙が整備する公園施設をいい、認定公募設置等計画等に従い法第5条の2第2項第5項に規定する特定公園施設として整備されるものをいう。
- (16) 「特定公園施設建設・譲渡契約」とは、甲と乙が別途締結する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。

- (17) 「任意提案施設」とは、特定公園施設のうち必須提案施設以外の施設をいい、公募設置等計画において乙が自ら提案するものであり、認定公募設置等計画等に従い法第5条の許可に基づき、乙の負担により管理・運営を行うものをいう。
- (18) 「認定公募設置等計画」とは、乙が甲に提出した公募設置等計画について、その後の甲との協議等を経て甲に提出し、令和●年●月●日に認定された公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）をいう。
- (19) 「認定公募設置等計画等」とは、認定公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）および付随する一切の書類をいう。
- (20) 「引渡し予定日」とは、全ての特定公園施設の改修工事が完了し、甲への引渡しが完了する予定日のことをいい、令和●年●月●日とする。
- (21) 「必須提案施設」とは、特定公園施設のうち公募設置等指針等に基づき、乙が整備し、甲の負担により管理・運営を行う「園路および広場」「屋根付き広場」「公衆便所」「標識（案内板・説明版等）」、および「自転車駐車場」をいう。
- (22) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、または戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象、または疫病や感染症のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（協定書関連書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、甲または乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
- (23) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、本甲の条例および規則、これらに基づく命令、通達、行政指導およびガイドライン、裁判所の判決、決定、命令および仲裁判断その他公的機関の定める全ての規定、判断、措置をいう。
- (24) 「本公園」とは、草津川跡地公園（区間6）（草津市東草津、大路、青地町の一部）をいう。
- (25) 「本協定書」とは、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置管理にかかる基本協定書およびその協定書の締結以降に、本事業に関して行った、甲および乙の合意を記載した一切の書類をいう。
- (26) 「本事業」とは、草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業のうち乙による本協定書第4条に規定する業務を行う事業をいう。

別紙2 事業日程

1. 事業全体スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・公募設置等計画の認定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・基本協定の締結（協定書の締結日） | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・認定有効期間 | 協定書締結日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・事業期間の終了 | 令和● (20XX) 年●月●日 |

2. 公募対象公園施設

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・公募対象公園施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の設置工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の供用開始予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の供用期間 | 供用開始日～令和●年●月●日 |
| ・公募対象公園施設の解体工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・設置許可期間 | 公募対象公園施設着工日～令和● (20XX) 年●月●日 |

3. 特定公園施設

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ・特定公園施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・特定公園施設建設・譲渡契約の締結予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・特定公園施設の建設工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・特定公園施設の譲渡予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |

4. 利便増進施設【提案がある場合】

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・利便増進施設の設計期間 | 協定書締結日～令和●年●月●日 |
| ・利便増進施設の設置工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・利便増進施設の供用開始予定日 | 令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・利便増進施設の供用開始期間 | 供用開始日～令和●年●月●日 |
| ・利便増進施設の解体工事期間 | 令和●年●月●日～令和● (20XX) 年●月●日 |
| ・占用許可期間 | 利便増進施設の着工日～令和● (20XX) 年●月●日 |

別紙3 事業対象区域

※事業区域図を作成し、公募対象公園施設、特定公園施設、任意提案施設（提案がある場合）、利便増進施設（提案がある場合）の範囲を記載する。

別紙4 乙が締結する保険契約

※乙の提案に応じて別紙を作成

- ・公募対象公園施設に関して乙が締結する保険契約
- ・特定公園施設に関して乙が締結する保険契約
- ・その他の保険契約

別紙5 使用料の支払い方法

1. 使用料等の構成および支払金額

事業期間中、乙が甲に支払う使用料および占用料（以下「使用料等」という。）は、以下のとおりとする。

施設種別	施設名	区分	使用料等の単価 (円／m ² ・年) (消費税および地方消費税を含む。)	対象面積 (m ²)	年間使用料 等 (円)
公募対象公園施設	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
利便増進施設	●●●●●	使用料	●●	●●	●●
	●●●●●	使用料	●●	●●	●●

※ 使用料等の算出の対象となる面積は、公募対象公園施設または利便増進施設の面積とし、別紙3の事業対象区域において示した各施設の面積に基づくものとする。

※ 当該面積に1平方メートル未満の端数が生じるときは切り上げるものとする。

※ 使用料等の単価については、草津市行財産使用料徴収条例第2条に基づき算定した金額としている。

2. 支払方法

乙は、年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に使用料等をそれぞれ納付するものとする。ただし、設置許可日または占用許可日の属する年で、許可の期間が1年に満たない場合は、日割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じる時は切り捨てるものとする。

3. 使用料等の改定

使用料等の額は、草津市行財産使用料徴収条例における使用料の改定および各会計年度当初の固定資産評価額に準じて改定する。

4. 遅延利息

乙は、甲が指定する期日までに使用料を納付しない場合には、その翌日から納付したまでの日数に応じて、本協定締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で日割計算した遅延損害金を甲に対して支払わなければならない。

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業
特定公園施設建設・譲渡契約書
(案)

令和●年●月
草津市

目 次

第1条（総則） -----	1
第2条（譲渡の対価） -----	1
第3条（特定公園施設譲渡価額の支払） -----	1
第4条（遅延利息） -----	1
第5条（契約不適合） -----	2
第6条（譲渡契約の変更） -----	2
第7条（裁判管轄） -----	2
第8条（協議事項等） -----	2

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業（以下「本事業」という。）に関して、草津市（以下「甲」という。）と認定計画提出者である【●●●●】（以下「乙」という。）との間で、本次の条項により特定公園施設建設・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲および乙は、本契約の履行に際し、甲および乙が令和●年●月●日に締結した草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置管理にかかる基本協定（以下「協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 乙は、協定の規定に従って、令和●●年●●月●●日までに、整備を完了し、その引渡しを行ふものとする。
- 3 甲は、第1条2項の特定公園施設の譲渡に関し、協定第63条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、公募設置等指針等および認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲および乙が合意した内容を含む。）に基づき、施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。
- 4 甲および乙は、協議により、引渡し予定日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡の対価は●●●●円（うち消費税および地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第3条 乙は、第1条第3項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受理した日から40日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(契約不適合)

第5条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、協定第72条に定めるところによる。

(譲渡契約の変更)

第6条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(裁判管轄)

第7条 本契約に起因する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第8条 本契約等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲および乙で協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 印

乙：(住所)
(乙名)
(代表者名) 印

草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業 スケジュール（概要）

資料6

